令 和 4 年 9 月 8 日 （ 木 ）
アーキビスト認証委員会（第 15 回）
国　立　公　文　書　館

# アーキビスト認証委員会（第 15 回）
## 議　事　次　第

日　時：令和４年９月８日（木）
14 時 00 分～16 時 00 分
場　所：国立公文書館４階会議室

## 議題

（１）アーキビスト認証委員会委員長の互選及び委員長代理の指名について

（２）認証アーキビスト更新に係る懸念事項への対応について

（３）認証アーキビスト更新に係る研修会等について

（４）アーキビスト認証に係る拡充検討について

（５）その他

## 配付資料

| | |
|---|---|
| 資　料　1 | 認証アーキビスト更新に係る懸念事項への対応について |
| 資　料　2 | 認証アーキビスト更新に係る研修会等について |
| 資　料　3 | アーキビスト認証に係る拡充検討について |

# アーキビスト認証委員会委員名簿

いぐちかずき
井口 和起　　（京都府立京都学・歴彩館顧問）

いのうえゆりこ
井上 由里子　（一橋大学大学院教授）

おおがたえこ
大賀 妙子　　（国立公文書館アドバイザー）

おおたとみやす
太田 富康　　（埼玉県立文書館主任専門員）

おおともかずお
大友 一雄　　（国文学研究資料館名誉教授）

たかのとしひこ
高埜 利彦　　（学習院大学名誉教授）

ふくいひとし
福井 仁史　　（国立公文書館首席研究官）

**〔令和4年6月8日発令〕**

（令和4年9月8日時点、敬称略・五十音順）

資料1

# 認証アーキビスト更新に係る懸念事項への対応について

## １．経緯

令和３年９月に開催した第９回アーキビスト認証委員会において、更新に係る特例措置の検討のためには、認証アーキビストに係る現状把握のデータが必要ではないかという意見の対応案として、認証アーキビスト実態調査を実施することとなった。

## ２．調査結果

別添「認証アーキビスト実態調査結果」を参照。

⇒問 31（20 頁）　取得可能な育児・介護に関する休暇・休業制度の割合は、４割から７割程度。

⇒問 46（37 頁～）　様々な事情（※）により、更新要件が満たせるか不安であるとの意見が多数。

（※）異動、出産・育児・病休、雇用形態、定年退職、研修受講、調査研究実績、その他

## ３．検討の方向性

育児・介護に関する休暇・休業に限らず、様々な事情により更新要件が満たせるか不安であるとの声が多数あがったため、育児・介護といった事項に限定して特例措置を設けることはせず、更新ができない間も専門性を有する者であることを証する何らかの手立てを検討したい。

## ４．今後の予定

| | |
|---|---|
| 令和４年９月 10 日（土） | 認証アーキビストに対し調査結果報告会を開催 |
| 令和５年３月 | アーキビスト認証委員会において検討 |
| 令和６年度 | 更新手続きの確定 |
| 令和７年４月以降 | 更新手続き開始 |
| 令和８年１月１日 | 第１回更新 |

【参考１】第９回アーキビスト認証委員会　配布資料２（抜粋）

## １　育児・介護休業における特例措置

〇委員会での議論（概要）

特例措置の検討のためには、認証アーキビストに係る現状把握のデータが必要ではないか。

〇対応案

・特例措置の検討に限定せず、認証アーキビストが活躍しやすい環境を整備するための現状把握として、令和４年１月以降に認証アーキビストに対し雇用形態や育児・介護休業取得可能状況等を含むアンケート調査項目の検討を開始する。

・アンケート結果を踏まえて特例措置の可否に関する検討する。

【参考２】令和４年度　認証アーキビスト　申請の手引き（抜粋）

Q9-４　認証の有効期間の５年間で 20 点に満たず、更新出来なかった場合はどうすれば良いですか。

A9-４　更新申請は、有効期間が切れた６年目以降であっても、更新点数累積期間（最近５年）で累積した点数が 20 点を満たせば更新申請を行うことができます。

なお、認証アーキビストの審査において、アーカイブズに係る専門性を有することは認められているため、認証アーキビストの再度の申請は受け付けられません。

（以下、具体的な例）

〇Ａさんの事例（認証の有効期間内に 20 点を満たした場合）

認証後の５年間に 20 点を満たし、５年目に更新申請を行った結果、更新が認められた。

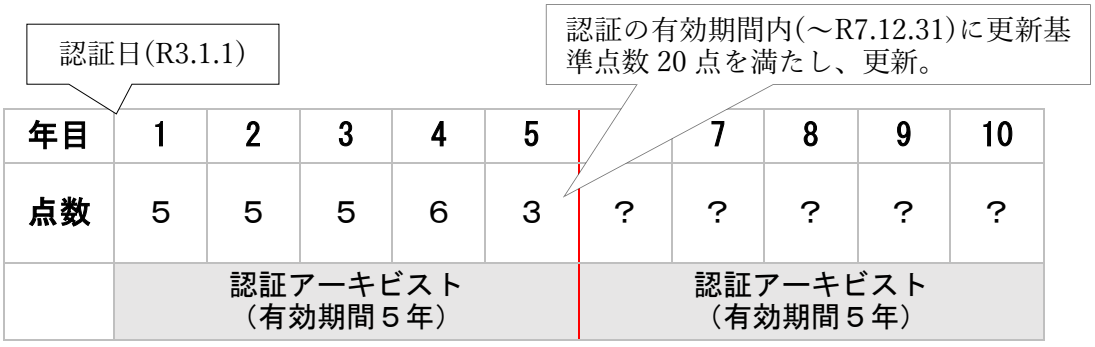


〇Ｂさんの事例（認証の有効期間内に活動したが、20 点を満たせなかった場合）

認証後の１、２年目にそれぞれ５点を加えたものの、３年目に他機関へ異動となり十分な活動ができず、３～５年目は計６点にとどまった。よって５年間で計 16 点となり、更新基準点数 20 点に満たず、更新出来なかった。

その後、６～８年の３年間（12 月末までの見込み）で 15 点を加えた。最近５年間（４～８年）で合計 20 点となったため、８年目に更新申請を行った結果、更新が認められた。

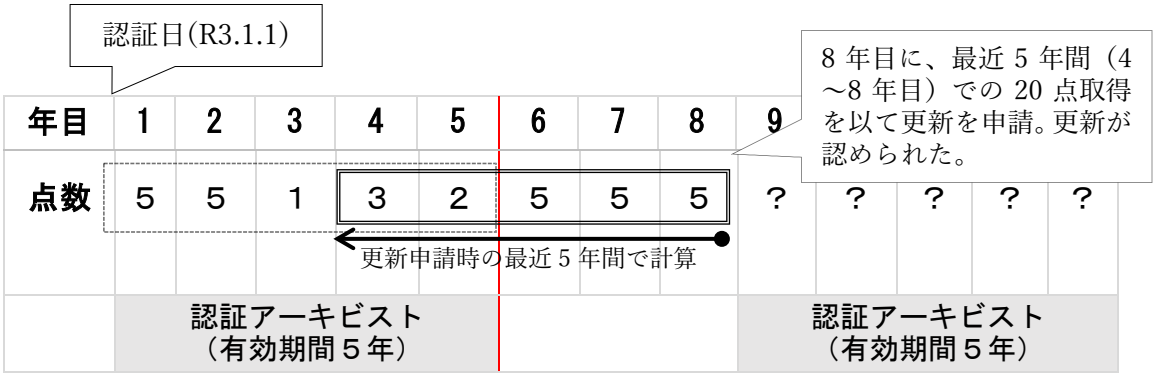


〇Ｃさんの事例（認証有効期間内にほぼ活動できず、期間経過後に活動を再開）

認証アーキビストとなってから活動できず、認証の有効期間内で更新基準点数（20 点）に満たなかったため、更新出来なかった。

その後、長くアーカイブズに係る活動を行っていなかったが、11～13 年目の３年間に調査研究成果の公表などにより 20 点を加えることができたため、13 年目（更新点数累積期間：９～13 年）に更新申請を行った結果、更新が認められた。

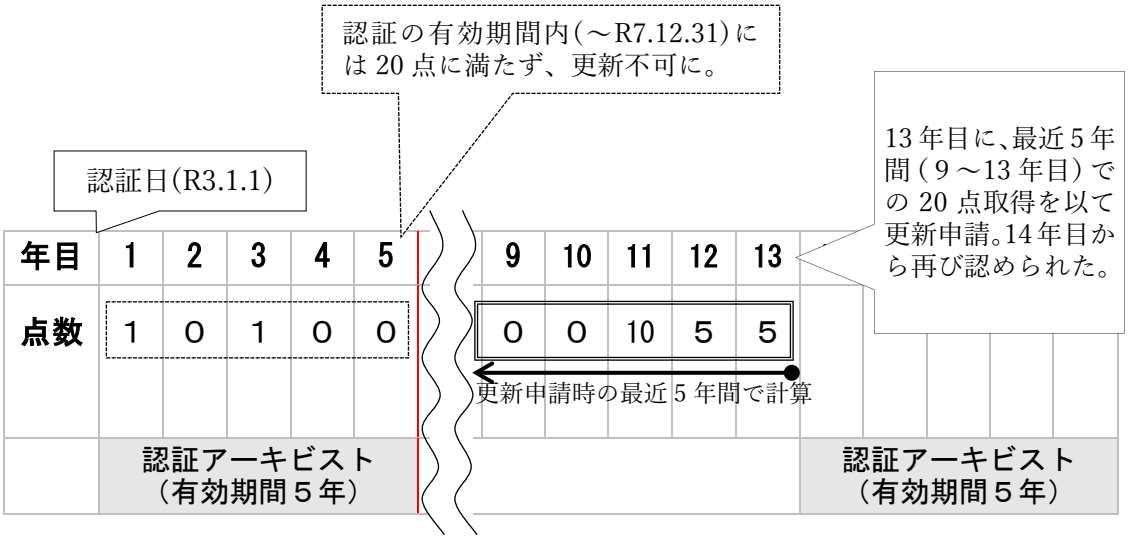

（別添）

# 認証アーキビスト実態調査結果

令和４年（2022 年）９月

独立行政法人 国立公文書館

目　　次

１　調査概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
（１）目的
（２）対象
（３）実施方法
（４）調査期間
（５）回答状況

２　調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
（１）回答者の属性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
問１．性別
問２．年齢
問３．アーカイブズ関係の職務に従事した勤務年数の累計（過去の勤務先を含む、１年未満切り上げ）
問４．最終学歴
問５．最終学歴における大学院、大学の専攻分野
問６．アーカイブズに関する保有資格
問７．所属している学会、団体

（２）現在の勤務状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
問８．現在、就業していますか。
問９．現在、勤務先の機関において、職務基準書に定める職務（評価選別・収集、保存、利用、普及）を行っていますか。
問 10. 勤務先機関の種別
問 11. 勤務先機関の分類
問 12. 勤務エリア
問 13. 現在、勤務している機関での勤務年数
問 14. 職務基準書に定める職務は、年間を通じて全体の職務の何割程度を占めていますか。
問 15. 職務基準書に定める職務のうち、どれを行っていますか。
問 16. 職務基準書に定める職務以外の業務では、どのようなことに時間を割いていますか。

（３）現在の勤務条件・環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
問 17. 雇用形態（身分）
問 18. 雇用契約（任用）期間
問 19. 雇用契約（任用）期間満了後の更新の有無
問 20. 問 19 で「ある」の場合、更新の回数制限の有無
問 21. 問 19 で「ある」の場合、更新の上限年数
問 22. 問 19 で「ある」の場合、更新が上限に達した後、改めて募集に対して応募できますか。

問 23. １か月の勤務日数（祝日のない 30 日の「６月」を想定して回答）
問 24. 1 日の勤務時間(休憩時間を除く所定の勤務時間。超勤は含まない)
問 25. 問 17 から問 24 までの雇用形態（身分、雇用契約期間、勤務日数、勤務形態等）の満足度
問 26. 賃金体系
問 27. ボーナス・一時金（期末手当）の有無
問 28. 年収（諸手当、賞与を含んだ額面）
問 29. 問 26 から問 28 までの現在の賃金（給与、手当等）の満足度
問 30. 家計の中での現在の賃金の位置づけ
問 31. 取得可能な休暇・休業
問 32. 問 31 の現在の休暇・休業制度の満足度

（４）教育・研修環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
※問 33 から問 39 については、問 11 とクロス集計を行いました。
問 33. 日常的に、専門的な業務について相談する相手がいますか。
問 34. 過去１年間に、勤務先から派遣されるアーカイブズに関する研修会・研究会に参加する機会はありましたか。
問 35. 過去１年間に、勤務先とは関わりなくアーカイブズに関する研修会・研究会に自主的に参加したことはありましたか。(ただし、研修会・研究会の講師を除く。)
問 36. アーカイブズに関する研修会・研究会を受講する場合にどのような問題がありますか。
問 37. アーカイブズに関する研修会・研究会の参加以外に、勤務先とは関わりなく自主的に学習や活動をしていることはありますか。
問 38. 問 37 で「ある」の場合、具体的にどのようなことですか。
問 39. アーカイブズに係る調査研究実績を公表できる媒体や機会はありますか。

（５）その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
問 40. アーカイブズ関連の仕事についた主なきっかけは何ですか。
問 41. 主に何によってアーカイブズ関係の教育を受けましたか。
問 42. 認証アーキビストへ申請した理由は何ですか。
問 43. 認証アーキビストとしての立場、経験を活かし、今後活動するとしたらどれですか。
問 44. 認証アーキビストの資格を取得したことにより、メリットはありましたか。
問 45. 問 44 で「あった」の場合、どのようなメリットがありましたか。
問 46. 今後、認証アーキビストの更新にあたり、懸念事項や問題はありますか。
問 47. もし「archivist」の日本語訳を試みるとすれば、どのような訳がふさわしいと思いますか。
問 48. アーカイブズを社会に根付かせるために、あなたは今後何をしていきたいですか。
問 49. アーカイブズを社会に根付かせるためには、今後何が必要と思いますか。

# １　調査概要

**（１）目的**

認証アーキビストの定着に資する取組の参考とするため、認証アーキビストの方を対象とし、現在の勤務状況、勤務条件、教育・研修環境の実態調査を実施。

**（２）対象**

認証アーキビスト　247 名

**（３）実施方法**

WEB 入力

**（４）調査期間**

令和４年５月 25 日（水）９：00　～　６月 15 日（水）23：59

**（５）回答状況**

回答数　208 名（回答率　84.2%）

## ２　調査結果

※個人が特定されうる記述については、趣旨を違わない範囲で修正しております。

### （１）回答者の属性

問１．性別

| | 件数 | % |
|---|---|---|
| １．男 | 123 | 59.1% |
| ２．女 | 83 | 39.9% |
| ３．答えたくない | 2 | 1.0% |
| 計 | 208 | 100.0% |

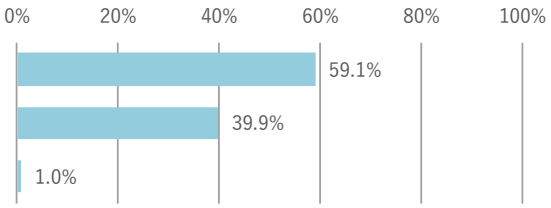


問２．年齢

| | 件数 | % |
|---|---|---|
| １．２０代 | 2 | 1.0% |
| ２．３０代 | 24 | 11.5% |
| ３．４０代 | 82 | 39.4% |
| ４．５０代 | 57 | 27.4% |
| ５．６０代 | 39 | 18.8% |
| ６．７０代以上 | 3 | 1.4% |
| ７．答えたくない | 1 | 0.5% |
| 計 | 208 | 100.0% |

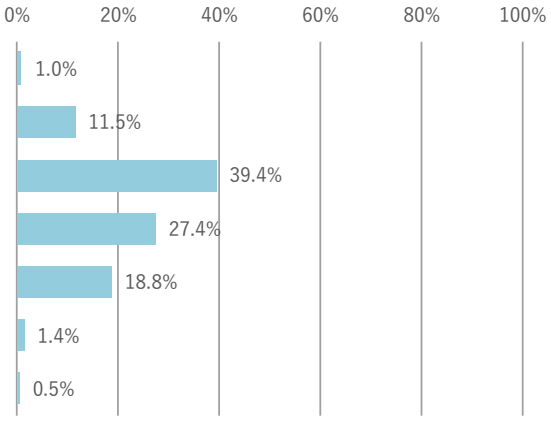


問３．アーカイブズ関係の職務に従事した勤務年数の累計（過去の勤務先を含む、１年未満切り上げ）

| | 件数 | % |
|---|---|---|
| １．１～５年 | 6 | 2.9% |
| ２．６～10年 | 59 | 28.4% |
| ３．11～15年 | 53 | 25.5% |
| ４．16～20年 | 37 | 17.8% |
| ５．21～25年 | 22 | 10.6% |
| ６．26～30年 | 16 | 7.7% |
| ７．31年以上 | 15 | 7.2% |
| 計 | 208 | 100.0% |

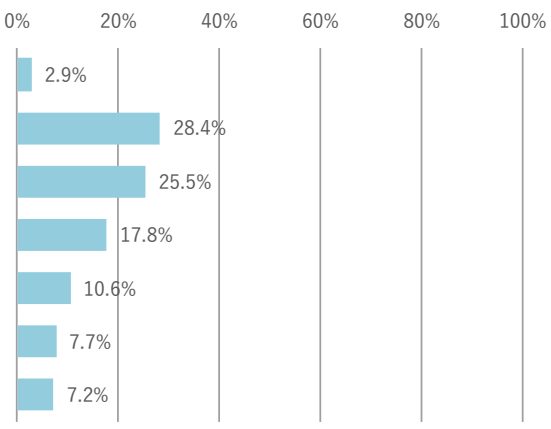

問４．最終学歴

| | 件数 | % |
|---|---|---|
| 1．大学院（博士課程） | 81 | 38.9% |
| 2．大学院（修士課程） | 93 | 44.7% |
| 3．大学 | 32 | 15.4% |
| 4．短期大学・高等専門学校 | 1 | 0.5% |
| 5．専門学校 | 0 | 0.0% |
| 6．高等学校 | 1 | 0.5% |
| 7．その他 | 0 | 0.0% |
| 8．答えたくない | 0 | 0.0% |
| 計 | 208 | 100.0% |

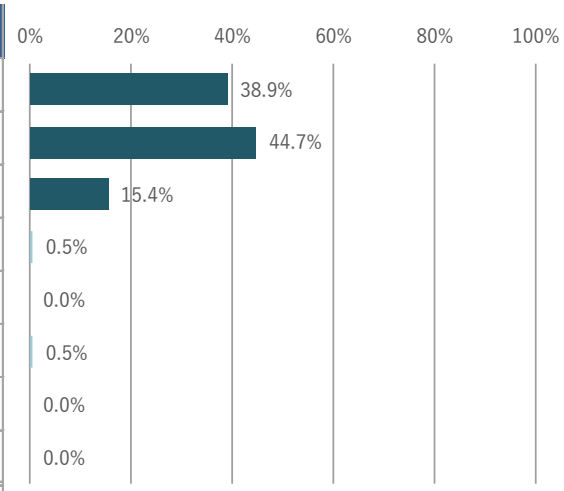


【問４で「大学院（博士課程・修士課程）・大学」と答えた方のみ】

問５．最終学歴における大学院、大学の専攻分野

| | 件数 | % |
|---|---|---|
| 1．アーカイブズ学 | 17 | 8.3% |
| 2．文学 | 8 | 3.9% |
| 3．史学 | 131 | 63.6% |
| 4．哲学 | 1 | 0.5% |
| 5．法学・政治学 | 9 | 4.4% |
| 6．商学・経済学 | 5 | 2.4% |
| 7．社会学 | 6 | 2.9% |
| 8．理学 | 1 | 0.5% |
| 9．工学 | 1 | 0.5% |
| 10．農学 | 0 | 0.0% |
| 11．保健 | 0 | 0.0% |
| 12．商船 | 0 | 0.0% |
| 13．家政 | 0 | 0.0% |
| 14．教育 | 9 | 4.4% |
| 15．芸術 | 4 | 1.9% |
| 16．その他 | 14 | 6.8% |
| 計 | 206 | 100.0% |

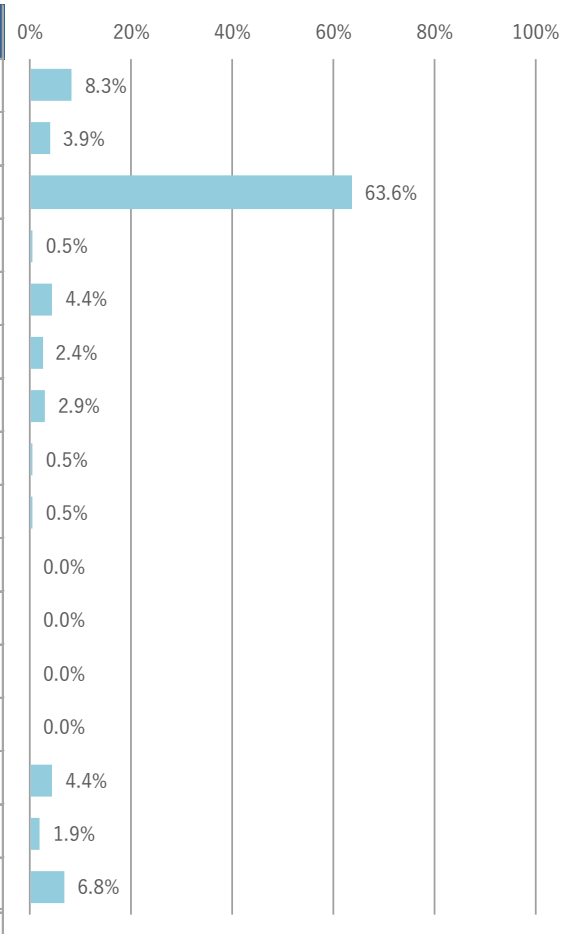

問６．アーカイブズに関する保有資格（複数回答可）

| | 件数 | % |
|---|---|---|
| 1．日本アーカイブズ学会登録アーキビスト | 41 | 19.7% |
| 2．文書情報管理士 | 13 | 6.3% |
| 3．文書情報マネージャー | 2 | 1.0% |
| 4．記録情報管理士 | 2 | 1.0% |
| 5．公文書管理検定 | 11 | 5.3% |
| 6．デジタル・アーキビスト | 11 | 5.3% |
| 7．司書 | 39 | 18.8% |
| 8．学芸員 | 129 | 62.0% |
| 9．文化財ＩＰＭコーディネータ | 8 | 3.8% |
| 10．文化財虫菌害防除作業主任者 | 2 | 1.0% |
| 11．その他 | 14 | 6.7% |
| 無回答・無効回答 | 40 | 19.2% |
| 回答数 | 208 | - |

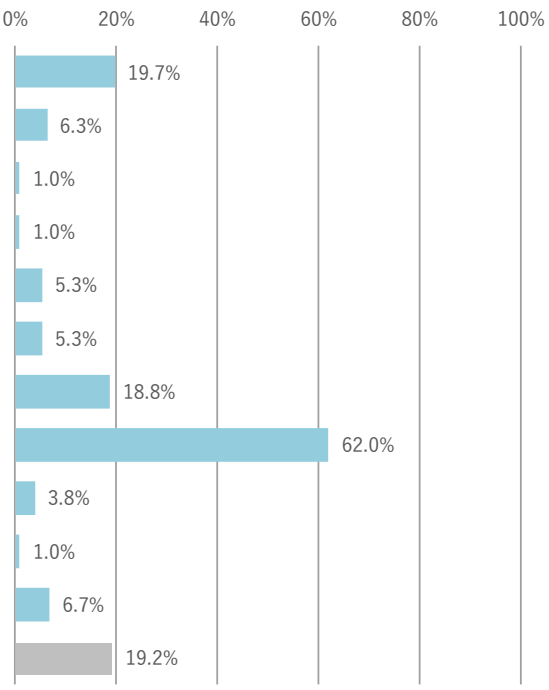


| その他-自由記述 |
|---|
| 行政文書管理士（同意見２件） |
| 個人情報保護士（同意見２件） |
| 検索技術者検定 |
| デジタル情報記録技術者 |
| 初級システムアドミニストレータ |
| 高等学校教諭専修免許状（地理歴史）、高等学校教諭一種免許状（地理歴史、公民）、中学校教諭専修免許状（社会）、中学校教諭一種免許状（社会） |
| 司書教諭（同意見２件） |

問７．所属している学会、団体（複数回答可）

| | 件数 | % |
|---|---|---|
| 1．ARMA International 東京支部 | 2 | 1.0% |
| 2．企業史料協議会 | 3 | 1.4% |
| 3．記録管理学会 | 21 | 10.1% |
| 4．全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（機関会員、個人会員、地域部会のいずれも問わず） | 78 | 37.5% |
| 5．日本アーカイブズ学会 | 76 | 36.5% |
| 6．公益社団法人日本文書情報マネジメント協会 | 1 | 0.5% |
| 7．日本歴史学協会 | 4 | 1.9% |
| 8．デジタルアーカイブ学会 | 20 | 9.6% |
| 9．その他 | 93 | 44.7% |
| 10．答えたくない | 2 | 1.0% |
| 無回答・無効回答 | 26 | 12.5% |
| 回答数 | 208 | - |

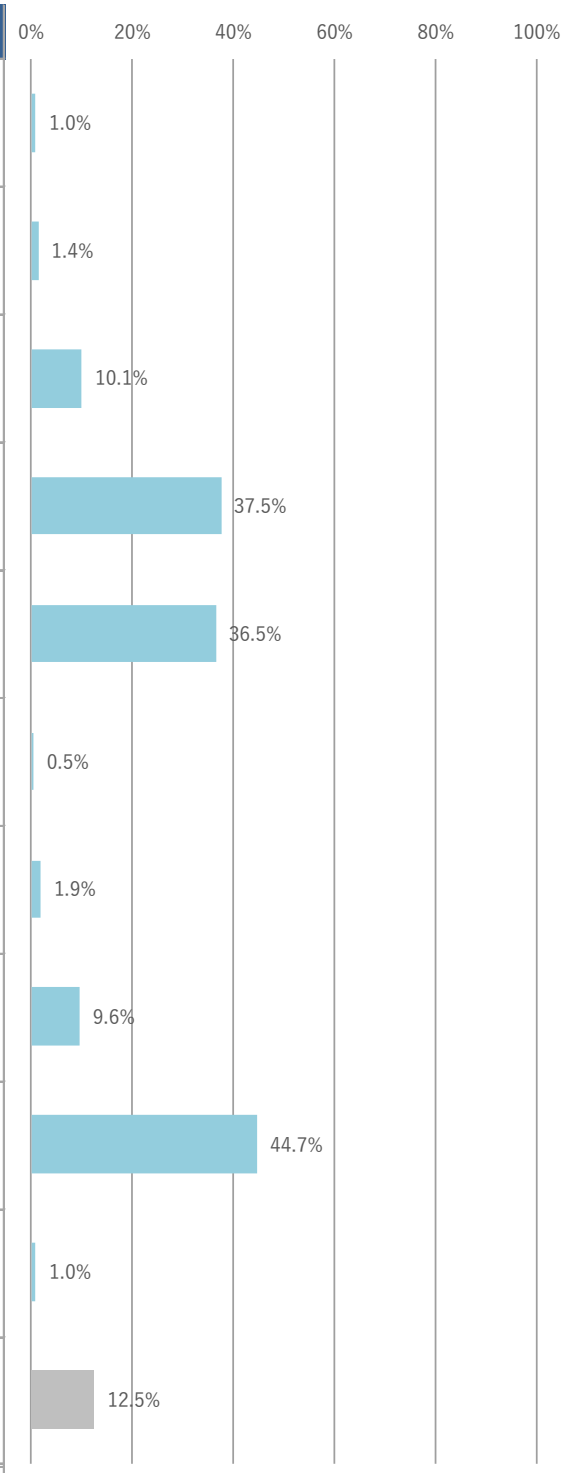

## （２）現在の勤務状況

問８．現在、就業していますか。

| | 件数 | % |
|---|---|---|
| １．はい | 192 | 92.3% |
| ２．いいえ | 14 | 6.7% |
| ３．答えたくない | 2 | 1.0% |
| 計 | 208 | 100.0% |

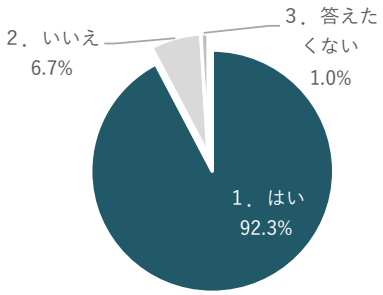


【問８で「はい」と答えた方のみ】

問９．現在、勤務先の機関において、職務基準書に定める職務（評価選別・収集、保存、利用、普及）を行っていますか。

| | 件数 | % |
|---|---|---|
| １．はい | 166 | 86.5% |
| ２．いいえ | 26 | 13.5% |
| 計 | 192 | 100.0% |

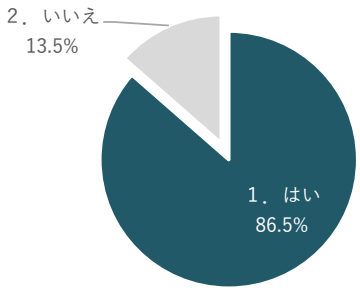

【問39まで問８,９で「はい」と答えた方のみ】

問10. 勤務先機関の種別

| | 件数 | % |
|---|---|---|
| 1．アーカイブズ機関（公文書館、大学アーカイブズ、企業アーカイブズ） | 110 | 66.3% |
| 2．美術館 | 1 | 0.6% |
| 3．博物館、資料館 | 27 | 16.3% |
| 4．図書館（県立・市立・大学附属等） | 6 | 3.6% |
| 5．自治体史編纂機関 | 2 | 1.2% |
| 6．行政機関（官公庁、県庁、市役所、町村役場） | 8 | 4.8% |
| 7．大学、研究所・研究機関 | 7 | 4.2% |
| 8．アーカイブズの整理・保存・コンサルタント等の業務に関する機関 | 3 | 1.8% |
| 9．その他 | 2 | 1.2% |
| 計 | 166 | 100.0% |

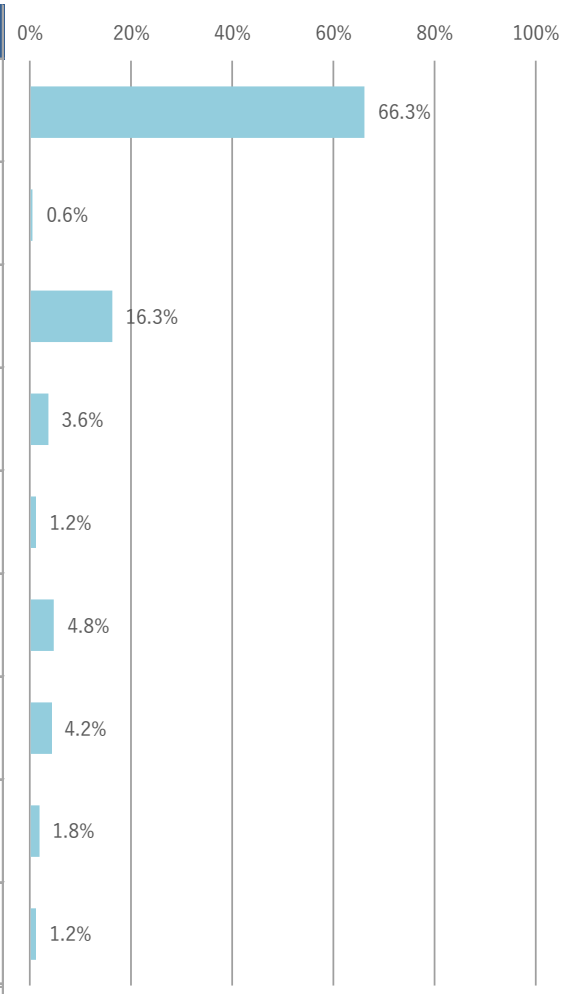


問11. 勤務先機関の分類

| | 件数 | % |
|---|---|---|
| 1．国・独立行政法人 | 42 | 25.3% |
| 2．都道府県 | 45 | 27.1% |
| 3．市区町村 | 47 | 28.3% |
| 4．公益法人、NPO法人 | 11 | 6.6% |
| 5．国公立大学法人、学校法人 | 13 | 7.8% |
| 6．企業 | 6 | 3.6% |
| 7．その他 | 2 | 1.2% |
| 計 | 166 | 100.0% |

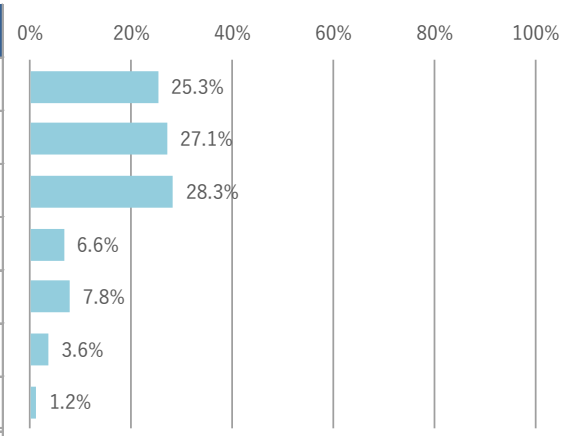

問12. 勤務エリア

| | 件数 | % |
|---|---|---|
| 1．北海道 | 3 | 1.8% |
| 2．東北 | 6 | 3.6% |
| 3．関東 | 89 | 53.6% |
| 4．中部 | 15 | 9.0% |
| 5．近畿 | 19 | 11.4% |
| 6．中国 | 15 | 9.0% |
| 7．四国 | 7 | 4.2% |
| 8．九州・沖縄 | 11 | 6.6% |
| 9．答えたくない | 1 | 0.6% |
| 計 | 166 | 100.0% |

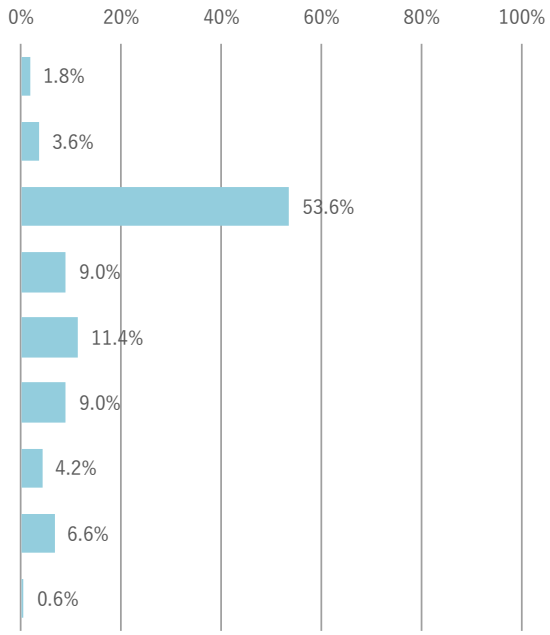


東北エリア：青森・秋田・岩手・山形・宮城・福島
関東エリア：東京・神奈川・千葉・埼玉・栃木・茨城・群馬
中部エリア：静岡・愛知・山梨・長野・岐阜・福井・石川・富山・新潟
近畿エリア：大阪・京都・奈良・三重・和歌山・滋賀・兵庫

問13. 現在、勤務している機関での勤務年数

| | 件数 | % |
|---|---|---|
| 1． 1年未満 | 7 | 4.2% |
| 2． 3年未満 | 14 | 8.4% |
| 3． 5年未満 | 22 | 13.3% |
| 4． 5年以上10年未満 | 40 | 24.1% |
| 5．10年以上20年未満 | 51 | 30.7% |
| 6．20年以上 | 32 | 19.3% |
| 計 | 166 | 100.0% |

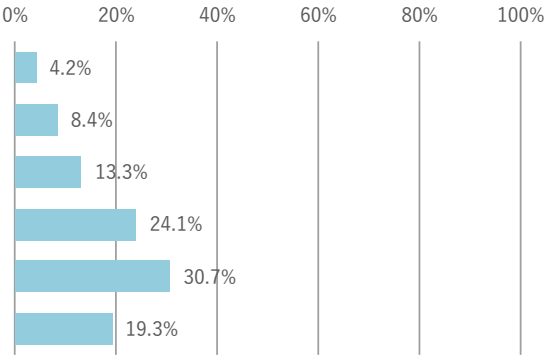


問14. 職務基準書に定める職務は、年間を通じて全体の職務の何割程度を占めていますか。

| | 件数 | % |
|---|---|---|
| 1． 2割未満 | 12 | 7.2% |
| 2． 2～3割 | 16 | 9.6% |
| 3． 4～5割 | 20 | 12.0% |
| 4． 6～7割 | 26 | 15.7% |
| 5． 8割以上 | 92 | 55.4% |
| 計 | 166 | 100.0% |

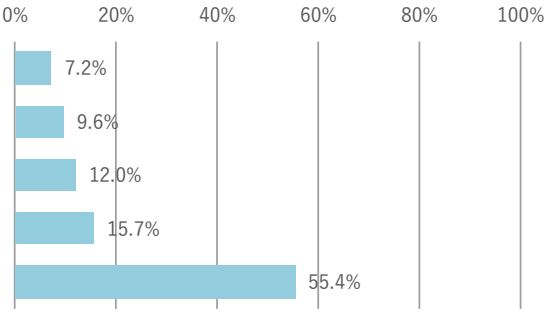

問15. 職務基準書に定める職務のうち、どれを行っていますか。（複数回答可）

| | 件数 | % |
|---|---|---|
| 1．公文書管理に関する助言及び実地調査 | 45 | 27.1% |
| 2．公文書管理に関する研修の企画・運営 | 20 | 12.0% |
| 3．公文書のレコードスケジュール設定 | 15 | 9.0% |
| 4．公文書の廃棄時における評価選別 | 69 | 41.6% |
| 5．公文書の協議による移管 | 46 | 27.7% |
| 6．寄贈・寄託文書の受入れ判断 | 93 | 56.0% |
| 7．中間書庫への受入れ・管理 | 16 | 9.6% |
| 8．公文書の受入れ | 45 | 27.1% |
| 9．寄贈・寄託文書の受入れ | 91 | 54.8% |
| 10．公文書等の整理及び保存 | 98 | 59.0% |
| 11．書庫等における保存環境の管理 | 77 | 46.4% |
| 12．複製物の作成 | 60 | 36.1% |
| 13．公文書等の目録作成 | 101 | 60.8% |
| 14．公文書等の利用に係る審査 | 62 | 37.3% |
| 15．閲覧等への対応 | 115 | 69.3% |
| 16．レファレンス | 121 | 72.9% |
| 17．展示の企画・運営 | 103 | 62.0% |
| 18．デジタルアーカイブ等の構築・運用 | 66 | 39.8% |
| 19．情報の発信（研究紀要・講座の企画等） | 109 | 65.7% |
| 20．歴史資料等の所在状況把握 | 82 | 49.4% |
| 21．他のアーカイブズ機関、類縁機関（図書館、博物館等）及び地域等との連携・協力 | 91 | 54.8% |
| 22．アーカイブズ機関等職員に対する研修の企画・運営 | 20 | 12.0% |
| 無回答・無効回答 | 0 | 0.0% |
| 回答数 | 166 | - |

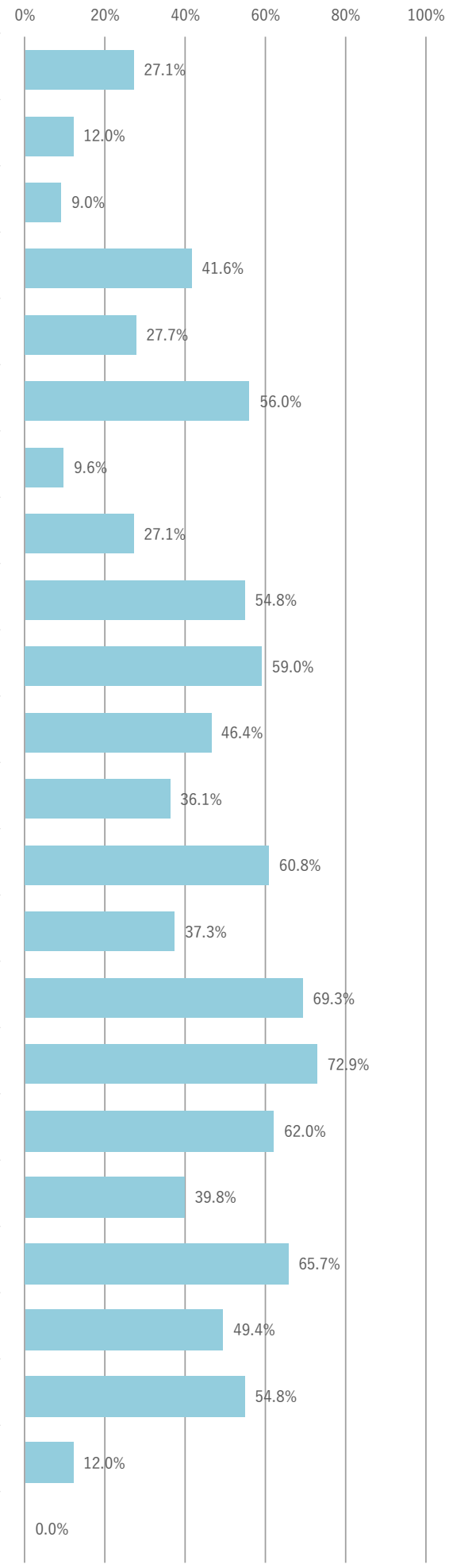

問 16. 職務基準書に定める職務以外の業務では、どのようなことに時間を割いていますか。

（自由記述）

| ○組織の庶務、管理業務など |
| --- |
| 管理業務。（同意見 3 件） |
| 事務作業。（同意見 2 件） |
| 館の庶務（予算・決算等）。 |
| 課の総務（人事、予算、施設管理含む）の統括業務。 |
| 予算、決算の執行。庁舎の維持管理等。 |
| 予算事務。 |
| 施設の管理業務。 |
| 施設管理。 |
| 館全体の管理業務。 |
| 館の運営に関する事務。 |
| 管理・庶務業務。 |
| 管理職としての事務。 |
| 管下職員の労務管理。 |
| 職員の服務管理。 |
| 社内業務、人事評価や採用面接など。 |
| 庶務経理、管理業務等。 |
| 一般行政事務（主に庶務、経理業務）。 |
| 所属機関の事務処理（書類作成・決裁事務、予算要求・執行関係業務、議会対応）。 |
| 公文書館関係の日々の事務的業務。 |
| 事務処理、書類作成。 |
| アルバイト管理業務。 |
| 庶務事務、マネジメント業務等。 |
| 労務管理、伝票発行、財務処理。 |
| 博物館の運営・開館に関する諸業務。 |
| 組織マネジメント。 |
| ボランティア指導、館全体業務・事業の管理・指導。 |
| プロジェクトの進捗管理。 |
| 調達業務。 |
| 学芸業務のマネジメント。 |
| 行政の一般的事務（施設の維持管理、行政上の調査・照会への回答文書作成）、および博物館の一般的事務（施設および資料の貸出手続き、看板・広告・ウェブなどの広報物および原稿の作成、団体見学への対応、実習生の受け入れ、混雑時の入場者整理）。博物館勤務に転じた現在は、所属以外の公文書の管理は行っておりません。 |
| 一般事務、その他自治体職員として指定された業務（選挙管理や防災など、指定があれば従事の可能性あり）。 |
| 実質的に正職員が一名のため、管理や庶務に関する業務などを担当。 |

| |
|---|
| 組織間の業務調整、見学対応等。 |
| 会計処理等の庶務、他課から依頼を受けた展示等のへの助言、所蔵品管理や選別作業用のデータベースの保守。 |
| アーカイブズ関連業務の行政上の事務手続きに時間がかかりますが、これも職務に入るのであれば、該当するものはないです。 |
| 一般的な公務員の業務（一般事務、選挙事務、コロナワクチン対策事務、市主催イベントの事務　など)、市民ボランティアに関する業務、全史料協大会運営委員会関連業務、質問 15 の選択肢 21（他のアーカイブズ機関、類縁機関（図書館、博物館等）及び地域等との連携・協力）に当てはまらない他機関・団体からの依頼業務　など。 |
| ○編纂業務 |
| 資料集の編さん業務。 |
| 自治体史の編さん。 |
| 自治体史の編さん事業。 |
| 館刊行物（自治体史資料集）の編さん業務。 |
| 史料編纂事業。 |
| 史料の編纂業務。 |
| ○研究など |
| アーカイブズ、アーカイブズ学にかかわる研究。 |
| アーカイブズ学の研究、研究成果の発表、外部資金（科研費）による研究、外部機関における講義等。 |
| 研究（アーカイブズ、歴史関連)。 |
| ○関係機関、類縁機関等の業務 |
| 博物館等への併任業務。 |
| 博物館学芸員としての業務。事務職員としての業務。 |
| 博物館法に規定されている文化観光関連業務。 |
| 勤務先が博物館との複合施設であり、文化財保護行政を所管しているので、博物館業務と文化財保護業務が大きなウェイトを占めている。 |
| 図書資料の装備など図書館業務。 |
| 図書館業務（兼務職員のため)。 |
| 図書資料の整理・選別など。 |
| 図書館サービス業務（学術情報のリテラシー教育、相互貸借業務、利用者サービス業務)。 |
| 図書館業務（利用者対応、本の目録の作成等)。 |
| ほぼ職務基準書に定められた業務のみをおこなっているが、しいてあげるなら、図書館なので閲覧者用の（十五種以上の）新聞の受け入れと閲覧室への配架、前日の新聞の収納作業は毎日開館前におこなっている。月一回の近隣自治体広報誌の配架作業も開館前におこなっている。 |
| ○情報セキュリティ、ホームページ管理など |
| 勤務機関における業務システムの構築・運用（インフラ整備)。 |
| 外部機関との調整、情報セキュリティ対応。 |
| ホームページの企画運用。 |
| 館ホームページ（デジタルアーカイブ以外）の運用・更新・アクセス分析。 |

| |
|---|
| 自治体が発行した刊行物の販売及び管理、デジタルアーカイブ以外のホームページの作成・修正など。 |
| ○さまざまな業務 |
| 公文書管理条例制定や公文書館設立に関しての基礎自治体支援・助言。 |
| 公文書等の作成、運搬。 |
| レコード・マネジメントの構築。 |
| 目録の作成。 |
| 所蔵資料から特定の情報を抽出し、デジタルで目録・データベース化することでレファレンスツールとして活用する。 |
| レファレンス一般。 |
| 史料閲覧スペースにおいて、利用者から史料の複写可否につき尋ねられた際の対応。 |
| 複製資料利用許可申請手続きなど。 |
| 利用者の古文書解読のお手伝いや資料の状態チェック、梱包材の交換など。 |
| 展覧会の企画・運営、その他館主催事業の実施。 |
| アーカイブズについてわかりやすくかみ砕いた内容（豆知識など）の機関誌連載等による職員への普及啓発（公文書管理に対する意識改革を狙いとする）。 |
| 予防的保存（保管環境の管理以外の、生物被害対策、保存容器収納、防災計画策定等）、資料の修復。 |
| 文化財行政全般。 |
| 教育活動。 |
| 教育・観光関係、組織の事務局業務。 |
| 整理、公開、普及。 |
| 教育、研究、学内業務。 |
| 外部の郷土史研究会（任意団体）の事務局も担当しており、年 3 回の学術雑誌の編集・発行、講演会や研究発表大会の準備のため教育委員会や地元新聞社への共催申請や開催準備や運営、会計事務など。 |
| 所属学校法人関連団体（保護者会等）主催の行事での講師（歴史資料を使っての自校史教育的な分野）。 |
| 学校の史料室であるため、古い卒業生や教職員と現在の学校をつなぐハブ機能を果たしています。そのほか、歴史的記述に誤りがないか、学校案内等の記事の内容チェックなども多く行っています。 |
| 所蔵文化財および所蔵者（法人）に関する法人組織の外にある歴史資料等を含む各種情報の調査・収集。広報原稿の執筆・校正。法人の編纂業務に資する各種ツール（年表、文献リスト、資料翻刻等）の整備。所蔵文化財に関する研究。 |
| 市の複数の資料館の管理業務、民俗資料の管理、他職員による撮影・掃除などの指示、館主催の体験講座の指導、窓口業務（受付・書籍販売・コロナウィルス対策）、販売書籍の在庫確認、起案・提出書類の作成、ポスター・チラシ作成、送付、マスコミへの取材協力・画像提供・インタビュー。 |
| 大学事務、担当資料に関する調査研究、発信、セミナー等、共同研究など。 |
| 館の運営にかかわる庶務。学校教育・社会教育に関わる教育普及事業。 |
| 関係者を訪ね、史料収集活動。 |
| 社内へのアーカイブズの理解のための文書作成補助、一般事務、アーカイブズ規定作成補助、資料収集等。 |
| 地方自治体等で開催する審議会等の委員、大学の非常勤講師、論文指導等。 |

| |
|---|
| 調査研究／ワークショップ等の企画・運営／ボランティア管理業務／他職員の業務管理など。 |
| 資料整理ボランティアの育成。 |
| ボランティア団体と連携しての教育普及。 |
| 市の刊行物の販売、領収書・日計表等の作成・整理。閲覧室・ロビー・資料室等の照明のチェック・交換。 |
| 利用者数・アンケート回答の集計作業、備品管理、他館や研究者から届いたアンケートに回答する作業、勤務先機関から所属宛てに届いた照会に回答する作業。 |
| 諸雑務、新聞スクラップ作成、諸講座の講師など。 |
| 市史販売、その他事務業務。 |
| 刊行物（市史等）の販売・在庫管理。 |
| 区発行の刊行物の管理など。 |
| 本の編集。 |
| 観光施設としてのイベント企画等。 |
| 部署内他チームの業務補助、事務。 |
| 併任の業務。 |
| 全ての業務が何らかのかたちで、基準書に定める業務の枠内にあるものと認識。 |
| おおむね、問 15（職務基準書に定める職務）の内容のみである。 |

## （３）現在の勤務条件・環境

【以下、職務基準書に定める職務を行っている勤務先の勤務条件・環境についての回答】

問17. 雇用形態（身分）

| | 件数 | % |
|---|---|---|
| 1．国・独立行政法人 | 41 | 24.7% |
| 2．地方自治体（都道府県、市区町村） | 89 | 53.6% |
| 3．公益法人、NPO法人、国公立大学法人、学校法人 | 27 | 16.3% |
| 4．企業 | 6 | 3.6% |
| 5．その他 | 3 | 1.8% |
| 計 | 166 | 100.0% |

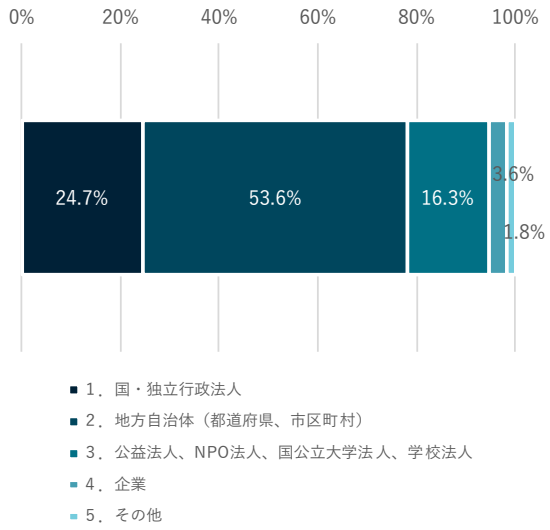


| 1．国・独立行政法人 | 件数 | % |
|---|---|---|
| 1-1．常勤（正規）職員 | 32 | 78.0% |
| 1-2．非常勤職員 | 9 | 22.0% |
| 1-3．わからない | 0 | 0.0% |
| 1-4．答えたくない | 0 | 0.0% |
| 計 | 41 | 100.0% |

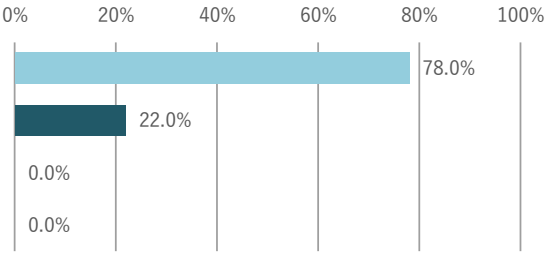


| 2．地方自治体（都道府県、市区町村） | 件数 | % |
|---|---|---|
| 2-1．常勤（正規）職員 | 44 | 49.4% |
| 2-2．フルタイム会計年度任用職員 | 9 | 10.1% |
| 2-3．パートタイム会計年度任用職員 | 34 | 38.2% |
| 2-4．会計年度任用職員ではない臨時的任用職員 | 0 | 0.0% |
| 2-5．特別職非常勤職員 | 1 | 1.1% |
| 2-6．わからない | 1 | 1.1% |
| 2-7．答えたくない | 0 | 0.0% |
| 計 | 89 | 100.0% |

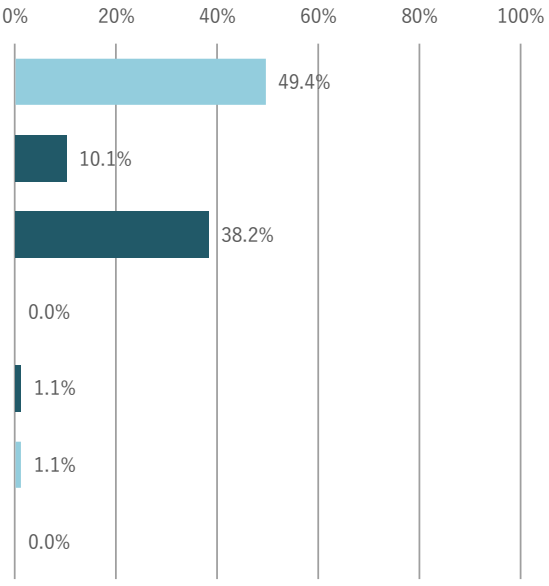

| 3．公益法人、NPO法人、国公立大学法人、学校法人 | 件数 | % |
|---|---|---|
| 3-1．正規雇用職員 | 16 | 59.3% |
| 3-2．有期契約職員 | 11 | 40.7% |
| 3-3．わからない | 0 | 0.0% |
| 3-4．答えたくない | 0 | 0.0% |
| 計 | 27 | 100.0% |

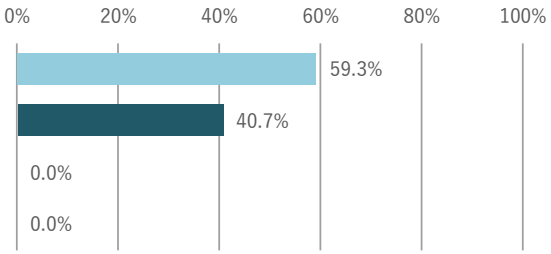


| 4．企業 | 件数 | % |
|---|---|---|
| 4-1．正社員 | 4 | 66.7% |
| 4-2．契約社員 | 2 | 33.3% |
| 4-3．派遣社員 | 0 | 0.0% |
| 4-4．パート・アルバイト | 0 | 0.0% |
| 4-5．わからない | 0 | 0.0% |
| 4-6．答えたくない | 0 | 0.0% |
| 計 | 6 | 100.0% |

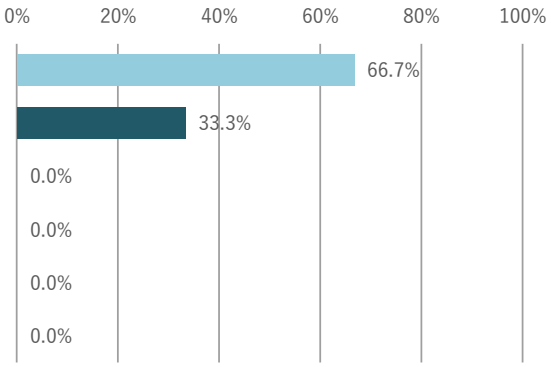


| その他-自由記述 |
|---|
| 宗教法人 |
| 業務委託 |
| 経営者 |
| 公益財団法人 |

【問18~問26まで問17で「非正規雇用」と答えた方のみ】

問18．雇用契約（任用）期間　※非正規雇用のみ回答

| | 件数 | % |
|---|---|---|
| 1．３か月以下 | 0 | 0.0% |
| 2．６か月～１年未満 | 0 | 0.0% |
| 3．１年 | 60 | 90.9% |
| 4．期限なし | 2 | 3.0% |
| 5．その他 | 4 | 6.1% |
| 6．答えたくない | 0 | 0.0% |
| 計 | 66 | 100.0% |

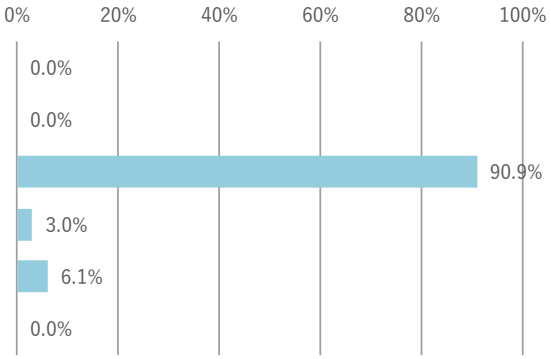

| その他-自由記述 |
|---|
| 1 年契約で更新 4 回まで |
| 2 年 |
| 3 年度 |
| 科研期間 4 年契約 |
| 4 年間 |
| 5 年 |

問19. 雇用契約（任用）期間満了後の更新の有無　※非正規雇用のみ回答

| | 件数 | % |
|---|---|---|
| 1．ある | 59 | 89.4% |
| 2．ない | 6 | 9.1% |
| 3．答えたくない | 1 | 1.5% |
| 計 | 66 | 100.0% |

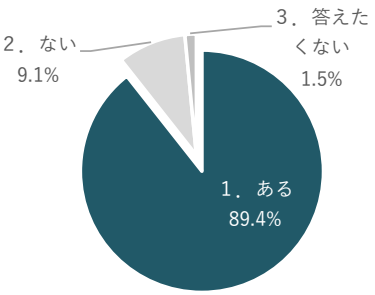


【問20~問22まで問19で「ある」と答えた方のみ】

問20. 問19で「ある」の場合、更新の回数制限の有無　※非正規雇用のみ回答

| | 件数 | % |
|---|---|---|
| 1．ある | 35 | 59.3% |
| 2．ない | 23 | 39.0% |
| 3．答えたくない | 1 | 1.7% |
| 計 | 59 | 100.0% |

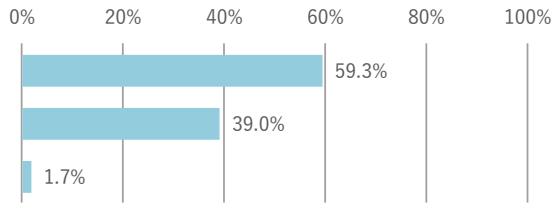


問21. 問19で「ある」の場合、更新の上限年数　※非正規雇用のみ回答

| | 件数 | % |
|---|---|---|
| 1．１年未満 | 0 | 0.0% |
| 2．１年 | 5 | 8.5% |
| 3．２年 | 1 | 1.7% |
| 4．３年 | 14 | 23.7% |
| 5．４年 | 4 | 6.8% |
| 6．５年 | 18 | 30.5% |
| 7．その他 | 14 | 23.7% |
| 8．答えたくない | 3 | 5.1% |
| 計 | 59 | 100.0% |

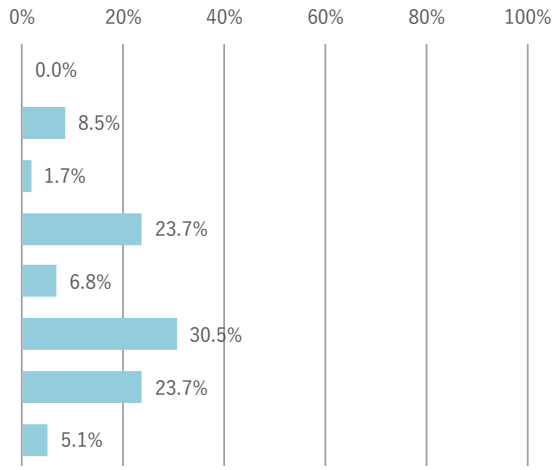

| その他-自由記述 |
|---|
| 9 年（同意見 3 件） |
| 10 年 |
| 無期雇用に転換されました。 |
| 特に上限なし。 |
| ない。 |
| 問 20 で「ない」と回答。 |
| 年齢の上限あり（65 歳）。 |
| 明確には通知されていない（但し実態としては上限で解雇された事例を知らない）。 |
| よくわからない。 |

問22. 問19で「ある」の場合、更新が上限に達した後、改めて募集に対して応募できますか。

※非正規雇用のみ回答

| | 件数 | % |
|---|---|---|
| 1．できる | 38 | 64.4% |
| 2．できない | 4 | 6.8% |
| 3．わからない | 17 | 28.8% |
| 4．答えたくない | 0 | 0.0% |
| 計 | 59 | 100.0% |

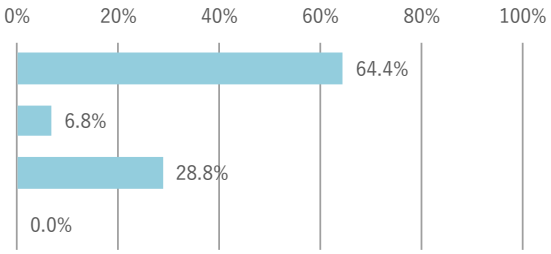


問23. 1 か月の勤務日数（祝日のない30日の「6 月」を想定して回答） ※非正規雇用のみ回答

| | 件数 | % |
|---|---|---|
| 1．4 日未満 | 1 | 1.5% |
| 2．4 ～ 8 日未満 | 2 | 3.0% |
| 3．8 ～12日未満 | 2 | 3.0% |
| 4．12～16日未満 | 5 | 7.6% |
| 5．16～20日未満 | 25 | 37.9% |
| 6．20日以上 | 31 | 47.0% |
| 計 | 66 | 100.0% |

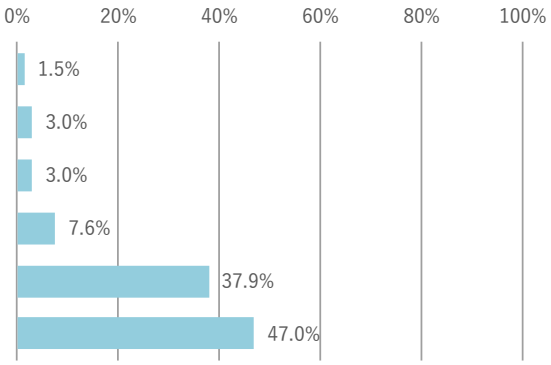

問24. 1日の勤務時間(休憩時間を除く所定の勤務時間。超勤は含まない)　※非正規雇用のみ回答

| | 件数 | % |
|---|---|---|
| 1．3時間未満 | 0 | 0.0% |
| 2．3～5時間未満 | 0 | 0.0% |
| 3．5～6時間未満 | 6 | 9.1% |
| 4．6～7時間未満 | 8 | 12.1% |
| 5．7～8時間未満 | 50 | 75.8% |
| 6．8～9時間未満 | 2 | 3.0% |
| 計 | 66 | 100.0% |

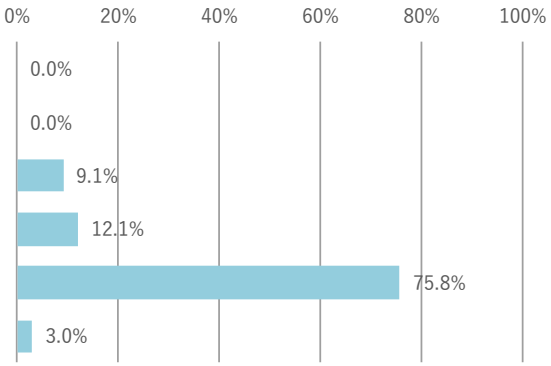


問25. 問17から問24までの雇用形態（身分、雇用契約期間、勤務日数、勤務形態等）の満足度
※非正規雇用のみ回答

| | 件数 | % |
|---|---|---|
| 1．満足 | 6 | 9.1% |
| 2．やや満足 | 9 | 13.6% |
| 3．妥当 | 12 | 18.2% |
| 4．やや不満 | 19 | 28.8% |
| 5．不満 | 18 | 27.3% |
| 6．答えたくない | 2 | 3.0% |
| 計 | 66 | 100.0% |

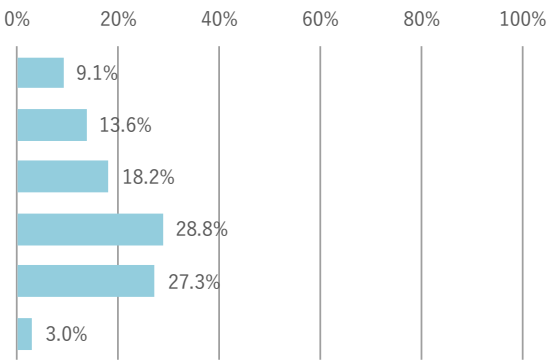


問26. 賃金体系　※非正規雇用のみ回答

| | 件数 | % |
|---|---|---|
| 1．月給制 | 49 | 74.2% |
| 2．日給制 | 11 | 16.7% |
| 3．時給制 | 6 | 9.1% |
| 4．その他 | 0 | 0.0% |
| 5．答えたくない | 0 | 0.0% |
| 計 | 66 | 100.0% |

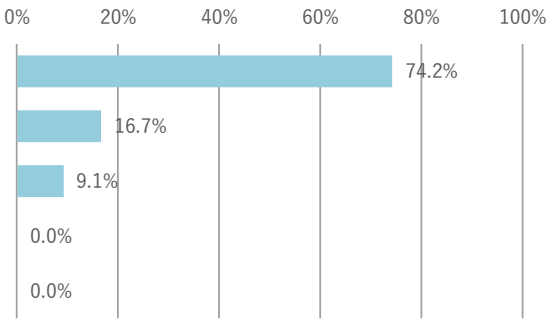

問27. ボーナス・一時金（期末手当）の有無

| | 件数 | % |
|---|---|---|
| 1．ある | 152 | 91.6% |
| 2．ない | 13 | 7.8% |
| 3．答えたくない | 1 | 0.6% |
| 計 | 166 | 100.0% |

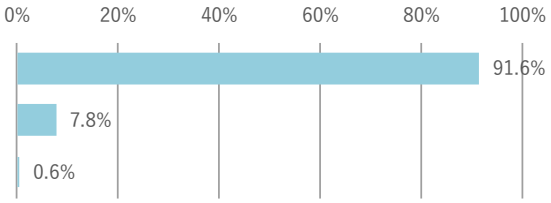


問28. 年収（諸手当、賞与を含んだ額面）

| | 件数 | % |
|---|---|---|
| 1．100万円未満 | 2 | 1.2% |
| 2．100～200万円未満 | 8 | 4.8% |
| 3．200～300万円未満 | 41 | 24.7% |
| 4．300～400万円未満 | 18 | 10.8% |
| 5．400～500万円未満 | 15 | 9.0% |
| 6．500～600万円未満 | 21 | 12.7% |
| 7．600～700万円未満 | 18 | 10.8% |
| 8．700～800万円未満 | 17 | 10.2% |
| 9．800～900万円未満 | 10 | 6.0% |
| 10．900～1000万円未満 | 3 | 1.8% |
| 11．1000万円以上 | 3 | 1.8% |
| 12．答えたくない | 10 | 6.0% |
| 計 | 166 | 100.0% |

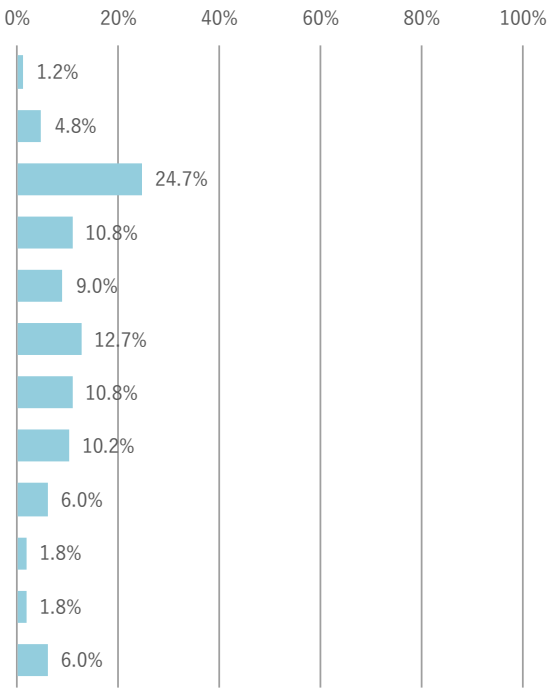


問29. 問26から問28までの現在の賃金（給与、手当等）の満足度

| | 件数 | % |
|---|---|---|
| 1．満足 | 24 | 14.5% |
| 2．やや満足 | 15 | 9.0% |
| 3．妥当 | 47 | 28.3% |
| 4．やや不満 | 49 | 29.5% |
| 5．不満 | 26 | 15.7% |
| 6．答えたくない | 5 | 3.0% |
| 計 | 166 | 100.0% |

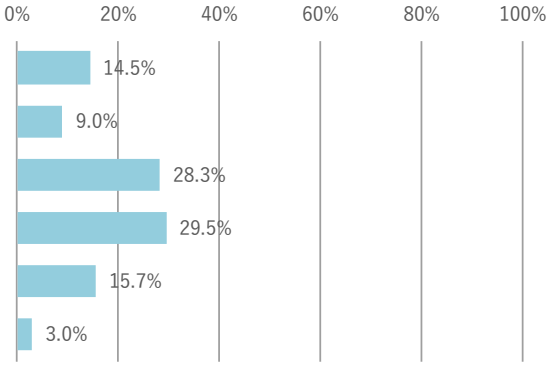

問30. 家計の中での現在の賃金の位置づけ

| | 件数 | % |
|---|---|---|
| 1．主な収入源 | 123 | 74.1% |
| 2．自分以外の家族の収入が主な収入源 | 26 | 15.7% |
| 3．主な収入源が他にあり（ダブルワーク等） | 8 | 4.8% |
| 4．その他 | 4 | 2.4% |
| 5．答えたくない | 5 | 3.0% |
| 計 | 166 | 100.0% |

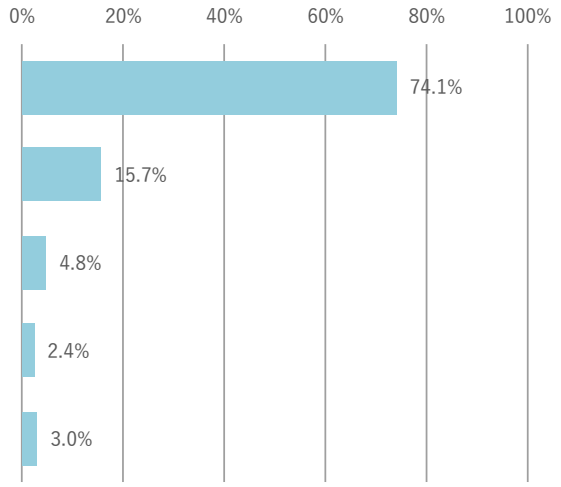


問31. 取得可能な休暇・休業（複数回答可）

| | 件数 | % |
|---|---|---|
| 1．年次有給休暇 | 161 | 97.0% |
| 2．夏季休暇 | 157 | 94.6% |
| 3．慶弔休暇 | 154 | 92.8% |
| 4．病気休暇 | 141 | 84.9% |
| 5．産前産後休業 | 95 | 57.2% |
| 6．育児休業 | 111 | 66.9% |
| 7．育児時間 | 69 | 41.6% |
| 8．子の看護休暇 | 90 | 54.2% |
| 9．介護休業・介護休暇 | 118 | 71.1% |
| 10．その他 | 16 | 9.6% |
| 無回答・無効回答 | 1 | 0.6% |
| 回答数 | 166 | - |

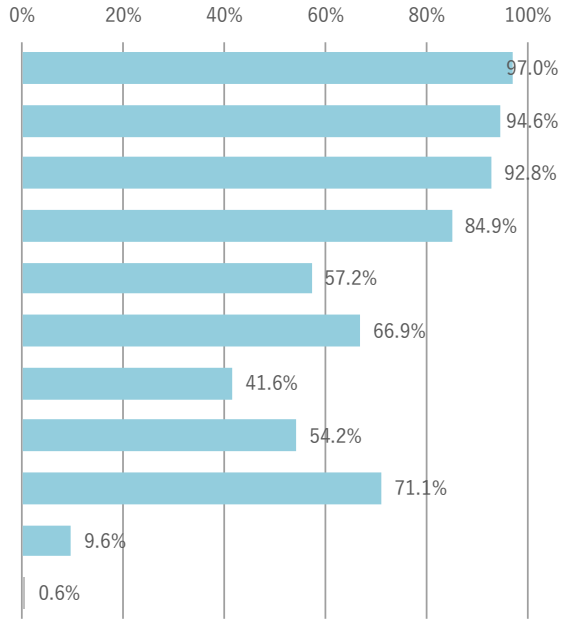


| その他-自由記述 |
|---|
| 組合休暇、特別休暇（選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故など） |
| ボランティア休暇 |
| 人間ドック受診休暇 |
| 結婚休暇、生理日休暇、祭日休暇、骨髄提供休暇、社会貢献活動休暇、公民権行使休暇、公の職務執行休暇、配偶者の出産のための休暇、男性職員の育児参加休暇 |
| 妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、介護時間、部分休業、生理休暇 |
| 生理休暇など |

| |
|---|
| 生理休暇・不妊治療休暇 |
| 生理休暇、災害等特別休暇など |
| 新型コロナ感染症（濃厚接触含む）時の特別休暇、同ワクチン接種時の特別休暇 |
| 新型コロナウイルス感染症感染予防のためのワクチン接種にともなう副反応に対する休暇等 |
| コロナワクチンに関する休暇 |
| 特に規定なし |

問32. 問31の現在の休暇・休業制度の満足度

| | 件数 | % |
|---|---|---|
| 1．満足 | 78 | 47.0% |
| 2．やや満足 | 20 | 12.0% |
| 3．妥当 | 50 | 30.1% |
| 4．やや不満 | 13 | 7.8% |
| 5．不満 | 3 | 1.8% |
| 6．答えたくない | 2 | 1.2% |
| 計 | 166 | 100.0% |

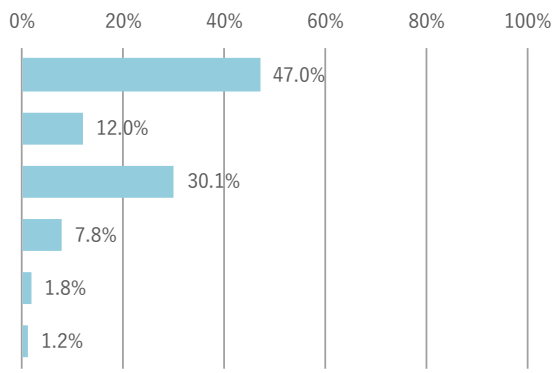

## （４）教育・研修環境

※問 33 から問 39 については、問 11 とクロス集計を行いました。

問33. 日常的に、専門的な業務について相談する相手がいますか。

| | 件数 | % |
|---|---|---|
| 1．いる | 124 | 74.7% |
| 2．いない | 42 | 25.3% |
| 計 | 166 | 100.0% |

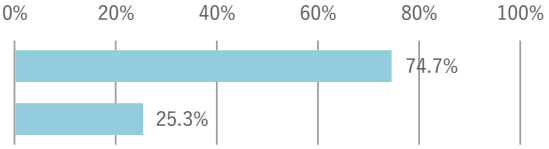


問 33 と問 11. 勤務先機関の分類

| | | 1．国・独立行政法人 | 2．都道府県 | 3．市区町村 | 4．公益法人、NPO法人 | 5．国公立大学法人、学校法人 | 6．企業 | 7．その他 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1．いる | 件数 | 30 | 39 | 33 | 9 | 10 | 3 | 0 | 124 |
| | % | 24.2% | 31.5% | 26.6% | 7.3% | 8.1% | 2.4% | 0.0% | 100.0% |
| 2．いない | 件数 | 12 | 6 | 14 | 2 | 3 | 3 | 2 | 42 |
| | % | 28.6% | 14.3% | 33.3% | 4.8% | 7.1% | 7.1% | 4.8% | 100.0% |

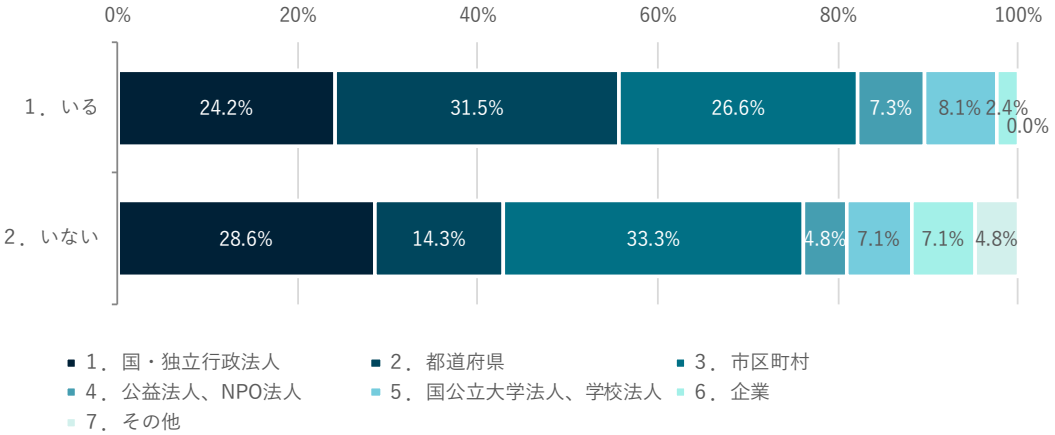

問34. 過去１年間に、勤務先から派遣されるアーカイブズに関する研修会・研究会に参加する機会はありましたか。

| | 件数 | % |
|---|---|---|
| 1．あった | 86 | 51.8% |
| 2．なかった | 80 | 48.2% |
| 計 | 166 | 100.0% |

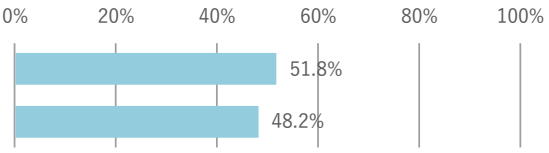


問 34 と問 11. 勤務先機関の分類

| | | 1．国・独立行政法人 | 2．都道府県 | 3．市区町村 | 4．公益法人、NPO法人 | 5．国公立大学法人、学校法人 | 6．企業 | 7．その他 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1．あった | 件数 | 24 | 26 | 27 | 4 | 4 | 1 | 0 | 86 |
| | % | 27.9% | 30.2% | 31.4% | 4.7% | 4.7% | 1.2% | 0.0% | 100.0% |
| 2．なかった | 件数 | 18 | 19 | 20 | 7 | 9 | 5 | 2 | 80 |
| | % | 22.5% | 23.8% | 25.0% | 8.8% | 11.3% | 6.3% | 2.5% | 100.0% |

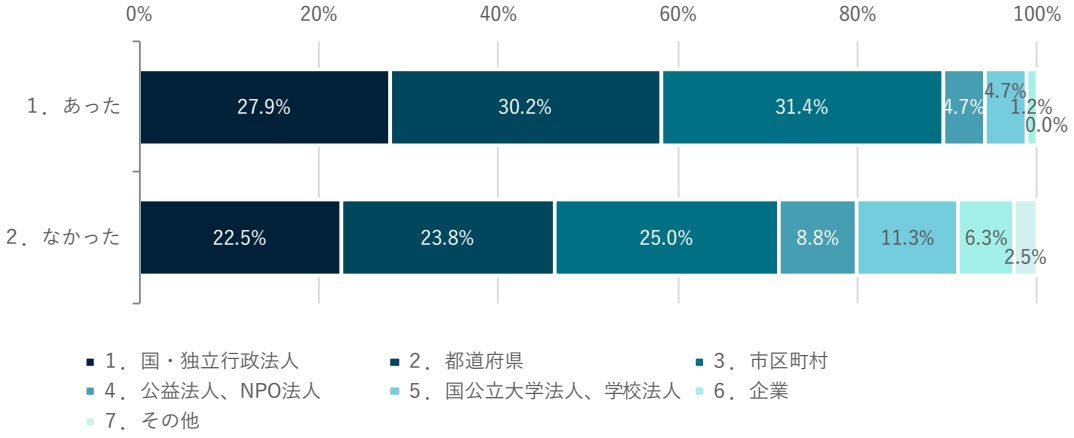

問35. 過去１年間に、勤務先とは関わりなくアーカイブズに関する研修会・研究会に自主的に参加したことはありましたか。（ただし、研修会・研究会の講師を除く。）

| | 件数 | % |
|---|---|---|
| 1．あった | 81 | 48.8% |
| 2．なかった | 85 | 51.2% |
| 計 | 166 | 100.0% |

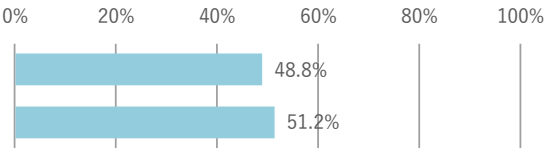


問 35 と問 11. 勤務先機関の分類

| | | 1．国・独立行政法人 | 2．都道府県 | 3．市区町村 | 4．公益法人、NPO法人 | 5．国公立大学法人、学校法人 | 6．企業 | 7．その他 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1．あった | 件数 | 22 | 21 | 20 | 5 | 8 | 4 | 1 | 81 |
| | % | 27.2% | 25.9% | 24.7% | 6.2% | 9.9% | 4.9% | 1.2% | 100.0% |
| 2．なかった | 件数 | 20 | 24 | 27 | 6 | 5 | 2 | 1 | 85 |
| | % | 23.5% | 28.2% | 31.8% | 7.1% | 5.9% | 2.4% | 1.2% | 100.0% |

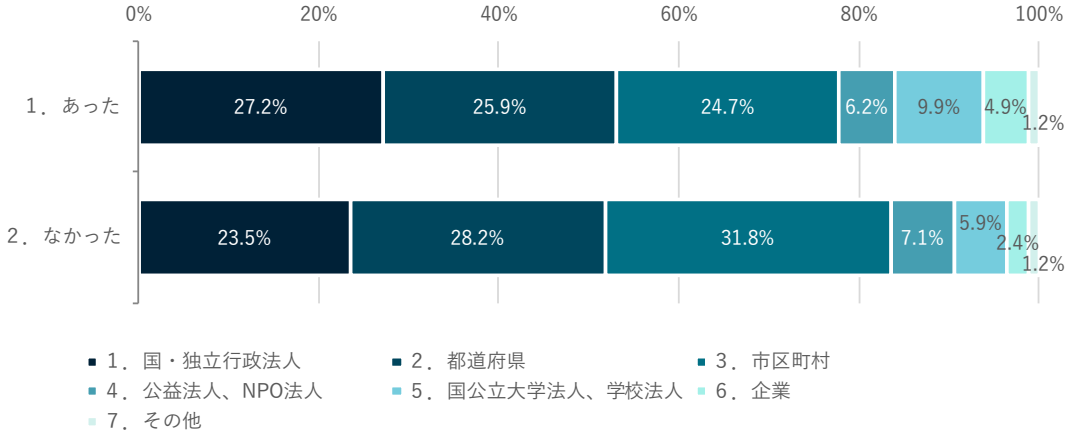

問36. アーカイブズに関する研修会・研究会を受講する場合にどのような問題がありますか。
（複数回答可）

| | 件数 | % |
|---|---|---|
| 1．近隣での研修会・研究会がない | 48 | 28.9% |
| 2．希望の内容の研修会・研究会がない | 35 | 21.1% |
| 3．時間的に厳しい | 110 | 66.3% |
| 4．費用がかかる | 40 | 24.1% |
| 5．勤務先から研修会・研究会へ派遣される立場にない | 27 | 16.3% |
| 6．その他 | 8 | 4.8% |
| 無回答・無効回答 | 12 | 7.2% |
| 回答数 | 166 | - |

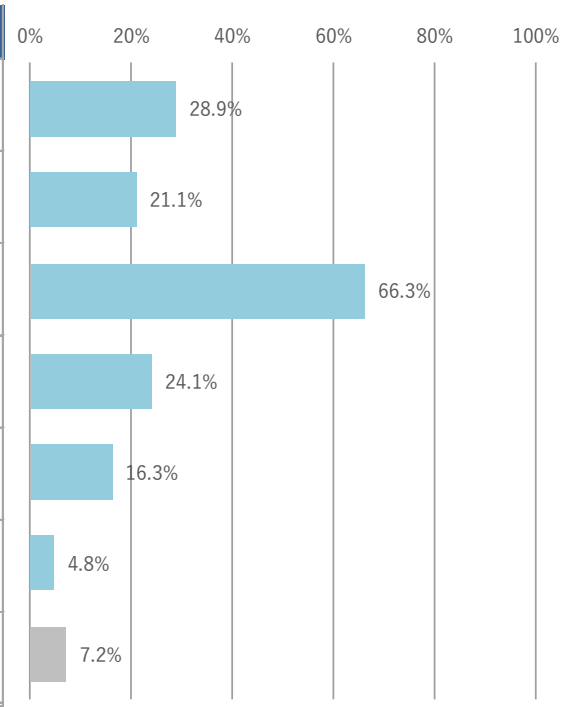


| その他-自由記述 |
|---|
| 予算措置がされていない。 |
| 業務で派遣してもらえるものが限定的なので、休暇を取って個人で受講せざるを得ない。 |
| 非常勤職員は研修費用は自己負担。オンラインの大会・研修会が普及したため参加することができた。 |
| 私以外の職員(正規職員)は、たまたま移動でこの職場に来ただけのため、アーカイブの知識がなく話が通じないので、そちらを最優先にして研修に行ってもらうようにしています。また、派遣となると、すでに認証を受けている私は後回しにされます。(5 年更新のことは誰も知らないと思います。) |
| コロナでアーカイブズ学会の研修が中止、あるいはリモートで参加できない。 |
| 身体が不自由なため、交通機関の利用などが難しい。 |

問 36 と問 11．勤務先機関の分類

| | | 1．国・独立行政法人 | 2．都道府県 | 3．市区町村 | 4．公益法人、NPO法人 | 5．国公立大学法人、学校法人 | 6．企業 | 7．その他 | 回答数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1．近隣での研修会・研究会がない | 件数 | 4 | 21 | 20 | 2 | 1 | 0 | 0 | 48 |
| | % | 8.3% | 43.8% | 41.7% | 4.2% | 2.1% | 0.0% | 0.0% | - |
| 2．希望の内容の研修会・研究会がない | 件数 | 7 | 7 | 12 | 2 | 5 | 1 | 1 | 35 |
| | % | 20.0% | 20.0% | 34.3% | 5.7% | 14.3% | 2.9% | 2.9% | - |
| 3．時間的に厳しい | 件数 | 28 | 26 | 33 | 10 | 8 | 3 | 2 | 110 |
| | % | 25.5% | 23.6% | 30.0% | 9.1% | 7.3% | 2.7% | 1.8% | - |
| 4．費用がかかる | 件数 | 6 | 15 | 14 | 2 | 1 | 0 | 2 | 40 |
| | % | 15.0% | 37.5% | 35.0% | 5.0% | 2.5% | 0.0% | 5.0% | - |
| 5．勤務先から研修会・研究会へ派遣される立場にない | 件数 | 7 | 6 | 5 | 3 | 3 | 2 | 1 | 27 |
| | % | 25.9% | 22.2% | 18.5% | 11.1% | 11.1% | 7.4% | 3.7% | - |
| 6．その他 | 件数 | 1 | 2 | 3 | 0 | 0 | 2 | 0 | 8 |
| | % | 12.5% | 25.0% | 37.5% | 0.0% | 0.0% | 25.0% | 0.0% | - |
| 無回答・無効回答 | 件数 | 8 | 3 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 12 |
| | % | 66.7% | 25.0% | 0.0% | 0.0% | 8.3% | 0.0% | 0.0% | - |

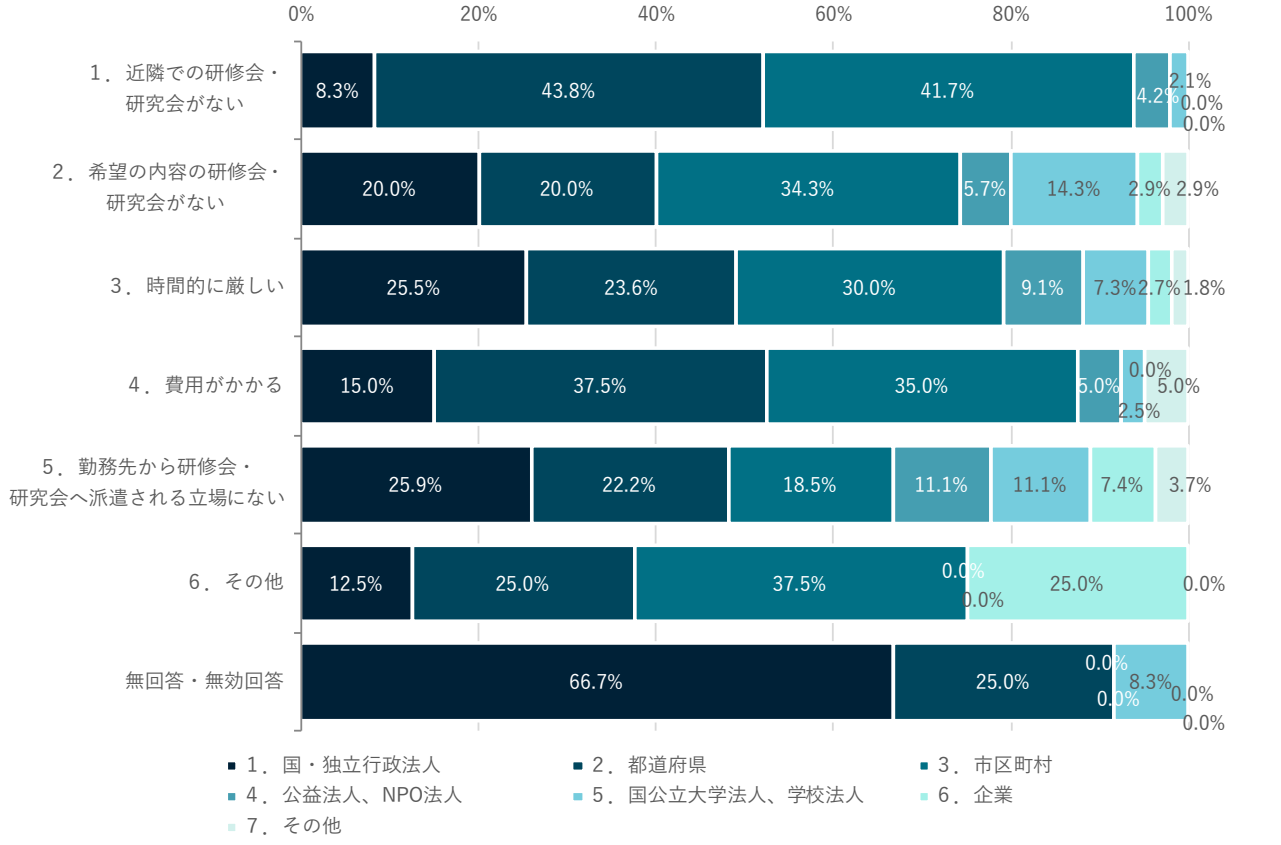

問37. アーカイブズに関する研修会・研究会の参加以外に、勤務先とは関わりなく自主的に学習や活動をしていることはありますか。

| | 件数 | % |
|---|---|---|
| 1．ある | 135 | 81.3% |
| 2．ない | 31 | 18.7% |
| 計 | 166 | 100.0% |

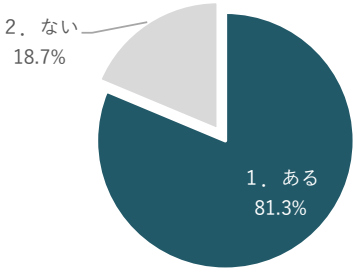


問 37 と問 11. 勤務先機関の分類

| | | 1．国・独立行政法人 | 2．都道府県 | 3．市区町村 | 4．公益法人、NPO法人 | 5．国公立大学法人、学校法人 | 6．企業 | 7．その他 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1．ある | 件数 | 35 | 35 | 38 | 10 | 11 | 4 | 2 | 135 |
| | % | 25.9% | 25.9% | 28.1% | 7.4% | 8.1% | 3.0% | 1.5% | 100.0% |
| 2．ない | 件数 | 7 | 10 | 9 | 1 | 2 | 2 | 0 | 31 |
| | % | 22.6% | 32.3% | 29.0% | 3.2% | 6.5% | 6.5% | 0.0% | 100.0% |

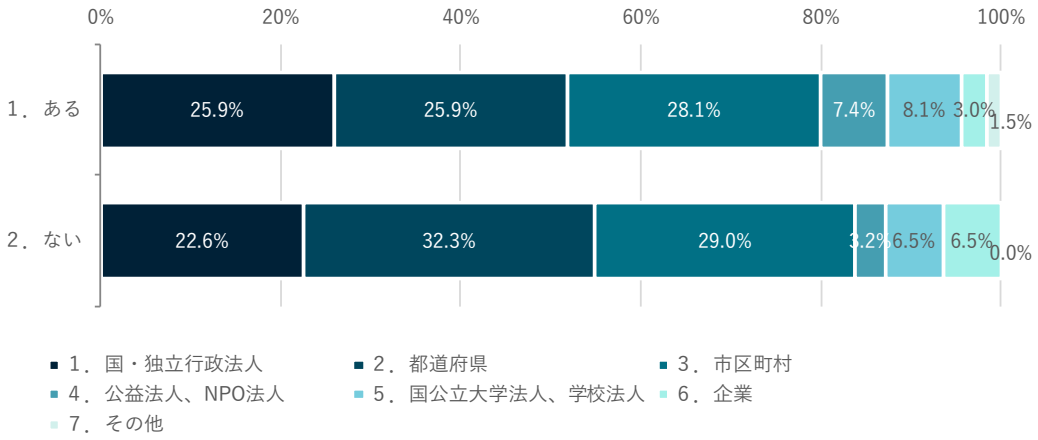

【問37で「ある」と答えた方のみ】

問38. 問37で「ある」の場合、具体的にどのようなことですか。（複数選択可）

| | 件数 | % |
|---|---|---|
| 1．アーカイブズ関係の雑誌や図書の購読 | 82 | 60.7% |
| 2．アーカイブズ関係団体・学会等への参加 | 71 | 52.6% |
| 3．研究活動（論文執筆、研究発表） | 94 | 69.6% |
| 4．研修会・研究会の講師 | 45 | 33.3% |
| 5．ボランティア活動 | 33 | 24.4% |
| 6．その他 | 15 | 11.1% |
| 無回答・無効回答 | 1 | 0.7% |
| 回答数 | 135 | - |

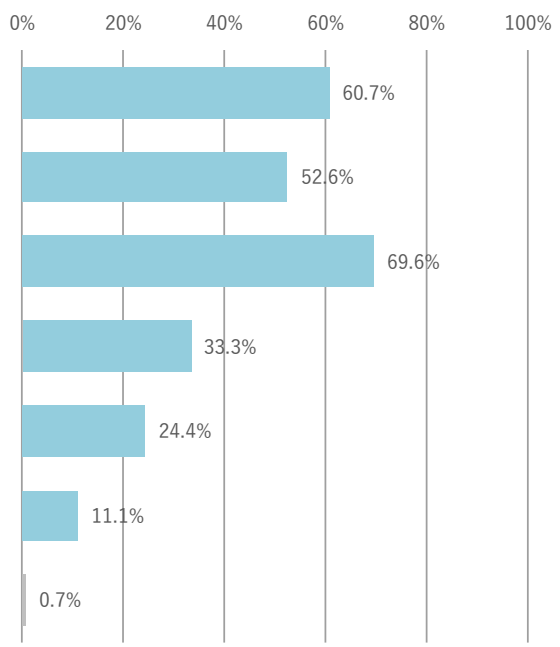


| その他-自由記述 |
|---|
| 自治体の公文書アドバイザー。 |
| 資料修復(裏打ち等)を学んでいる。 |
| 自主的な勉強会の実施・参加。 |
| 社会経済史系の学会への参加。 |
| 他分野の研究会への参加。 |
| 英語論文を購読する勉強会に参加、新しい勉強会の立ち上げ。 |
| 語学学習。 |
| 大学院の非常勤講師。 |
| 大学非常勤講師。 |
| アーキビスト仲間との情報交換。 |
| 情報処理。 |
| 研究活動ではあるがマスコミ相手。 |

問 38 と問 11．勤務先機関の分類

| | | 1．国・独立行政法人 | 2．都道府県 | 3．市区町村 | 4．公益法人、NPO法人 | 5．国公立大学法人、学校法人 | 6．企業 | 7．その他 | 回答数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1．アーカイブズ関係の雑誌や図書の購読 | 件数 | 22 | 21 | 23 | 3 | 9 | 3 | 1 | 82 |
| | % | 26.8% | 25.6% | 28.0% | 3.7% | 11.0% | 3.7% | 1.2% | - |
| 2．アーカイブズ関係団体・学会等への参加 | 件数 | 20 | 16 | 20 | 3 | 7 | 4 | 1 | 71 |
| | % | 28.2% | 22.5% | 28.2% | 4.2% | 9.9% | 5.6% | 1.4% | - |
| 3．研究活動（論文執筆、研究発表） | 件数 | 25 | 22 | 24 | 8 | 9 | 4 | 2 | 94 |
| | % | 26.6% | 23.4% | 25.5% | 8.5% | 9.6% | 4.3% | 2.1% | - |
| 4．研修会・研究会の講師 | 件数 | 4 | 15 | 14 | 5 | 5 | 2 | 0 | 45 |
| | % | 8.9% | 33.3% | 31.1% | 11.1% | 11.1% | 4.4% | 0.0% | - |
| 5．ボランティア活動 | 件数 | 9 | 5 | 12 | 3 | 2 | 1 | 1 | 33 |
| | % | 27.3% | 15.2% | 36.4% | 9.1% | 6.1% | 3.0% | 3.0% | - |
| 6．その他 | 件数 | 5 | 3 | 4 | 0 | 0 | 3 | 0 | 15 |
| | % | 33.3% | 20.0% | 26.7% | 0.0% | 0.0% | 20.0% | 0.0% | - |
| 無回答・無効回答 | 件数 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | % | 0.0% | 100.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | - |

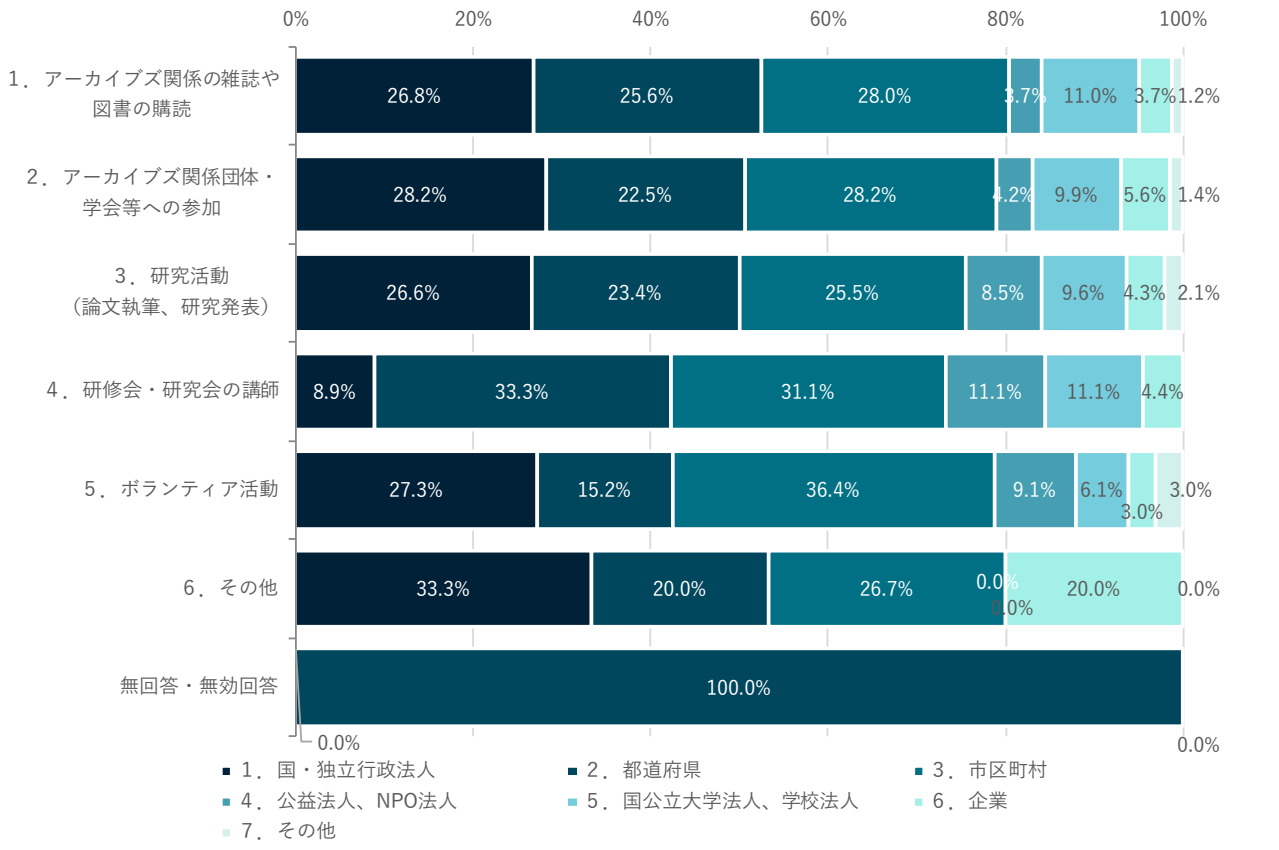

問39. アーカイブズに係る調査研究実績を公表できる媒体や機会はありますか。

| | 件数 | % |
|---|---|---|
| 1．ある | 149 | 89.8% |
| 2．ない | 17 | 10.2% |
| 計 | 166 | 100.0% |

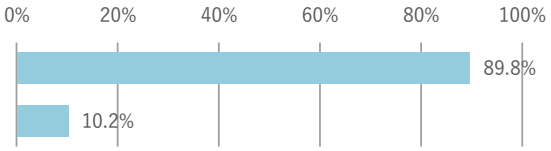


問 39 と問 11. 勤務先機関の分類

| | | 1．国・独立行政法人 | 2．都道府県 | 3．市区町村 | 4．公益法人、NPO法人 | 5．国公立大学法人、学校法人 | 6．企業 | 7．その他 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1．ある | 件数 | 37 | 44 | 42 | 11 | 9 | 5 | 1 | 149 |
| | % | 24.8% | 29.5% | 28.2% | 7.4% | 6.0% | 3.4% | 0.7% | 100.0% |
| 2．ない | 件数 | 5 | 1 | 5 | 0 | 4 | 1 | 1 | 17 |
| | % | 29.4% | 5.9% | 29.4% | 0.0% | 23.5% | 5.9% | 5.9% | 100.0% |

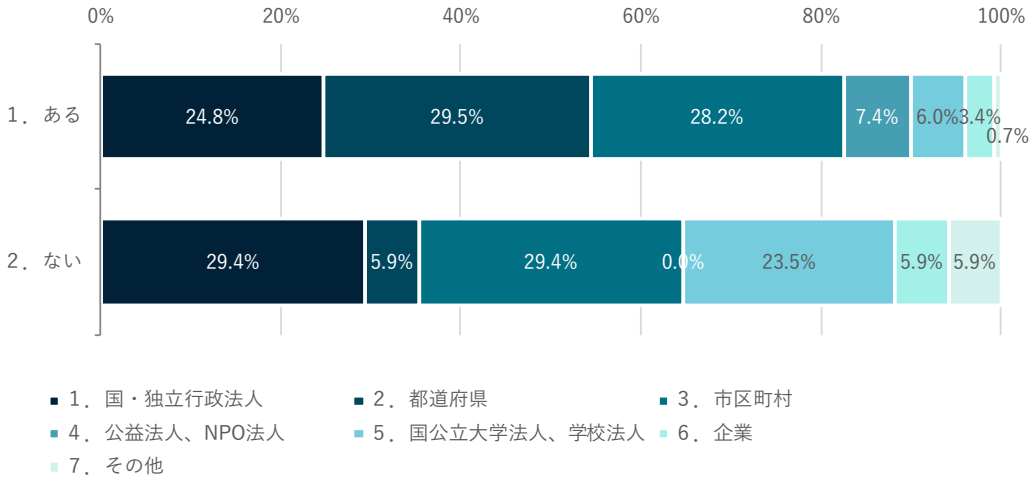

## （５）その他

【問 40 以降回答者全員】

問40. アーカイブズ関連の仕事についた主なきっかけは何ですか。（複数回答可）

| | 件数 | % |
|---|---|---|
| 1．アーカイブズ機関を利用して、その価値を知った | 60 | 28.8% |
| 2．大学や大学院でアーカイブズ関連の授業を受けた | 58 | 27.9% |
| 3．資料整理に従事した | 113 | 54.3% |
| 4．アーカイブズの仕事についての雑誌や図書を読み、面白そうだと思った | 26 | 12.5% |
| 5．アーカイブズに関するボランティアをした（災害時における資料レスキュー等） | 20 | 9.6% |
| 6．仕事を探しているときにアーカイブズ機関の職員募集があった | 60 | 28.8% |
| 7．知り合いから誘われた | 24 | 11.5% |
| 8．配属先でアーカイブズ関連の仕事を任された | 66 | 31.7% |
| 9．特にない | 4 | 1.9% |
| 10．その他 | 21 | 10.1% |
| 無回答・無効回答 | 0 | 0.0% |
| 回答数 | 208 | - |

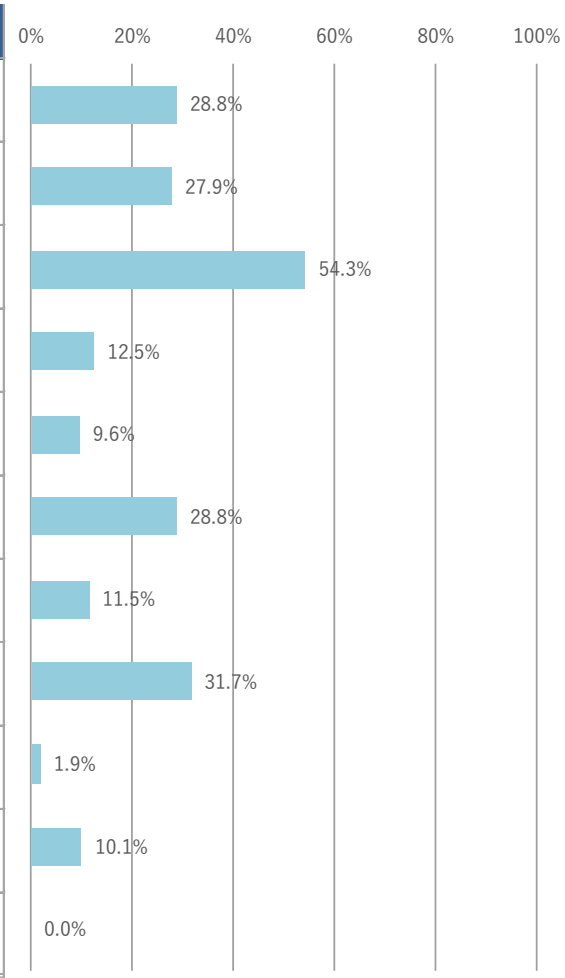


| その他-自由記述 |
|---|
| 自治体史編さんに関わった。 |
| 年史編纂に関わり、アーカイブズの必要性を痛感した。 |
| 史料編さん担当として就職し、後に普及事業等アーカイブ領域の仕事を行うようになった。 |
| 現機関への異動。 |
| 希望して異動した。 |
| 勤務先が公文書館になった。 |
| アーカイブ施設を持つ自治体職員採用試験を受けて入職した。 |
| 前年度までアーカイブズ関係機関で働いていたため。 |
| 博物館学芸員への就職を希望したから。 |
| 博物館に就職したから。 |
| 博物館実習先が公文書館だった。 |

| |
|---|
| 勤務先における歴史保存、行政文書管理に問題認識を持ち、現状改善のために国立公文書館アーカイブズ研修Ⅰ、Ⅲを受講した。 |
| 学位論文執筆時に史料として公文書を使用した。 |
| 大学院時代にアルバイトをしていた機関で公文書の整理・評価選別を経験し、アルバイト先の仲介でアーカイブズ機関の非常勤職員に採用された。 |
| 学生・大学院生のときに国文学研究資料館でアルバイトをしていた。 |
| アルバイト。 |
| アーカイブズ機関を見学して、その価値を知った。 |
| 日本経済新聞の松岡資明氏（当時）の記事に接して（但し面白そうとは思わなかった）。 |
| 運命の女神の導き（校長の友人が公文書館立ち上げにかかわっていた時、古文書解読講座を受け目を付けられた）。 |
| 公文書管理法の施行、自分の天職という意識。 |

問41. 主に何によってアーカイブズ関係の教育を受けましたか。（複数回答可）

| | 件数 | % |
|---|---|---|
| 1．大学 | 36 | 17.3% |
| 2．大学院 | 67 | 32.2% |
| 3．国立公文書館主催アーカイブズ研修 | 117 | 56.3% |
| 4．国文学研究資料館主催アーカイブズ・カレッジ | 79 | 38.0% |
| 5．アーカイブズ関係の学会、団体主催の研修会・研究会、ワークショップ等 | 83 | 39.9% |
| 6．自己啓発（専門書、ウェブなど） | 96 | 46.2% |
| 7．その他 | 21 | 10.1% |
| 無回答・無効回答 | 1 | 0.5% |
| 回答数 | 208 | - |

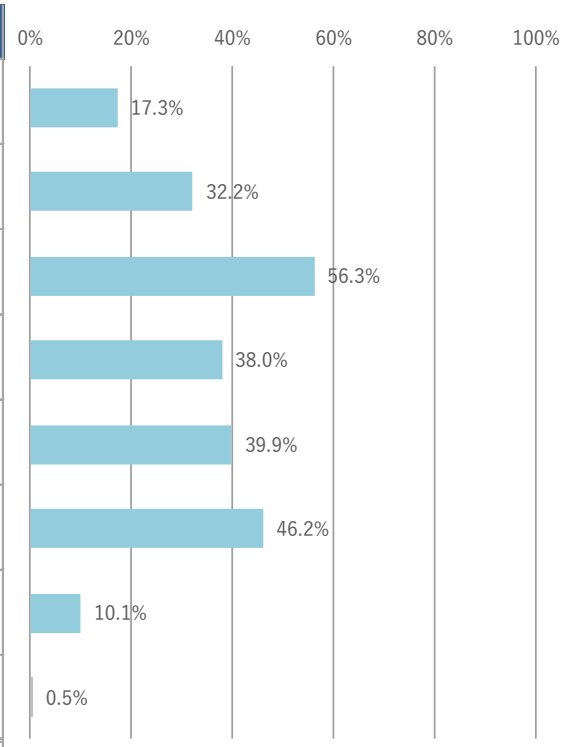


| その他-自由記述 |
|---|
| 職場での実務を通じて。 |
| 職務のなかで覚えていった。 |
| 現場での日々の業務。 |
| 職場（上司の指導など）。 |
| 職場の先輩。 |
| 先輩職員。 |

| |
|---|
| 主に職場での実地学習。 |
| 完全に OJT（選択肢に OJT がないのは疑問です。上記のような恵まれた教育条件になく、長年の業務の結果としてこの認証を受けた方は多いと思います。） |
| 公文書専門員と仕事をするうえで、様々な教示を受けた。 |
| 職場の先輩の指導。 |
| 文書館・資料館等就職した職場で。 |
| 働きながら学んだ。 |
| 配属先で資料利用者と接した実務から。 |
| 学習院大学院アーカイブズ学専攻の講義の科目等履修。 |
| アーカイブズ学専攻の科目等履修生登録。 |
| 史料管理学研修会（国文学研究資料館史料館主催）。 |
| 国立公文書館主催「公文書館専門職員養成課程」、香港大学・EASTICA 共催「既卒者向けアーカイブズ学講座」。 |
| 選択肢 5 以外の研修会など。 |
| 歴史の研究会。 |
| 学生時代の自治体史編纂室でのアルバイト。 |

問42. 認証アーキビストへ申請した理由は何ですか。（複数回答可）

| | 件数 | % |
|---|---|---|
| 1．「アーキビスト」と名乗ることができるため | 96 | 46.2% |
| 2．業務上、必要になると考えたため | 135 | 64.9% |
| 3．周囲から取得するよう勧められたため | 66 | 31.7% |
| 4．今後のキャリアアップのため | 93 | 44.7% |
| 5．他のアーキビストとのネットワーク作り | 44 | 21.2% |
| 6． この分野の最新情報を得るため | 48 | 23.1% |
| 7．就職につなげたいため | 28 | 13.5% |
| 8．アーカイブズに係る新たな資格であった | 70 | 33.7% |
| 9．その他 | 17 | 8.2% |
| 無回答・無効回答 | 0 | 0.0% |
| 回答数 | 208 | - |

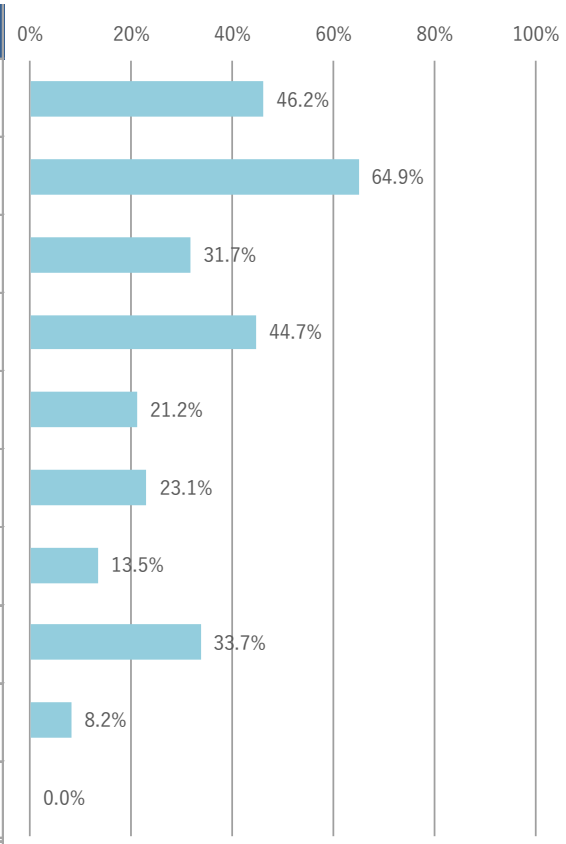

| その他-自由記述 |
|---|
| アーカイブズの普及に努めるため。 |
| 制度の発展に協力するため。 |
| 学芸員、司書と比肩できる公的資格がアーカイブズの現場において必要と以前から考えていたため。 |
| 職場において専門職としてのアーキビストの重要性を知ってもらうため。 |
| 専門性を理解してもらうため。 |
| 人事異動のある職場なので資格を取得して専門職化してもらおうと思った（が、取得後に他の部署に異動になった)。 |
| 職場において専門職配置を増やすための戦略上。 |
| アーカイブの知識のない正規職員に職場のアーカイブ関係の問題点(書庫環境や検索システムの不備等)をどんなに伝えても、まともに聞いてもらえないため。これまでの経験と知識を明示できる資格が必要だと思ったから。 |
| 勤務先における現状改善を主導して実施するには権威ある資格が必要と考えたため。 |
| アーキビストという職が必要であることを自治体に認識してもらいたいから。 |
| 対外向けのアピールのため。 |
| これまでアーキビストとして勤めてきたことの証とするため。 |
| 市民へ説明する根拠となるため。 |
| 待遇が不安定で苦しい非正規雇用での経験から、せめて元を取りたいと思ったため。 |
| 認証された際の処遇として特別昇給（＋２号俸）が行われるため。 |
| 職場での取得推奨。 |
| 後進のため。 |

問43. 認証アーキビストとしての立場、経験を活かし、今後活動するとしたらどれですか。（複数回答可）

| | 件数 | % |
|---|---|---|
| 1．研修等の講師 | 68 | 32.7% |
| 2．後進の育成・指導 | 113 | 54.3% |
| 3．論文等の執筆活動 | 113 | 54.3% |
| 4．アーカイブズに関する普及啓発活動 | 143 | 68.8% |
| 5．その他 | 26 | 12.5% |
| 無回答・無効回答 | 3 | 1.4% |
| 回答数 | 208 | - |

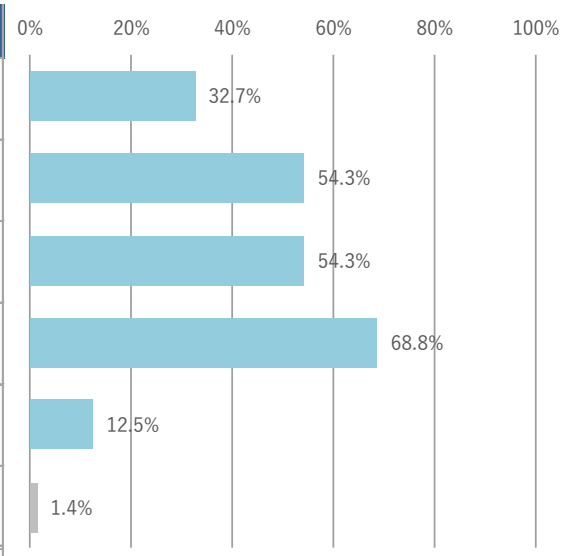


| その他-自由記述 |
|---|
| 資料整理（同意見２件） |

| |
|---|
| アーカイブズに関わること全般。 |
| 日常業務。 |
| 現場での業務。 |
| 現場の実務に活かしたい。 |
| 職場でのアーキビストとしての職務従事。 |
| 業務遂行。 |
| 公文書管理法に基づく文書管理。 |
| 職場である自治体での公文書管理の推進。 |
| 勤務先における歴史保存、行政文書管理の改善。 |
| 組織内での発言力強化。 |
| 組織におけるアーカイブズの位置づけがまだ低いことからそれを高めるとともに、個人の知識・経験に頼る体制から組織的に動く体制への移行を目指して活動すること。 |
| 「認証アーキビスト」という資格と業務内容が存在することについての一般への普及活動。 |
| アーカイブズ関係団体における活動、認証アーキビストのネットワークづくりなど。 |
| 実践的な研究活動。 |
| ボランティアを活用しての未整理資料の整理手法の確立と県内市町村への事業モデルの普及。 |
| 芸術系の史料に関わってきた経緯があり、個人史料のアーカイブ化に協力している。公文書管理の基準に照らして進める予定である。 |
| 民間企業として官民の記録管理についての改善支援。 |
| 記録管理の支援、レコードスケジュール導入の支援。 |
| 資料の保存、公開活動（社会貢献）。 |
| 教育活動。 |
| 自身の就職活動。 |
| 正規雇用される見通しが立たず、また正規雇用されたとしても生涯賃金が著しく低くなる見通しであるため副業等を視野に入れる必要があり、アーカイブズ関連の活動に割くことができる経済的・時間的リソースはありません。アーカイブズ関連の活動が、起業や副業として高額の報酬が見込めるものであれば検討します。 |

問44. 認証アーキビストの資格を取得したことにより、メリットはありましたか。

| | 件数 | % |
|---|---|---|
| 1．あった | 132 | 63.5% |
| 2．なかった | 76 | 36.5% |
| 計 | 208 | 100.0% |

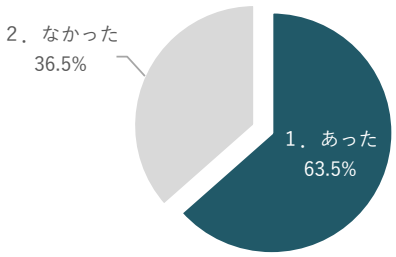

【問44で「あった」と答えた方のみ】

問45. 問44で「あった」の場合、どのようなメリットがありましたか。（複数回答可）

| | 件数 | % |
|---|---|---|
| 1．自らが、アーカイブズに係る専門性を有している者であることを公的に名乗ることができる。 | 104 | 78.8% |
| 2．所属機関や文書作成機関（親組織）、県民・市民の信頼感が向上する。 | 65 | 49.2% |
| 3．業務に対する意識が向上した。 | 51 | 38.6% |
| 4．待遇が改善した。 | 10 | 7.6% |
| 5．就職につながった。 | 8 | 6.1% |
| 6．その他 | 10 | 7.6% |
| 無回答・無効回答 | 0 | 0.0% |
| 回答数 | 132 | - |

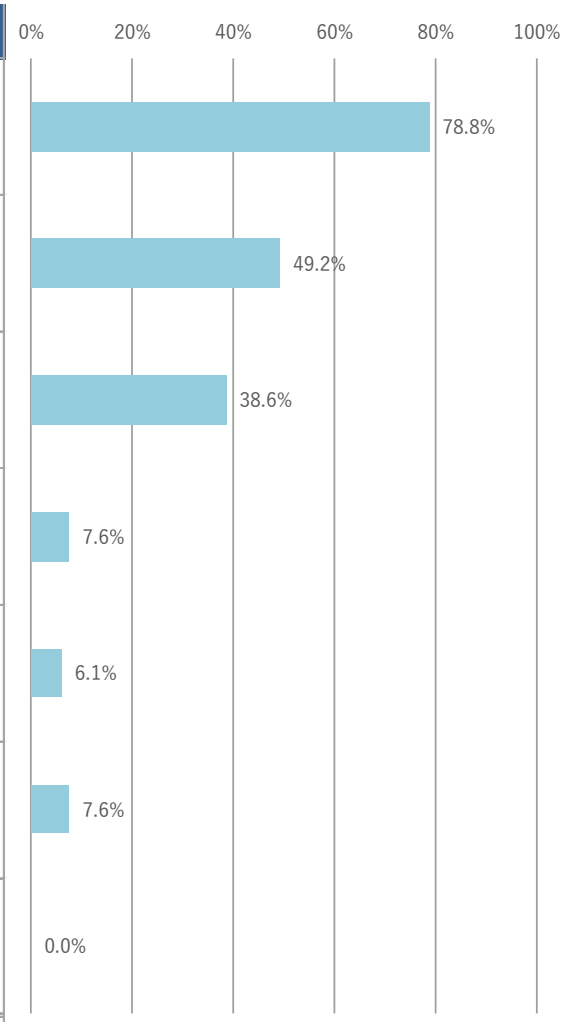


| その他-自由記述 |
|---|
| 昇給した。 |
| 認証アーキビストとしての役割を求められるオファーがあった。 |
| 勤務で関連する他部署の担当者に一目置かれた。 |
| 「アーカイブズに関わる専門性を有する職員を擁する」ことが、所属機関の強みとなった。 |
| アーカイブズ、公文書館という存在を一般社会に認知してもらうきっかけになった。 |
| 展示会や図録作成未体験者が学芸員肩書を使用するストレスの軽減。 |
| 問 40 に係わる改善提案の問題提起に際し、資格を有していることが説得力の一助となっている。 |
| 公文書館に再任用の決め手になった。 |
| 自己の意識向上。 |
| メリットは「自分の心構え」の部分のみに現れた。実利面では、現住の都道府県でほぼ唯一の認証アーキビストであるが、行政や所属組織からこの件での照会や評価がなされたり、知見を求められることもなかった。逆説的には公文書等管理に本当に興味のない行政、組織の中にいることを再確認でき |

| |
|---|
| た。がっかりした。 |

問 46. 今後、認証アーキビストの更新にあたり、懸念事項や問題はありますか。（自由記述）

| |
|---|
| ○様々な事情により更新要件を満たせるか不安 |
| ①異動など |
| 現在はアーカイブズ機関に勤務していないため更新条件を満たすことができるか不安。 |
| 現在アーカイブズ関係機関ではなく、教職に従事しています。更新ができるかどうか不安です。 |
| 人事異動により、アーカイブズ機関から離れているため、新たに学べる機会が少なく、更新が厳しいのではないかと考える。 |
| 行政職の地方公務員であるためアーカイブズと関係ない職場に異動しているので、アーキビストとしての資格を継続するために最新の研究動向や他の自治体の状勢などをつかみ、資格更新に向けた活動が十分にできるかどうかが不安である。 |
| もともと教員として採用されており、異動があるため、現在、アーカイブズ機関以外（学校）に勤務しています。そのため、職務基準書に記載されている業務を行うことが難しい状況です。しかし、歴史資料をもとに歴史が明らかにされていること、それらを保存していくことが重要なことであることを授業をとおして生徒たちに伝えています。アーキビストは、アーカイブズ機関以外においてもアーキビストとしての役割を果たしていくことが重要であると認識しておりますが、更新の条件（ポイント）を見ると、更新していくことが大変難しくなるのではないかと懸念しています。認証アーキビストの更新については、専門職としてアーカイブズ機関に就職された方を念頭においているように思えますが、専門職の採用が多くない地方の状況も勘案していただけるとありがたいと思います。職責を担うため、更新をしていくということについては理解していますが、地方の現状をみると、アーキビストの自発的な学びに重点をおいてもよいのではないかと思います。また、学芸員、司書は更新がないので、他の機関との整合性も勘案していただけるとありがたいと思います。 |
| 人事異動によりアーカイブズ部門から動いてしまったので、このまま戻れないと資格を継続的に維持できない可能性があり、危惧している。 |
| 異動によりアーカイブズと直接関わらない部署に配属されたため、更新要件を満たせない可能性が高いこと。 |
| アーカイブズの実務に携わる仕事から異動したので、実務経験や執筆で更新に必要な実績をつくることが困難と見込まれること。 |
| 異動により職務を離れて更新ができなくなること。 |
| 職場の異動・転職等により、アーカイブズの現場を離れる可能性もあるが、その場合、現状の更新条件がやや厳しいため、更新できない可能性がある。 |
| 異動があるため、実績年数の加算に対応できるか。 |
| 異動等によって職務内容や立場が変わると、仕事の一環として調査研究を行ったり、研修を受講したり、研修講師を務めたりすることが困難になる可能性がある。その場合は、更新に必要なポイントを獲得できないのではないかという懸念がある。 |
| 人事異動によりアーキビストとしての業務を積み重ねていくことができなくなる可能性がある。管理職・上司次第で、アーカイブズの仕事への重要性を理解していただけないことがあった。認証アーキ |

| |
|---|
| ビストの更新も、その時の管理職のご理解を得られるか否かという懸念がある。 |
| 管理職となり、アーカイブズをふくむ文化財行政全般を担当することとなり、直接アーカイブズの現場にタッチする割合が減少した。更新にあたり、充分な実績をつむことができるかどうか。 |
| 現在実務から離れたスタッフ部門のため、また研究業務に係る時間を確保することが難しくなるため、更新条件を満たすことができるか懸念している |
| 主な作業が公文書ではないため、今後認証アーキビストの対象から外れる可能性を懸念。 |
| ②出産・育児・病休など |
| 現在産前休暇中であり、今後、産後休暇を経て育児休暇を取得する予定です。更新については、現在ポイント制となっています。産育休中は職務従事およびその他ポイントに関する活動が一切できないため、次回の更新は難しいのではないかと考えています。一方で、職場復帰後、おそらく職場からの再取得への（または無理にでも更新条件に該当するように）強い要請があるため、時短育児をしながら論文等を執筆して何とか休業中のポイントを取り戻さなければならない可能性が高く、非常に厳しい状況下に置かれると考えられます。産・育休中のアーキビストへの手当てがないと、女性は更新し続けることが難しいかと思います。 |
| ・アーカイブズに係る研究成果を発表・報告する機会がないため、調査研究能力の点数を取得できるか不安に感じている。<br>・会計年度任用職員であるため、出産や育児によって離職しなければならない可能性が高く、実務経験の点数が取得できず、更新できないのではないかと不安。 |
| 私自身、現在は職務基準書に基づく業務に従事していないため、ポイント数に達しない可能性がある。また現職の方でも、ライフイベント・異動等でいったん現場を離れてしまった場合などにポイントを満たせず、失効してアーキビストの数が減る→先細りになる、といった状況を懸念している。 |
| 5 年後の再認証に際して、例えば不本意に他部署へ移動している際に資格が認められなくなる懸念。あるいは女性の産休・育休が認証に影響があるかどうか。 |
| 現在、健康上の理由により現場を離れ、また講習受講も困難なため、5 年後に更新の基準を満たしているか（出来ればブランクの期間は設けたくない）。 |
| 認証アーキビスト取得直後に、病気のため休職してしまい（現在は復職済み）更新の要件を満たすことができるか不安がある。 |
| ③雇用形態など |
| 非正規職員なので、現在の職に在籍できなくなると在住地にアーカイブ機関が非常に少ないこともあり、引き続き更新のための実績がつめなくなることを懸念している。 |
| 任期付き職員なので、任期終了後、アーカイブズ関連業務に従事出来るか不明なこと。 |
| アーキビストとしての募集のほとんどが非正規であり、任期付きのため、つぎにアーカイブズ関連の職業につけるかわからず、実績が積んでいけるのか懸念している。 |
| 令和 4 年度が現職の最終年度にあたるため、認証アーキビストを更新するかどうか迷っている。 |
| 現在の職場はあと 4 年で任期満了になり、その後の再就職は年齢の関係で厳しいと予想されますので、更新に必要なポイントの取得が難しいことが予想されます。 |
| 更新時にアーカイブズの職務に関わっているかがわからない。 |

| |
|---|
| アーカイブズ関連業務は継続して従事することが難しく、ごく一部の正職員以外は更新要件が厳しい。実績をつみかさねる環境が整っていない。 |
| 継続的な業務への従事。 |
| 認証アーキビストを名乗っているとはいえ、アーカイブズ関係の仕事を継続できる保証がないこと。 |
| 現在の職場から離れた場合の認証更新。 |
| 今後、離職した場合に更新条件をクリアできるかどうか（実務経験が足りるかどうか）不安がある。 |
| 仕事がコンスタントに継続できるとは限らず要件を満たせなくなることを懸念している。 |
| 働くチャンスがあまりないこと、研修の機会が少ないこと。 |
| 雇用形態が不安定なので、着実にキャリアを重ねられるかが不透明なため、そのことによって更新が妨げられないかが懸念事項。 |
| 雇用が不安定であるため、今後もアーカイブズ関連の業務に従事し経験を積むことが可能かどうか。 |
| 専門業務に従事できない職業となった場合の実績つくり。 |
| 現在はアーカイブズの職から離れているため、アーキビストとしての活動実績や研究業績をどうするか。先が見えません。 |
| 現在の仕事はアーカイブズとはまったくの無縁のため、次回の更新では申請が認可されないかもしれない。 |
| 昨年度まで所属していた公文書館は 3 年で雇い止めの会計年度任用職であり、任期満了後は最低 1 年を空けないと戻ることができない。5 年ごとの更新のために実績を積みたくても積めない状況に陥っている。 |
| ④定年退職など |
| 定年退職し、アーカイブズ関連の業務には関わっているが、現状はボランティア的な立場である。内容的にはアーカイブズに関わっても、アーカイブズ機関に所属・就職できないと更新できないのではないかとの懸念がある。またアーカイブズ関連機関に職員として所属しなければ、国立公文書館の研修に参加することすら叶わないのではないか。そうすると知識の更新・向上が困難になるのではないかと心配が増える。 |
| 定年退職で現場から離れた際に起こるメリット・デメリット。 |
| 定年退職したので、以後の更新時に更新できなくなるのではと思っております。 |
| リタイアの時期が近付いており、アーカイブズ機関での勤務を離れて、一民間人になった場合に、成果や業績を取りまとめるモチベーションを維持できるか、また発表の場が得られるか、やや不安がある。 |
| 定年やその他の理由で退職した後、更新までの間にアーカイブズ関係の仕事に従事できない場合、業務実績を重ねられないこと。地方の場合、アーカイブズ関係の仕事がほとんどないことが一番の大きな問題。 |
| 論文発表機会の減少、(現役を退いたため)。最新の知見や動向に触れる機会の減少（現役を退いたため)。 |
| 次回の更新は定年以降となること。 |
| 次回の更新時に 65 歳を超えるため、現在の職場での仕事を継続できなかった場合、更新に必要な研修の機会や論文の発表の機会が失われて、認証アーキビストの更新ができなくなる可能性があること。 |

| |
|---|
| 年齢（高齢化）に伴う業務の継続化。 |
| 次回更新までに必要な点数を積み上げることができるのか懸念します。4 年後まで本職務に就いていれば可能かもしれませんが、そうでなかったら年齢的にそのあとはないと思います。 |
| 退職している。 |
| ⑤研修受講など |
| アーカイブズ関連の最新情報の習得やスキルの向上。職場では認証アーキビストになると国立公文書館アーカイブズ研修は受講できない。更新のための「ポイント」確保への不安。常勤職員のため、アーカイブズ機関への長期間配属の確証はなく、全く異なる職場への異動も考えられる。職場でのベテラン職員と同列の資格であるため、気後れてアーキビストを名乗りづらい。職場にはアーキビストにならなくても、アーキビスト同様の専門性をもって働く職員が数多くいる。 |
| 私が個人で認証を取得したため、職場は認証アーキビストについてほとんど無知です。更新に際しても、私の個人的努力のみでしていかないといけないと思っています。(オンラインでの研修なら予算がかからないので受講できればと思いますが、正規職員の説得から始めないといけないので正直しんどいです。) |
| 研修の参加する時間がなかなかとれないので、それが懸念事項です。 |
| 公文書館による研修（講習）が必要。 |
| 国立公文書館・大学以外では、どのような研修等に参加すると、更新のポイントに認められるのかが知りたい。 |
| どのような研修会に参加すべきか？ |
| 更新に必要な研修の枠が少ないこと。 |
| ⑥調査研究実績など |
| 業務が忙しく、更新時期までにアーカイブズ関係の業績が積めるか不明である。 |
| 5 年間のうちに新しいアーカイブズ関係の論文を書く時間がないので更新できないと思われること。 |
| 現在の勤務体制や家庭の都合もあり、なかなか外部研修や学会などには参加できず、論文執筆も日常業務に圧迫されてなかなか進まず、アーカイブズ学会の更新条件もなかなか達成するのが困難だ、という実感があり、認証アーキビストの更新も同様である、と予想される。スタッフが少なく、日常業務に忙殺される、地方アーカイブズの実情にも即した、アーキビストの日常業務を評価して更新されるシステムを望みます。 |
| 所属館の現在の状況が悪くアーキビストの人数が不足しているため、公文書の移管選別・レファレンスなど日常業務に追われており、結果として研究活動（執筆・展示・講演など）に割く時間がほとんど取ることができず、研究業績を積み重ねることが難しい状況にある。 |
| 更新に必要なポイントが得られるか不安。業務が多忙のためなかなかまとまった期間を必要とする研修や論文執筆の時間が取れない。 |
| 人員削減にともなう業務負担の増加によって、アーカイブズ関係の研究や普及啓発活動に割く時間が減少する可能性あり。 |
| 地域資料を扱っている。業務が多くて、更新時に成果を出せるか心配。 |
| 再認証がポイント制で 20 ポイントとある。勤務で 15 点はクリアできるが、残り 5 点の確保に不安がある。研修については職場はかなり不理解な部分があり、職務成果についても予算に左右されるなか、業務縮小が起これば成果物が公に出せなくなる可能性がありうる。 |

| |
|---|
| 更新にあたっては、新規申請時に比べて短い期間（5 年間）での成果要件が求められており、職務に従事しながらのアウトプットが厳しいとの声を多く聞いている。この点が資格更新にどのような結果を及ぼすのか、注視している。 |
| 家庭の事情により成果発表を多くはできないので更新要件を満たせるか不安。 |
| 業績をコンスタントに出すこと。 |
| 更新期日までに論文数本を執筆し発表すること。 |
| 更新に必要な学術的成果を継続的にあげていくことと、アーカイブ学の最新動向に則して自己の知識を更新していくこと。 |
| 歴史資料保有施設としての業務を担当しており、多様な業務を行い、研究等を行っているが、発表する機会がない。更新が難しいのではないかと懸念している。 |
| アーカイブズ関係論文を発表できる雑誌が地域に少ない。 |
| 成果物を発表できる場・媒体が少ないこと。 |
| 学会等に加入して活動する金銭的余裕がないため、業績を作れず、認証を更新できないかもしれない。 |
| 現職でないためない。更新時の論文等が提出できない。 |
| 所属校の年史編纂事業が本格化するにあたり、業務内容も通常のアーカイブズ業務を縮小して年史編纂に係るものが増えてくると思われます。年史執筆や資料の翻刻などは「アーカイブズに係る調査研究実績」には含まれないということなので、この部分の点数を積み重ねることが難しくなると予想されます。更新は 6 年目以降でもできるのでありがたいですが、小さなアーカイブズ機関では純粋なアーカイブズ関連以外の業務にも多く携わらざるを得ないと言う現状をご承知おきいただければと思います。 |
| アーカイブズに係る新たな調査研究実績が乏しいこと（展示やレファレンス等の文書館業務遂行上、歴史学に係る調査研究実績が多くを占めるため）。職務基準書の基礎要件として、歴史学などのアーカイブズ関連諸科学に関する専門的知識を有することが望ましいとうたわれている以上、認証アーキビストの更新に際しては関連諸科学に係る調査研究実績も認めて欲しい。 |
| 更新の要件の一つに論文執筆があったと思うが、アーカイブズの周辺分野である歴史学の論文でも要件に入るのかどうか。 |
| 学生時代から取り組んできたテーマが地域の近代・近世史で、現在の主な職務も古文書（私文書）の整理・公開作業です。必然的に公にする論考もそのような方面のものが中心です。認証アーキビストはどうしても公文書の方にウェートが置かれていますので、応募段階でも「私でも大丈夫かしら」という疑念はつきまといました。更新時にも同じ事を悩むと思います。 |
| ⑦その他 |
| ・本自治体では専門職の正規職員は配置されていないため、異動で配属された行政職採用職員を育成することになるが、論文執筆や国立公文書館の研修Ⅲ受講などはハードルが高く、正規職員の認証アーキビスト資格取得は非常に困難である。認証制度は公文書館等に配置された職員の知識・技術・意識の向上にとって有用と考えるが、達成が困難である場合、目標とする資格と認識されず、結果的に資格取得や意識改革につながらなくなることが危惧される。<br>・認証アーキビスト資格を取得した会計年度任用職員もいるが、本自治体では専門職の正規職員採用に非常に慎重であるため、正規職員化の見通しが立たない。認証アーキビストの資格を取得しても待遇改善にはつながらず、モチベーションの低下につながることが懸念される。 |

| |
|---|
| 勤務する機関の取り組みによって更新の可否が分かれるのではないか。 |
| 資格をもっていても資格自体が認知されていないので、資格者のメリットがない。ポイント更新制で、更新できる見込みがない、と不安視する声が聞こえる。手数料を払うなど手続きが煩雑であればなおのことアーキビストが減っていくことになるのではないか。 |
| 現状、メリットになっていない（もちろん、デメリットもないですが）ので、これから認証を受けようという人が増えるかどうかを懸念しています。 |
| 認証資格は、職務とリンクしており、職務を離れるとこの資格のメリットがなくなると考える。職務があってこそのアーキビストであると思う。 |
| 非常勤職員であるため、待遇の改善はなかった（常勤職員のみ改善）。将来的なキャリアアップの可能性はあるかもしれないが、いまのところ職場でのメリットは感じていない。そのため、必ずしも更新する必要があるか不明。 |
| 初回の認証時には私費で申請しましたが、今後の転職活動等に役立つ見通しが立たないため、更新時の職場が費用負担をしてくれないのであれば、今後は更新しないかもしれません。 |
| 更新するかどうかは未定。 |
| 有効期限が短いため資格としての価値を損ねている。もっと長く認証しかつ研修等の必要性については地域性なども考慮して遠隔からのオンライン参加なども検討してほしい。例えば 10 年認証とし，年会費 3000 円を課す。その代わり 1 年に最低限一度のアーキビスト研修を受講料 1 万円で国立公文書館主催で必ず受講するなど。研修は 1 日、 6 時間。など。 |
| 更新要件（5 年以内の累積 20 点）はやや高すぎるように思えます。 |
| 例えば 5 年間に調査研究の論文発表が必須など、更新の条件設定によっては更新不可になる人が多く出ることが危惧される。日本アーカイブズ学会の登録アーキビストも更新の際に多くの人が更新できなかったと聞く。認証アーキビストも更新が始まる 5 年後以降に、新たに認証される人より更新できない人のほうが多くなり、年々認証アーキビストが減っていくようなことにならないことを望む。 |
| 学芸員や司書のように就業にあたって必須の資格ではないので、この制度は軽視され、形骸化するおそれがあります。長く議論されている文書館自体の社会的認知度の問題と関係することですが、博物館、図書館、文書館の 3 つが揃ってはじめて資料保存の全分野がカバーされることが、もっと周知される必要があると思います。 |
| 現場のための資格と考えるが、学術的な経歴を彩るための資格に方向性が向いているようで不安を感じる。現場にアーキビストを増やさない限り、アーキビストを退職補充の資格要件に書き加えることは難しい。退職者がアーキビストを持っていなければ、次の採用にアーキビストを必須要件にするのは役所の人事では至難の業である。 |
| 特にありません。ただし教員免許の更新制が廃止されることから、こうした資格の更新制がはらむ問題点を探るのも一つの手かと思います。 |
| 制度や更新基準や要件が変更していく可能性があり、流動的なこと。 |
| 更新基準が良くわからない。不安定な身分なので、勤務経験をあてられないことには疑問を感じる。 |
| どのような審査基準によって、認証が更新されるのかを知りたい。 |
| 対象範囲が広いので（公文書、古文書、フィルムとか）、専門性がどのように評価されていくのか、よくわからないところがあります。 |
| 公文書の管理の能力の方が重要視されているように感じる。 |

| |
|---|
| 公的機関が作成する文書資料の整理に評価を偏らせず、歴史的な文書資料の保存・活用にも評価のウェイトを置いてほしい。 |
| 様々な困難に対処しつつ取り組んでいるが、これは本来業務における研究の一環という位置付けであり、認証基準におけるアーキビストとしての職務に該当するのか否か懸念している。具体的には、このような取り組みを実施しても認証アーキビスト更新に必要な実績 20 点に該当しないのではないかという点が懸案事項である。これらの取り組みは趣旨的にはまさに認証アーキビストとしての職責に叶うものと考えており、更新時の職務実績として是非ともカウントして頂きたい。 |
| 企業内で文書作成整理管理の実務に従事していても、論文等を書く環境にない、民間企業職員は教育、研究機関にいる人間に対して、圧倒的に不利。大きくシステムが変わらない限り、更新は事実上不可能。 |
| アーカイブの仕事に関係していないと、更新する技術・能力がないのではないかという気がする。認証アーキビストが、どのように役立つのか、周囲から求められないので、よくわからない。 |
| 更新をしても、自分がアーキビストとしての技術・能力の程度をはかれる物差しがないこと。 |
| 前職での成果で取得できたと思うので、現職では前職に比べ限定的になっているため、今後どのようにアーキビストとして活動をしていくかをまだ見出せていないこと。 |
| 現在は、直接文書管理の責任を持つようなポストではないこともあり、新たな情報入手が十分でないように感じる。 |
| アーカイブズ関係機関に勤務していない場合は、更新が難しそうである。 |
| やむを得ない事情で活動の場が失われた場合、更新ができるのかどうか。 |
| 家庭の事情でアーキビスト業務を含む勤労時間そのものに制約が生じていること。 |
| ある（更新の要件を満たすかどうか)。 |
| 更新できる実績を積んでいけるとは思えない。 |
| 基準を満たしているかどうか。 |
| 更新条件を満たすことは難しい状態にあること。 |
| どこまで（職務）が更新ポイントとして認められるか。 |
| 更新のための点数取得が可能かどうか。 |
| 今後求められるであろうデジタル関連の専門性を考えるときに、そうした専門性を体系的に学ぶことが難しいのではないかと考えています。 |
| 記録管理のデジタル化に関わる部分を更新の際の基準に取り入れる等、紙以外にデジタル化、システム化に関する知見を評価する視角も必要と考えます。 |
| ICT の発展に伴う技術のブラッシュアップの機会を得ること。 |
| アーキビストの認証審査体制（アーキビストの資格を持つ人が審査することが望ましい)。 |
| 現時点で特に大きな懸念事項はありません。 |
| まあ、なんとかなる。 |
| 更新については日々の業務の範囲で更新に必要なポイントが貯まるため、あまり懸念はしていない。 |
| 特になし。更新を申請して認められなければ、それだけのことである。 |
| 認証アーキビストを社会にどのように認知させていくか。 |
| 認証アーキビストのネットワークづくり。 |
| アーキビストとしての社会的評価の向上や、周知になかなか至らない事態。 |

| |
|---|
| 准アーキビストの制度化については、文書館等の現場サイドにおいて要望があるのは承知しており、今後早期の手当てがなされると考えられるが、「上級アーキビスト」等の上位資格制度については議論の深化と進展が見られないように感ずる。今後、上位資格の制度化や国家資格化を進めていただきたく存じております。 |
| アーキビスト同士の能力的なレベルの差。大学院等で学んだ人と現場経験が豊富な人とが同じ資格であるということ。 |
| 何らかの事情で更新の条件を満たさなかった場合の待遇等の変化。 |
| 勤務する職場で公文書保管への関心は低いと思える。所属課内でも廃棄公文書の保管作業に時間を費やすことが憚られる。このため国や国立公文書館は、規則の策定や選択的保管の必要性をさらに積極的に告知して欲しい。 |
| 狭い意味での公文書にかかる認証アーキビストを育成するための体制が当該自治体において成立し得るのか不安（具体的には、古文書関係のアーキビストは育成できても、公文書関係のアーキビストを育成できるのか心配。）。 |
| 申請にあたり、「資料保存機関を有する組織に所属して、（たまたま個人的に）認証アーキビストを取得した」という状況であった。しかし、認証後の名簿表記は「組織から発令を受けている認証アーキビスト」のように見え、統計等でもそう扱われているのではないかと思う（統計をもとに、報道等で認証者の〜%が〇〇で活躍しています、等とまとめられると、活躍どころか認証を得たことすら認識されていないのに、と思う）。この点について、組織または外部から「申請者が、勝手に所属組織の公認的な立場を名乗っている」と指摘されることはないのだろうか、と申請時には不安になった（結果的に、現住地では認証アーキビスト制度は全く注目されることはなく、現時点ではこうした指摘を受けたことはない）。 |
| 〇特に問題なし　計 27 件　※記載省略 |

問 47. もし「archivist」の日本語訳を試みるとすれば、どのような訳がふさわしいと思いますか。（自由記述）

| | |
|---|---|
| 〇アーキビスト　27 件 | ※日本語訳の必要なし（5 件）を含む |
| 〇記録管理士　11 件 | ※「記録管理士（保存士）」（1 件）を含む |
| 〇文書管理士　7 件 | ※「文書（記録史料）管理士」、「文書（公文書）管理士」を含む |
| 〇文書士　6 件 | ※「文書士、文書司」（1 件）を含む |
| 〇公文書専門官　3 件 | |
| 〇文書専門員　3 件 | |
| 〇記録資料管理士　3 件 | |
| 〇文書管理員　2 件 | |
| 〇記録管理専門員　2 件 | |
| 〇史料専門員　2 件 | |
| 〇以下、1 件の回答 | |
| 「アーキビスト」は訳しにくいですが、その前に何らかの名詞をつけて、「文書館アーキビスト」とか「公務アーキビスト」「企業内アーキビスト」といったような呼び名を工夫して定着させていくのは | |

| |
|---|
| どうでしょう。 |
| archivist は公文書館業務に携わる人だけの資格ではないので、一部の業務従事者にのみ対応するものではないほうがいいと思う。文書資料専門員も考えたが、所蔵資料も業務内容もその機関によりまちまちなので「文書」に限定できないので「資料専門員」アーキビストで定着しつつあると思うので敢えて訳さなくてもいいのではないかとも思う。 |
| カタカナの「アーキビスト」が適切であると考えるが、機関アーキビストのレコードマネジメント領域への進出（レコードキーピング)、収集アーキビストの存在と役割を考慮すれば、あえていうならば、「記録管理収集士」「記録保護管理士」「記録保護士」あたりが思いつく（「記録」を「情報」とすることも)。 |
| 「レコード・マネージャー（レコード・マネージャ)」の方が日本語として馴染みのある単語であるため、組織アーカイブズに関わるスタッフはこの肩書を名乗った方が理解されやすいように思います。純粋に収集アーカイブズ・歴史アーカイブズのみに従事するスタッフをアーキビストと呼ぶ方がよいように思います。 |
| 重要記録管理士 |
| 歴史文書管理士 |
| 統括文書管理士 |
| 公文書管理官 |
| 公文書等専門職 |
| 公文書館専門職員 |
| 公文書等保存活用推進員 |
| 公文書保存計画策定員 |
| 公文書館士、史書士、史書司、歴史公文書司 |
| 公文書管理の専門家 |
| 公的記録等管理者 |
| 文書管理者 |
| 文書管理師 |
| 文書管理人 |
| 文書管理研究員 |
| 文書管理専門員 |
| 文書管理専門士、記録管理専門士、公文書管理専門士 |
| 文書館員　資料館員 |
| 文書館専門職 |
| 文書保存管理士 |
| 「文書保存管理官（士)」　「文書管理指導官」　「記録保存（管理）士」　「記録文書保存管理士」とか。しかし、わたしは「アーキビスト」で良いと思います。先に挙げた日本語意訳は、カッコ書きですね。「アーキビスト（記録文書保存管理士)」といった表記です。 |
| 文書・記録・情報管理者 |
| 文書・史料取扱専門者 |
| 記録管理専門職 |

| |
|---|
| 記録管理専門家（職） |
| 記録(管理)士 |
| 記録管理師 |
| 記録情報管理士 |
| 適切かどうかはわかりませんが、「記録情報分析管理官」 |
| 記録専門官 |
| 記録専門員 |
| 記録専門家、保存記録専門家、記録保存専門家、記録保存管理者など |
| 記録保存管理専門家 |
| 記録保存専門員 |
| 記録資料管理者 |
| 記録史料管理者 |
| 記録資料師あるいは史生。 |
| 記録士 |
| 記録司士 |
| 記録保守整備官 |
| 記憶遺産管理者 |
| 「記憶の護り人（もりびと）」 |
| 資料管理師 |
| 史料管理士？？のようなかんじでしょうか。 |
| そのままだと史料管理員。長いので略して史管員。 |
| 「資料」（文書以外のアーカイブを取り扱う施設もあるため広範囲をカバーする「資料」とします）を収集、保存、調査等適切に行われるよう管理を任される立場にある専門の職員なので、「資料管理専門員」という訳をイメージしました。 |
| 資料専門官 |
| 資料専門員 |
| 本市での専門職としての補職発令を検討しているなかで、「史料取扱員」「史料専門員」などの名前の案が出ました。 |
| 資料保存管理士 |
| 歴史文書評価士 |
| 歴史的史料継承士 |
| 歴史公文書専門官または文書管理専門官 |
| 文化資源管理士 |
| 公民文録保存管理士（アーキビスト） |
| わからない。アーキビストがやや認知度を上げている今、訳語が必要かどうか疑問。 |
| 日本語にはできない微妙なニュアンスがあるように思います。記録管理だと、レコードマネージャーとの職務の違いが明確にならず、歴史を入れると歴史資料となるような歴史的文化的価値の高いものだけがアーカイブズだと誤解を生みます。このため現段階で、日本語訳でふさわしい言葉は思いつきません。 |

| |
|---|
| まだ素敵な言葉が見つかりません。訳ではありませんが、最近見かけた言葉で最も近いものは「思想と価値の伝達作用を担う者」です。 |
| 適当な訳語は思い当たりませんが、認証アーキビストやアーカイブズ関連のニュースや、当該ニュースへの SNS の反応などを見ていると、現用文書の散逸や改ざん等を防止する役割を期待する声や、認証アーキビストを国家公務員や政府の審議会の委員等と誤認している発言などがあり、過大な期待感を与えてしまっている印象を受けます。認証アーキビストに限って言えば、主に非現用の文書の選別や歴史的な文書の保存・公開を担う職員（または社員等）であることがわかるような訳語がよいと考えます。 |
| 具体的には思い当たりませんが、意味の伝わりやすい漢字が使われているとよいと思います。逆に、例えば「図書」「文書」「文章」といった、律令制以来、色々な意味や役割が付与されてきた字や語句を使うと、名称が曖昧化すると思います。とくに図書館司書や学芸員との区別ははっきりとしてほしいと思います。 |
| 資格名称としては「公文書管理専門員」が適当。ただし職名としては公文書館等におけるアーキビストと行政機関におけるレコードマネージャーの役割を区分する必要があるものと考えており、これとの関係で整理が必要。私見としては同名称はレコードマネージャーの日本語訳にも当てるべきものと考えており、その場合、公文書館等のアーキビストの役割にふさわしい図書館司書に該当するような別の日本語職名を考慮する必要があるものと考えている。 |
| 職場でもよくこの話題になりました。「archives」も「archivist」も難題です。しばらくあたためさせてください。繰り返し質問項目としていただけるとありがたいです。 |
| むしろ、学芸員をキュレータ、司書をライブラリアンと呼び改めるように進めてはどうか。 |
| 一般向けの理解しやすい訳。 |
| ○わからない、思いつかない　7 件 |

問 48. アーカイブズを社会に根付かせるために、あなたは今後何をしていきたいですか。（自由記述）

| |
|---|
| 前職の経験から、アーカイブズ資料の中心となる公文書がどういうものかピンとこないという市民が多かった。そのため、アーカイブズ資料は実は身近なものであること、後世に残すことの大切さを展示や講座で普及していきたい。 |
| 若者への啓発活動。 |
| 次の世代への橋渡し。 |
| 自らの職場内でのＰＲ。 |
| より多くの人（海外のユーザーを含む）が、気軽に公文書にアクセスできような体制づくり。積極的な情報発信等。具体的には、海外の類縁機関等とより積極的な情報交換、共同プロジェクト等を推進する。 |
| 大学講義を通じて多くの学生にアーカイブズの存在意義とその活用法を知ってもらうことから始めたい。 |
| 専門家として所属館所蔵資料の着実な保存管理と公開を行うとともに、所蔵史料の調査研究と公表して参ります。 |
| 組織記録そのものの組織内での存在意義、保存と活用について普及したい。 |

| |
|---|
| 現在行っている情報発信活動を継続する。専門職団体（≠学会）設立を推進する。 |
| 専門職としてどのような職務を、どのような倫理のもと行うのか、普及啓発活動を行っていきたい。 |
| このような資格があると言うことを発信していくこと。資格を生かして、対応している資料の調査研究、情報発信の質と量を増やしていきたい。 |
| 研究成果の発表等を通じて国・公共機関全体に記録管理体制およびアーカイブズ資料の収取・保存体制の確立を訴えつづけていきたい。 |
| 学校教育への影響力を深めたい。若い世代にアーカイブズという存在を浸透させたい。 |
| 地道な情報発信、対話。 |
| 展示等を通じた普及啓発。 |
| 研究、展示等の教育普及事業。 |
| アーカイブズの利用普及、紹介。 |
| 各地方自治体の地域資料保存と活用，学校資料の保存管理，地域社会におけるアーカイブズの活用と認知の向上。 |
| 淡々と業務をこなしていく。 |
| 大学の学部レベルでの教育に努めたいと思います。 |
| 地道に業務に取り組み、利用者のニーズに応えていくことで、アーカイブズが貴重な記録であって、個人や社会の役に立つということを示していきたい。 |
| 学校史の観点だけでなく、多角的な視点で資料を捉え多方面に発信していきたいです。 |
| アーカイブズを取り扱う図書館や博物館とは異なる「公文書館」という施設のことを知ってもらうため、展示会や自館の資料を用いた論説や資料紹介の発表を積み重ねたいです。また、周りから少しずつ知っている人を増やせるよう、わかりやすく簡単に伝えられる説明を日ごろから考え心掛けます。施設になじみを持ってもらえれば、そこで取り扱われるアーカイブズのことも関心を持ってもらうことにつながりますし、寄贈相談や家の整理の際に見つかった資料の処遇など、地域のアーカイブを発見し守る活動にもつながると考えるからです。 |
| 地域の人々・一般の人々にも、積極的にその価値を伝えていけるような対外発信を続けていき、アーカイブズと利用者をつなぐ役割を果たしたい。 |
| 人材の育成。 |
| アーカイブズの認知度向上（広報誌や施設見学等を通じて、アーカイブズやアーキビストの仕事を世間に広めることなど）。 |
| ・所属する機関の資料を整理し、資料の情報を発信する。<br>・アーカイブ資料を利用して地域の歴史をひもとき、発信する。 |
| アーカイブズの重要性はもとより、それを通じて得られるおもしろさを知っていただくための資料展示や執筆活動など。 |
| 市町村におけるアーカイブズ機能の普及啓発。 |
| 史料なくして歴史は残らないことを発信していきたい。 |
| 着実に業務を行う事や研究を進めることにより、アーカイブズの必要性や有用性を示すこと。 |
| まず、アーカイブズ機関が存在しているということを知ってもらう。そのうえで、具体的にどのような仕事を行なっているかを紹介するとともに、資料保存の重要性を広める。 |
| 歴史公文書を活用することの具体的な有用性を示していきたい。 |

| |
|---|
| 論文執筆やアウトリーチということになりそうです。 |
| レファレンスを通して、資料の探索や紹介が得意な職種の人がいるという認識が一部の住民に広がってきているので、今の職務を継続しつつ講習会やワークショップなどを増やして図書館くらい気軽に公文書館を利用してもらえるようにしていきたい。 |
| 地道な文書館・博物館活動。 |
| アーカイブズの業務について、広報活動を展開していきたい。 |
| アーカイブズを誰もが活用できるように収集・整理し公開する。 |
| 精緻な観察によって自然を、記憶（記録）の保持によって人間とその社会を、それぞれ深く理解することで、人類は知の地平を開いてきました。アーカイブズの進化は後戻りのできないことであり、今後もさらに発展させるほかなく、そのための責務を回避しようとしてはならない、という意識を、多くの人と共有していきたいです。 |
| 研究。 |
| （認証アーキビストであることに限りませんが、）アーカイブズ以外の分野にも活動を広げ、より広くアーカイブズを知ってもらう機会を増やしていきたいです。 |
| 地域資料の保存、公文書保存・公開の重要性の啓発。 |
| アーカイブズとは何かを第三者へわかりやすく説明できるようにすること、一方で、重要な記録を将来のために残すことそのものについてはどんな立場の人であろうとも様々な方法でできることを、自分の実践によって伝えることをしていきたいと考えています。 |
| 担当する学芸員課程授業の中でのアーカイブズに関する基礎知識の教育。 |
| 年齢的にアーカイブズ機関に勤務するのは、ここ 1・2 年なので、今後は市民として、あるいはボランティアとして文書館を応援していきたい。 |
| アーカイブズ及びアーキビストの重要性について社会的な発信をしていきたい。 |
| アーキビストが各機関に常置されるための仕組みづくりを全国の認証アーキビストと一緒に考えたい。 |
| 講演・執筆等の普及活動。 |
| 全国の公文書館、世界のアーカイブスの利用を通じて、所蔵資料の検索方法、利用方法を習得し多くの人に広めたい。 |
| 館の知名度アップ・利用促進。 |
| 歴史は歴史資料（公文書含む）から明らかにされていることを、より多くの人に知ってもらうこと、また、このことにより歴史資料から過去を調べ、検証することが特別なことではない社会にしていきたいと考えています。公文書館の利用の多くが、研究者、郷土史家等である現在、歴史が特別な人たちだけのものではないことを伝えていきたいと思います。現在、学校という場で、これからの社会を築いていく若い人たちに、少しでも歴史に興味をもってもらえるよう、電子黒板を活用して歴史資料を紹介しています。アーカイブズ機関からは離れていますが、アーカイブズ機関職員とは異なる立場で歴史資料やアーカイブズの重要性を伝え、普及に努めていきたいと考えています。 |
| 認証アーキビストとして地元自治体との連携。 |
| 講演活動、論文の執筆。 |
| アーカイブズの普及啓発（とにかく存在していることを認識してもらう）。 |
| 記録管理とアーカイブズの重要性について研究を深め、社会へ発信する。 |

| |
|---|
| 市民向けに評価・選別に関するレクチャーを行う。アーキビストとしてのメディア利用。 |
| アーカイブズ機関に何らか所属することを希望しますが、所属して活動するだけではアーカイブズが社会に根付くとは限りません。価値ある記録、歴史として残すべき史料が色々な形で存在します。自分の例ですが、ある個人史料について、ご家族からアーカイブ化を図りたいと依頼され協力しています。個人史料をアーカイブズとして伝え、かつて本人が活躍していた時以上にその価値が高まり、研究を啓発し、国際発信にもつながればと考えています。公文書管理の現場からは離れますが、そうした場面にもアーカイブズの考え方や公開基準などが生かせると考えています。元職場でもデジタルアーカイブに関連する業務に協力します。当面はボランティアに近く、せいぜいアルバイトかもしれませんが、アーカイブズが社会に根付かせることにつなげる所存です。 |
| まずは周囲のアーカイブズに対する理解の向上に努めたい。また、所属機関が属する市役所の公文書に関する保存管理規定を見直すことに挑戦していきたい（現状では所管課が異なるため介入不可能）。 |
| 歴史文書の保存や活用についての現状がいかに貧弱で合理的でないかを検討したい。 |
| 社会や学校への情報発信や教育活動を地道に行うこと。 |
| アーカイブズ利用の普及活動。 |
| 前職で心がけていたのは所属機関の人たちの理解を深めることだった。閑職だとか好きなことやっていていいですね、という誤解を解くことからであった。時代は変わって今は相当理解を深められたと思う。次は、一般への理解を深めることに努めたい。広報活動や資料保存の重要性などを身近な題材で解説することを考えている。 |
| 公文書だけではなく、私文書の公開事例を増やし「アーカイブズの利用」が市民生活にとってより身近なものになるように働きかけたい。 |
| アーカイブズ、アーキビストの役割をより身近に感じてもらうような活動をしていきたい。 |
| アーキビストの名を肩書として積極的に名乗る、名刺に書き込む、媒体に書く等々、アーカイブズを説明する機会を増やしたいです。 |
| 成果を社会に還元する。 |
| 論文等執筆活動。 |
| 自身の専門分野を生かした、アーカイブズの普及啓発。 |
| 自身の職場での業務熟達、評価獲得。 |
| 地道に考え実行する。 |
| 公文書・古文書等歴史資料を問わず、さらなる資料の保存・活用およびその普及活動に関する新しい研究と実践。 |
| 自治体の職員や市民に公文書保存と利用する意義を言い続けること。 |
| 今後進むべき方向を模索するにあたって先人が歩んできたことを知ることが重要であること、そのためには記録を管理することが重要であることを喧伝し続ける。 |
| 展示等の普及活動や子どもへの授業。 |
| 常に資料と閲覧者に対し誠実であること。 |
| 記録を読むことの面白さ、記録の奥に世界が広がって見える楽しさを伝えていきたいと思っています。「だより」や企画展示等で一般の方の興味をひく情報(資料紹介、お仕事紹介等)を提供していきたい。 |
| 地道な普及啓発活動。 |

| |
|---|
| 資格として社会に認知されておらず、それを認知させていく啓発広報活動等に取り組みたい。併せてスキルアップに努めたい。 |
| アーキビストを民間で雇用し、その処遇改善、アーカイブズの社会的ニーズを拡張することを考えています。 |
| 公文書とその周辺資料の一体性について訴えたいと思います。 |
| アーカイブズ資料の重要性、おもしろさ、アーカイブズ資料からわかることを伝えていきたい。 |
| これまで日本でアーカイブズと認識されてこなかった分野の記録に対して、永続的に保存して利用可能とすることへの研究面および実務面での専門的知見の提供。 |
| 庁内や市民の方に対する啓蒙活動を地道に続けていきたいです。また、自分の活動をまとめて紀要などで報告し、後進に継承していきたいです。 |
| これまでどおり、史料整理を地道に行い、成果を公表していくことで、史料保存の啓発を行っていきたい。 |
| 「記録管理（レコード・マネジメント）なくしてアーカイブズなし」。レコードキーピングの調査・研究など。 |
| 勤務先の歴史保存、行政文書管理に係わる現状改善に注力する。 |
| アーカイブズ形成や利活用などのアーキビストとしての活動を通じての普及活動。 |
| 現在の仕事を更に頑張って行いたい。 |
| 地道な啓蒙活動。 |
| 利用者に誠実に対応したい。 |
| 市民に対する認知度の向上・利用の促進を図ることが必要と考えるため、研究・普及活動にもある程度注力したい（そのために所属館の状況を改善したい）。 |
| 幸い、個人的には本業と無関係な研究活動をマスコミ相手に公開する機会には恵まれており、肩書としてアーキビストを名乗っている。自分自身の浸透力は低いと思われるが、アーカイブを社会に知ってもらう一助にはなると考える。 |
| 所属組織の公文書の廃棄、保管作業へ継続的にかかわる。企画展示へ公文書を利用し、来館者に関心を持ってもらう。アーキビスト間の横のつながりを持ち経験を共有したい。 |
| アーカイブズに関する普及啓発活動。 |
| 近隣の複数自治体での資料保存の大切さアーカイブズの必要性等についての講演会の開催と助力をおこなう。これをもっと広く広げていきたい。 |
| 一般の人にわかりやすく普及啓発するレファレンスに真摯に対応し、アーカイブズがあってよかったと市民のみなさんに感じてもらう機会を増やす教育連携や子ども向け講座の中で子どもたちにアーカイブズを知ってもらう機会を増やす。 |
| 講座等での発信。 |
| 研修の企画・運営、講師情報誌や研究紀要による情報発信。 |
| 利用普及事業。特に地域の小・中・高等学校等の学校教育機関と連携し、「記録資料」を活用した学習や研究活動の支援、教員向けの研修などを行っていきたい。 |
| 他人に語る。 |
| 引き続き、担当しているアーカイヴスについての情報発信等。 |
| 事業所における記録の現用から非現用の一貫管理。 |

| |
|---|
| 文書などの史料・資料に基づいた研究結果や情報の発信。 |
| 資料閲覧、展示、講演など日常のアーカイブズ業務を通じてアーカイブズの重要性を社会に啓発する。 |
| アーカイブ資料に内在する豊かな情報を発信する。 |
| 公的機関に限らず身近な記録や資料をアーカイブズとして整え活用していく実践をしていきたい。 |
| 行政職員に対しては重要な経験知と住民への説明責任として将来検証できる重要な記録を適切に管理し公文書館へ移管すること。一般には幅広い層にアーカイブズの役割を分かりやすく伝えていくことで支持が得られるようにしたい。 |
| 評価選別基準の理論化や、アーカイブズの魅力を引き出すさまざまな普及事業の実施。 |
| 行政をはじめとする組織において、処分される公文書の中から後世のため歴史的価値を有するものを残していく必要があることを啓発していくこと。 |
| 普及活動。 |
| （1）図書館と博物館との連携。多くの人に親しまれる図書館や博物館と連携することにより、アーカイブズとの違いを表面化させ、「アーカイブズ」の言葉を知らせていくことが可能と思われる。また図書館の日本十進分類表（NDC）ではアーカイブズは専門図書館の扱いになっているので、博物館同様に単独の扱いになるように働きかけたい。<br>（2）学校との連携。小中高校の教員へ働きかけ、児童生徒へ対し、アーカイブズを活かすことができるプログラムを作り上げていく。 |
| 所属する機関のアーカイブズを整える。 |
| 三谷幸喜氏とのコンタクト、アーキビストを主人公にしたドラマの執筆依頼。 |
| まずは広く所属する組織全体の人々にアーカイブズについて理解してもらえるよう今従事している業務に邁進したい。公文書の評価選別に悩む職員の方々の話をよく聞き、最善の選択ができるよう協議を重ねることで、歴史的公文書は未来に引き継ぐ財産であるという意識を形成することに少しでも役立ちたいと考えております。 |
| 普及啓発活動への従事。 |
| 所属する組織内での普及活動。 |
| 「身近なところにもアーカイブズ」というように、身近なところにもアーカイブズに関するものが存在していること、それが単に認識されていないことなどを周知する形で、アーカイブズを国民・市民の身近にしていければと思う。 |
| 教育の場にいるため、アーカイブズの利用を働きかけるなどしたいと考えています。 |
| アーカイブズは利用者自らが主体的に考える素材を提供する場であると考える。そのようなアーカイブズの役割を、様々な方法で発信して的確に伝えていきたい。 |
| 中学や高校での授業や、官学協力してアーカイブズを構築し、子供達にアーカイブズのことを教えたい。 |
| 情報発信、啓蒙活動。 |
| まずは自分の職場の中におけるアーカイブズの重要性を認めさせ、組織的にも独立の単独部署としての立場を獲得したい。 |
| アーキビストの周知。 |
| 私のメインテーマは「資料の保存修復」なので、原資料の物理的な長期保存と複製物（デジタル化）による利用促進を進めることに尽きる。 |

| |
|---|
| 海外学協会への参加海外におけるアーカイブズ活動の紹介。 |
| 地域住民が自らの手で地域資料を整理し、目録を作成し、後世に残していく活動を強力に指導していきたいと考えております。 |
| アーカイブ機関、アーキビストの仕事を多くの方々に知ってもらうための普及啓発活動に一層力を尽くしていきたい。 |
| 現在にいたるまでに、職場でのアーキビスト認証状況について、新聞記事、あるいは論文等で機会をいただき、また名刺などの肩書に入れたりして、小さいながら広報に努めました。基礎自治体ではまだまだ普及啓発が必要な状況だと考えていますので、広報を継続したいと思います。 |
| 日々の小さな業務の積み重ねが重要だと考える。 |
| 地道な啓発活動と、史料の保護や発掘活動。 |
| 官・産・学においての連携。行政・民間企業・大学の枠を超えたアーカイブズの構築に取り組んでみたいです。 |
| アーカイブズの仕事を知らない知人に地道に仕事内容をしらせていく。 |
| 社会に、というよりもまず「所属機関や文書作成機関（親組織）」に対してアーカイブの価値や歴史公文書等を保存活用することの意味・役割について認識・理解させることがアーカイブズやアーキビストの使命であり、それが正しく理解され、アーカイブズが価値あるものとして運営されていけば、自然と市民や社会に根付いていくものと考えます。そのためにアーキビストは親組織に働きかけていかなければならないし、アーキビストの発信に耳を傾けることができる（親）組織を変わっていかなければならないと思います。 |
| 地域の文書について地域の人びとに知ってもらう機会をつくっていきたいと思っています。 |
| 地域資料の保存啓発。 |
| 学芸員資格を活かした、展示等による情報発信、普及啓発。 |
| 現在行っている業務を誠実に遂行すること。いろいろな媒体を通してその価値を宣伝していきたいと思っています。 |
| 部内での研修や後進への指導の中で、文書管理があらゆる業務活動の「基礎的なインフラ」であることを伝えていきたいと思っています。 |
| 導入実績の積み上げと教育研修の実施、およびアーキビストの待遇改善。 |
| 所属組織の公文書等が、適切に作成、管理、引継されるように日常的な文書管理を地道に改善していきたい。 |
| アーカイブズの義務教育事業への関与に関する普及活動。 |
| 資料の活用。資料が保存されていてよかったと多くの人が実感できるように示していく。 |
| 関係機関、県民への資料保存の必要性及び活用方法の啓発。 |
| 地方自治体の首長へ公文書管理の理念を理解させ、専門職の設置と育成の働きかけ。 |
| 利用促進。 |
| アーカイブズに関する研修等の講師の依頼や雑誌等への執筆依頼があれば、積極的に受け、微力ながら情報発信していきたい。 |
| 歴史講座でも、前提となる史料管理等を踏まえて話す。 |
| 重要な資料（記録）を収集、整理、公開し、収蔵資料の充実に努めること。 |
| 認証アーキビスト・ネットワークの発展・拡充。 |

| |
|---|
| 資料紹介の論文、エッセイを執筆する。所蔵資料を展示する機会を多くする。 |
| 現在歴史的公文書の保存・管理には携わっているが、できれば現用文書の評価・選別等にも関わっていきたい。古文書を含む地域資料の消失・散逸・劣化防止のため、所蔵状況の実態調査を継続的に実施し、所蔵者に記録史料を後世に伝えることの大切さを広く理解していただき、永続的保存と社会における一層の利活用に寄与していきたい。 |
| 普及啓発活動。 |
| 「アーキビスト」という言葉を意識的に使う（職業欄などで）。 |
| これまで携わってきた資料保存の経験を生かして、職務やボランティア活動を通じて、幅広い世代のみなさんに、地域に残る歴史資料の大切さと、その保存方法、被災した資料への対処などを伝えていきたい。 |
| 地道な啓発活動（特に行政機関に対して）。 |
| アーカイブズの魅力やその活用方法等を調査・研究を通して発信していきたい。 |
| デジタル・アーキビスト資格を有していることから、講習会等の依頼があれば、幅広い形でのアーカイブズの役割を知らせられたらと思います。 |
| ◎公務を通じて、対象を明確にしたきめ細かい普及事業を展開したい。 |
| 展示を通じての資料公開、講座・講演会・論文等での情報発信。 |
| 児童・生徒への啓発活動、市民団体への助言。 |
| 在野でのアーカイブズと認証アーキビストへの認知、理解を深め、この分野で認証アーキビストが相談をする相手として選択されるように、在野におけるアーカイブズ活動を支援したい。 |
| まずは自己の身の回りから。自分がより良く生きること。学会活動に参画すること。 |
| 教育に携わっているので、受講者にその重要性を伝えていきたい。 |
| アーカイブズ資料及び施設の価値について、特に青少年に対して知らせていきたい。 |
| 組織内、住民双方に対してアーカイブズそのものの価値や面白さ、利用することによって得られる知識などを発信していきたい。 |
| 論文等の執筆活動。 |
| これまでと変わらず地道に研究・教育活動に取り組んでいく。 |
| 資料を整理し、出来るだけ公開し、資料を寄贈・寄託することの価値を高めたい。市民の資料に対する意識を高めたい。 |
| 所属館や運営するデジタルアーカイブのプレゼンス向上をはかる。 |
| 普及啓発。職員に対してあるいは県民に対して文書（公文書）の管理の重要性を周知したい。 |
| アーカイブズの調査研究に従事している訳ではないので、何か積極的に行動する予定はない。 |
| 問 49 に同じ（公文書であれ、地域資料（古文書）であれ、できるだけ多くの整理、データベース化を進め、多くの人々が利用できるような環境を整備し、それを通じてアーカイブズのもつ社会的価値につき多くの人々の共感をえること） |
| 専門的な知識・技術を持つ正規職員がいない職場で働いており、過去には、館の資料整理の方針や、専門職の権限、ハラスメント問題等について館長等との協議も行いました。しかし、不愉快な思いをするばかりで何ら得るところがありませんでした。プライベートな時間にも悪影響がでてしまうので、今後しかるべき職位で採用されないかぎりは、アーカイブズを社会に根付かせるための活動を行うつもりはありません。 |

| |
|---|
| とりあえずは仕事があるので、年金生活になってから考える。 |
| 特に考えていません。 |

問 49. アーカイブズを社会に根付かせるためには、今後何が必要と思いますか。(自由記述)

| |
|---|
| アーカイブズ資料を行政だけのものではなく、実は身近なものだと思える機会を増やす。 |
| 罰則を伴う法の制定、公文書管理機能の四権目への分離独立、学校教育での普及活動（学習指導要領への明記)。 |
| アーカイブズがあるとこのようないいことがある、という実体験。 |
| 公文書が身近なものであると理解いただくための広報活動。および、利用者に対する細やかなレファレンス対応等。堅苦しいイメージを払拭し、知的好奇心を満たすために気軽に出向く場所となることを目指す。 |
| 所蔵文書検索項目及び検索システムの標準化を全国的に進めること。 |
| 個々人及び組織の活動とともに社会全体の理解を得られるように情報発信が不可欠である。 |
| 個人の学習や研究、二次的創造のための「ジャパンサーチ」の強化・進展が必要だと思います。いつでも、どこにいても日本の文化資源にネットワークを通じてアクセスできる社会を実現することでこれまでと異なる創造的未来が開けていくと考えます。 |
| 記録に対する組織員の意識改革。 |
| 問 48 に同じ。(学校教育への影響力を深めたい。若い世代にアーカイブズという存在を浸透させたい。）若い世代への教育。 |
| 公文書等を後世に継承することの意義、重要性を積極的に発信すること。 |
| 桜を見る会問題等の社会問題と、その反動による国や自治体などの制度設計や学術等の運動。 |
| 人々の意識や社会通念等を変えないと難しいと思料する。 |
| 国民の政治に対する意識・関心を高めるとともに、政治に携わる者に緊張感を持たせること。 |
| 市町や企業等、もっと多くの組織にアーカイブズが設立され、身近に利用できるようになること。 |
| 古い記録、過去の成果などという意味で「アーカイブ」という言葉そのものは社会に浸透してきていますが、本来はより広範な意味合いの言葉だと思います。単純に古いものを指す言葉としてだけではなく、社会や団体、個人の成り立ちや立場を裏付けるものとしてより深い意味を持つことが浸透するこが大切だと思います。 |
| 一般社会への普及活動が重要なのは言うまでもないが、現実には国や自治体が文書管理や、歴史公文書等の利活用の重要性を認識し、十分な予算を割く「文化」がはぐくまれなければ、広く社会に根付かせることは困難だと考える。そのためにもアーカイブズに理解ある政治家を増やすことが必要。 |
| 記録を残すこと、歴史を残すことについて、国や地方公共団体、大学、企業などがもっと関心を持ち、予算や人材を確保すること。 |
| アーカイブズの存在を知ってもらうこと。利用者に実際に足を運んでもらったり、HP にアクセスしてもらうといった具体的な行為。 |
| 個々の施設の地道な活動や情報発信は当然だが、そもそも施設がない自治体が多く、足並みをそろえた活動も困難な状況にある。施設の設置や活動の強化を後押しするような国の方針の提示も重要だが、国、自治体、各施設等のトップにアーカイブズの必要性を認識させる必要があると考える。 |

| |
|---|
| 国民にとって重要な文書が保存されること。そのためには公文書管理はアーカイブズだけでなく作成機関と一体となった施策、取組が必要。 |
| 社会にとって必要だと認識してもらうよう、マスコミとも協力して普及、啓発に注力すること。 |
| 問 48 に同じ。（まず、アーカイブズ機関が存在しているということを知ってもらう。そのうえで、具体的にどのような仕事を行なっているかを紹介するとともに、資料保存の重要性を広める。） |
| アーカイブズの存在、意義、実用性を示すこと。組織において必ず置かねばならないものとして制度的に位置付けること。 |
| その意義を広く理解してもらうこと。そのためには「問 48」に記した歴史公文書を活用することの有用性を示していくことが必要だと考える。 |
| 利用者：市民意識ないしは権利意識を自覚すること。行政機関：市民（citizen）に対する説明責任を自覚すること。研究者やジャーナリストにアーカイブスを独占させないこと。 |
| 情報発信。 |
| まずはその存在・業務について知ってもらうこと、そして利用してもらうこと。 |
| 利用のしやすさ。利用者自身がアーカイブズにアクセスしやすい環境を作るという意味で、アーキビストが解答を提供するということではない。専門家でないとアーカイブズを理解できないという思い込みによる敷居を下げるための普及教育活動。 |
| 資料保存の 3 機関（M、L、A）は、目先の効能（集客数、経済波及効果、賑わいづくり等）の有無で評価されてはならないこと、記憶の保持という、もっと普遍的で大切な目的のために設置されて活動する機関であることを、わかってもらえる人を、一人でも二人でも、こつこつと増やして行くことに尽きると思います。 |
| 認証アーキビストができたことで、専門職の質を保ちながら入り口を広げるバックボーンができたのではと思います。専門職の業務を広く、ソフトに、そして具体的に市民に伝えていくことが、市民にとって自分たちの社会における役割のイメージを持ちやすく、アーキビストとの交流が促進されやすい社会づくりにつながるのではと思います。 |
| 国・地方自治体が先頭に立ってアーカイブズの重要性を国民・住民に発信し、理解を得る努力。世界に立ち遅れていることを自覚し、公文書管理・保存の予算措置を講じていくこと。関心を持っている層だけではなく、マスコミなどを活用して一般の人たちに周知・啓発を図っていくこと。 |
| アーカイブズ学の研究者、実践者、学習者それぞれによる活動の蓄積とフィードバックが必要だと考えています。実践の裾野を広げることによって理論も進むと考えるからです。 |
| 国立公文書館を国立国会図書館と同等の規模と役割が果たせるように拡充し法整備を進めること。国民全員が文書記録の作り手であり、自らを守るために作成し保存し役立つことが自覚できる教育機会を実現していくこと。 |
| そのための容易な解決方法はなく、アーカイブズに対する地域社会とその多様な構成員のニーズに答える活動を積み重ねていくことでしょうか。 |
| 公文書館や文書館の認知を図書館・博物館と同レベルにするため、小・中・高の若い世代に対する普及・啓もう活動。 |
| 積極的な普及・啓発活動と情報発信。 |
| 所蔵資料の利用により公文書館の有用性を社会に広めること。 |
| アーカイブズの役割の周知。 |

| |
|---|
| 博物館、図書館に比べて、公文書館について理解している方は多くない状況です。このような状況でアーカイブズを社会に根付かせるためには、アーカイブズの役割をより多くの人に知ってもらうことが必要であると思います。具体的には、アーカイブズの役割、展示等を様々な広報手段を用いてお知らせしていくことが必要と考えます。一方、行政では、歴史資料を残していくことについてまだまだ十分な理解が進んでいるとはいえない状況です。一般の方だけでなく、同じ庁内での理解を深めることも課題です。一般の方、庁内の職員に機会あるごとにアーカイブズの重要性を理解していただく努力をしていくことが、今必要であると思います。小さな積み重ねを大切にしつつ、国からもアーカイブズの重要性を PR していただくことも必要かと思います。予算等、地方公共団体は厳しい状況ですので、国の PR は地方にとって大きな励みになると思います。 |
| 地道な啓発（一度に利用者数を上げるよりも存在意義を認識してもらう諸活動)。 |
| 国や地方自治体、企業が記録管理とアーカイブズの重要性、必要性（電子記録、デジタル技術を含む）を認識し、専門的人員の配置を含む具体的施策として取り組むこと。 |
| 公文書の存在を、より一般の方にとって身近なものにする必要があると考えている。税制や社会保障など、生活に関わる事柄が、文書作成と密接な関係にあり、それを後世のために保存並びに活用することが、より良い社会への発展に繋がるという理解を醸成する必要がある。 |
| 歴史文書の活用が社会にいかに有益であるかを知ってもらうことが必要であると考える。 |
| アーカイブズは誰もが使える情報資源であるという意識。 |
| 公文書であれ、地域資料（古文書）であれ、できるだけ多くの整理、データベース化を進め、多くの人々が利用できるような環境を整備し、それを通じてアーカイブズのもつ社会的価値につき多くの人々の共感をえること。 |
| 職務についての理解。 |
| 1.ちょっとした調べものにもアーカイブズが利用できるという、利用促進の取り組み。<br>2.特にプライベートセクション（企業等）の抱える「公開のリスク」不安を下げ、適切な公開基準を提示することによるプライベートアーカイブズの公開と利用促進。 |
| アーカイブズが社会にとってどう役立つか理解していただくこと、またアーカイブズ側もそのための努力をしていくことが必要と思います。 |
| 義務教育課程の中で積極的に取り上げ、学校行事である社会科見学等の施設見学に組み込んでもらうなど、子供のころから触れる機会を作ることが必要だと思います。 |
| まずは役所の意識改革。 |
| 全国のアーカイブズ機関にアーキビストが配置されること。 |
| 国民がアーカイブズに関心を持つ「きっかけ」作りと、子供や若い世代への教育。 |
| マスメディアの意識培養。 |
| アーカイブズに関わる者が、社会を知ること。 |
| 子どもたちに仕事として認識してもらうこと。 |
| 専門職としてのアーキビスト自体の周知、理解度を上げること。アーキビストが社会に果たす有益性を証明すること。職場風土の改善を含めて日本社会における文書管理に関する倫理観を良いものにしていくこと。 |
| 市民に利用方法、利用の効果を伝えること。結局、市民が公文書の利用方法を知らない、わからないから根付かないのだと思う。 |

| |
|---|
| 今後進むべき方向を模索するにあたって先人が歩んできたことを知ることが重要であること、そのためには記録を管理することが重要であることを喧伝し続けること。 |
| アーカイブズの構築、管理、利活用をビジネス化すること。 |
| 個々のアーキビストが現場で努力し、またその現場が尊重されること。 |
| 地道な普及啓発活動。 |
| 公文書を作成したり、仕事で携わる人もそうでない人も、アーカイブズ資料が国民共有のものであると認識すること。 |
| アーカイブズの対象を公文書や古文書に自ら限定しないこと。日常のなかにアーカイブズが発生する可能性があることを知ってもらうこと（民間企業、小学校、町内会の活動、スポーツクラブなど)。 |
| 記録管理の重要性をあらゆる場面で訴えていくことと、確実に活動を続けていくことだと思います。 |
| （1）魅力ある企画展を公文書館で開催することで、史料保存の意義を来館者に訴える。<br>（2）個人の一番身近なアーカイブズである「日記」をつけることの推奨。 |
| すべての自治体に公文書管理条例と公文書館を。 |
| 先ずは自分の勤務先に関係する問題認識であるが、情報公開と秘密保全は本来的に「車の両輪」であるべきところ、情報公開法で「国の安全」等に係わる公開制限事項が規定されているにも関わらず、情報公開の現場では「知る権利」が秘密保全に優先される場合がしばしば見受けられる。本来その判断は当該行政機関の責任で然るべく実施されるべきものであるが、自分の勤務先は創設以来様々な形で「政争の具」とされて来た経緯から情報公開に過敏に反応しがちであり、それらの対応のため現業部門が疲弊しているという現実がある。そしてその反作用として、歴史保存の観点から本来的に「歴史公文書」として評価選別されるべき行政文書が「廃棄」と判断されてしまっているのではないかという懸念もあり、これらに係わる改善提案を現在の職務（行政文書管理に携わる配置ではない）から提言し、勤務先の現況を改善することによってアーカイブズを社会に根付かせる一助としたいと考えている。 |
| 一般の人もアーカイブズの活用し、必要な情報を得られるようになること。 |
| 一般的な歴史教育の充実（人・組織が物事を判断・検討する際、前提条件として過去からの経緯の確認を行うという文化を醸成すること)。 |
| アーカイブズの重要性をもっと身近に感じて理解してもらう。 |
| 特殊なものではなく、現代社会とつながる普通のものであるということを PR することが必要だと思った。家庭に入ってくる文書もアーカイブズになるなど、身近なことに引きつけて、広く伝えていく必要があるようにおもった。 |
| アーカイブズの必要性が多くの人々に理解されること、その上でアーキビストが公文書保管活動に従事できる周囲の理解が必要。さらに現用文書を熟知する職員がアーキビストへ協力すれば、保管基準がさらに多様化できる。 |
| アーカイブズ教育の機会の拡大、浸透。 |
| 公文書等の記録史料管理・保存の重要性を一般に認識してもらうような地道な草の根の取組と省庁等公的機関における恣意的な記録廃棄を許容しない法制度の確立。 |
| 小中学校、高等学校の社会の授業の中でアーカイブズを使った授業や施設見学を取り入れる大学の基礎教科としてアーカイブズを学ぶ機会を取り入れる各企業・公的機関の初任者研修の中にアーカイブズや記録管理に関する研修を取り入れる＝誰でも人生で一度はアーカイブズに触れる機会を作る。 |

| |
|---|
| アーカイブズに関わる用語を誰にでもわかりやすい日本語に置き換えて統一して行けないでしょうか。歴史に興味がある方でも年配の方にはほとんど通じない。広報するハードルが高いと感じます。 |
| 問 48 と内容が重複するが、学校教育機関と連携し、様々な学習支援を通じて公文書館や記録資料の意義を学んでもらう。 |
| 博物館の学芸員や図書館の司書との業務内容・知識・技術などの類似部分を共有化したり、同質化することで、学芸員・司書と同様に市民に寄り添う専門研究者である事を周知して、政権党や政府に荷担して公文書の廃棄を促進する側の御用研究者という印象をもたれないようにする。また地域の公文書館や博物館・図書館では、その地域に根ざした情報を多く集め、その情報を利用したさらなる情報発信が出来るようにする研究活動を進める研究者・情報発信者になる必要がある。 |
| アーカイブズが社会にどのように役に立つのかを広く啓発する。 |
| アーカイブ資料の面白さ、貴重な価値を広く知らせる。 |
| アーカイブズを活用して何ができるか、あるいはどのような面白さがあるのかを、多様な方法で広く伝えていくこと。 |
| 身近なことと結びつけて有益性を PR すること（生活、仕事、歴史、権利利益等)。 |
| 多くの人たちにアーカイブズ所蔵機関を実際に利用してもらうこと。 |
| 文書を残すことの意味、文書を残すことが”must”の世界にならなければ、必要性は誰も感じないと思う。むしろ、文書を残したことによるマイナス面が一部の方にはあったとしても、全体としては大きなプラス面があることを広く一般に周知啓発していくことが必要。 |
| 社会の制度として、アーカイブズを組み込む必要。 |
| アーカイブズという言葉の認知。デジタルアーカイブが先行し、デジタル情報と勘違いされやすい。資料そのものを含め、資料収集保存管理利用する場であることを周知する機能が必要。また、仕事としての魅力と併せて、生活できる収入が伴うことが必要だと思われる。 |
| アーカイブズを持つことのメリットがコストを上回るということを説明していく。 |
| まず、上記の策（三谷幸喜氏とのコンタクト、アーキビストを主人公にしたドラマの執筆依頼）に見るようなアドバルーン効果。 |
| 教育が必要ではないかと考えます。 |
| 施設見学や講座などの広報活動を活発に行う。 |
| 教育現場でアーカイブズを身近に感じれるようにする必要があると思う。また、資料を用いて論理的に考察するなどの慣習も必要。アーカイブズ自体は国民が必要と思うからこそ設置され維持されるものであるので、館からの発信も重要だが届くのは一部なので、教育などの場で多くの人が一度は触れることになるような形が良いのではないかと思う。 |
| 大きな話しにはなるが、証拠や根拠に基づいて考える文化、自ら課題・テーマを設定し調べて考える探究的な学習姿勢を社会に根付かせること。アーキビストが取り組むべきこととして、アーカイブズ施設の存在をアピールするだけでなく、上記のような社会の要求に応えるというアーカイブズの機能を踏まえた普及啓発活動が必要と感じている。 |
| NA の場合は、特に公文書管理関連業務に基づいた認証を行っているが、民間資料や草の根のさまざまな活動と連携しながら、市民社会の文化を変えていく息の長い取り組みが必要だと思います。 |
| アーカイブズが一般の人にとって身近に感じるような働きかけ、また多分野のアーカイブズの拡充。 |

| |
|---|
| アーカイブズが社会に根付くのは、一般の職員が選別基準を盾として公文書を大量に廃棄し、地域資料も散逸して、近現代史料についてはすべてが手遅れになった時、必要に迫られてからになると想像しています。地方自治体において専門職としてのアーキビストが正規雇用で採用される見通しは立たないと考えます。また、ジョブ型雇用等に移行して比較的優秀なアーキビストを継続的に雇用し続ける体制を整えることを検討すればよいのではないかとも思いますが、ドラスティックな改革が行われない限りは実現しないでしょう。さらに、仮に今後地方自治体においてジョブ型雇用等、現行とは著しく異なる雇用システムが採用されたとしても、採用・人事等を行うのが一般の職員（またはこれに代わるジョブ型雇用の経営・人事等の専門家）である限り、組織としてアーキビストやアーカイブズを評価する知識・能力を持たない自治体が圧倒的多数となるでしょう。そうだとすれば、いかなる雇用形態をとるにせよ、各地方自治体の公文書館は、遅かれ早かれ素人集団になる時が来るでしょう。こうした公文書館等に地域史料を保存するのは、長期的には危険ではないかと思います。したがって、地方自治体においては公文書館機能を縮小する、換言すれば組織アーカイブズとして純化する方が、歴史的な文書の長期的な保存にとっては被害が少なくてすむと考えています。今できることは、アーカイブズを根付かせることではなく、根付く前の段階で、地方自治体やその雇用システムがもたらす被害を最小限に抑え、地域史料に波及させないことだけでしょう。 |
| 組織体におけるアーカイブズまたはアーカイブズ機能の構築。 |
| 情報・資料の管理には、歴史・生活・文化の継承に易する記録と企業や自治体などの組織運営に関わる証拠としての記録とがあるが、まずは前者の意識を高めることが先決ではないか。歴史資料や遺産を利用して、市民一人一人が自身を歴史的コンテクストの中で把握するような多面的な教育やサービスを展開していくことが望ましい。その一つとしてアーカイブズは利用者の一次資料へのアクセスを容易にするべきと考える。 |
| 広報、利用等周知活動。 |
| アーカイブズが、我々の「歴史」を記述し、跡付ける（証拠立てる）ために必須のエビデンスであることをより具体的に国民に理解してもらうこと。 |
| まず、ここでいうアーカイブズとはなにか、正しい定義づけが必要だと思います。専門家と名乗る人たちも捉え方は様々です。それはそれでアーカイブズの多様性を物語るものですが、最低限コアな部分だけでも共通理解があって然るべきでしょう。私が思うアーカイブズについて言えば、アーカイブズが民主主義の基盤であり、挙証説明責任をもって市民のために存在するものです。このことを皆様に理解いただき、支持していただきたいと考えます。それによって、十分な予算を得、活動していってほしいです。国立公文書館については、新館での展示もいいとは思いますが、本来の利活用、つまり利用請求に対する審査を迅速にして利用決定することを大切にしさらに利用請求を待つのではなく、自ら率先して開示することを願います。急速なデジタル化に対しては、デジタル・プリザベーションを担う然るべき人材育成が必要でしょう。アドボカシー、アーカイブズの存在意義の PR を具体例を示して、進めていきましょう。かといって、アーカイブズは国民の資産なのだから利用者を分断するような態度には違和感を覚えます。アーカイブズとは、に立ち返っての、あらゆるレベルでの意識改革が求められるでしょう。 |
| 時間。早急に成果を求めるのではなく、地道な活動の中で根づいてゆくと思います。 |
| 情報資源としての有用性を当たり前に認識してもらうための努力。図書館や博物館と同等の認知。 |
| 公文書作成主体である公務員の意識改革がまず必要と感じる。社会にアーカイブズを根付かせることは一朝一夕ではいかないと思う。 |

| |
|---|
| 多々課題はあるが、強いて一つあげれば親機関のアーカイブズ概念へ理解。 |
| 問 48 の延長ですが、親組織の意識改革。「文書管理」「文書保存」について組織の一人一人が真摯に向き合うことが最も必要なことだと思います。アーカイブズを設置した組織自体（組織人自身）がアーカイブズを正しく評価し尊重しなければ、その組織を取り巻く（地域）社会に根付くことはないと思います。そのために親組織はアーカイブズの専門職員（「認証アーキビスト」）を組織を挙げて継続的に育成・輩出していかなければならないでしょう。親組織（アーカイブズも含め）にせめて 3～4 人は必要ではないかと思います。特に若い世代を育成していかなければ。 |
| 素朴に、まずは多くの人びとがアーカイブズという考え方そのものを、公文書や古文書が必要であることを、知ることだと思います。 |
| 地域活動や所属自治体への働きかけ。 |
| 記録は誰のためにあるか、なぜ大切か、という根本的な意識改革。 |
| 国立公文書館から国大法人等を含む独法へ、文書の評価選別・管理の指導人員を派遣、出向させる制度がほしい。現場レベルで、公文書管理法が「文書を取っておきたいのに捨てろと言われる面倒な法律」と認識されている場面にいて、途方にくれている。各法人の実務に即して、具体的に指導を受けるなかで、公文書管理法が「捨てるための法律」ではなく、また組織防衛のために有用なものであることを認識するような設計が必要であると感じる。現状、国立公文書館から提供されている e ラーニングがあるが、実地の指導も必要であると思う。 |
| 人権感覚。 |
| 歴史資料とは古いものという考え方が定着している感が強い。現代資料が将来の歴史資料になるということを啓発し、過去のものと同様に保存する重要性を普及することが必要ではないか。 |
| アーキビストという職種を PR し、政府が公文書管理法を地方自治体に義務を課し、公文書館法を改正すること。 |
| アーカイブズをよく知らない人も手に取りやすいような入門書の出版や、教育コンテンツの充実。 |
| 社会からの認知。 |
| 一般の方々がアーカイブズに求める歴史的な情報を揃えること（調査に来られた方に必要な情報を提供できるようにする）。 |
| デジタルアーカイブズの構築と運用の推進、図書館や博物館等に比べていまだ認知度が低いため普及啓発活動の充実や情報発信。 |
| 普及啓発活動、学校教育との連携。 |
| アーカイブズの充実は、一般市民がそれを利用すること（開示請求含め）が一番手っ取り早いことを周知したい。特に政治等について、「文書を適切に保管管理しないような人には投票しない」という姿勢をはっきりさせることで、文書管理は正常化されていくと考える。 |
| 多種多様なアーカイブズの魅力を発信してアーカイブズに関心を持ってもらうとともに，利活用しやすい環境（デジタルアーカイブズやデータベース検索など）を整えて充実させていくことが必要だと思う。 |
| 税金で運営されているという自覚を市民が持つこと。 |
| 民主主義を支える基本的保障制度である事を、法的整備ならず行政の広報（公民館の教養講座を活用等）として広く周知する活動が、地道ではありますが必要なのではないかと思います。 |
| 自治体や企業の人事制度の中にいかにアーキビストを位置付けるかという検討。 |

| |
|---|
| メディアを通じて資料が持つ社会的価値を広く一般に周知すること。 |
| 研究、教育機関だけでなく、私たちのような在野のアーキビストを除外しない姿勢を国立公文書館がとること。 |
| アーカイブズ関係者が、在野や設置機関職員に対して、アーカイブズと認証アーキビストを認知、理解してもらうために様々な活動を実施することが必要。 |
| 小さいときから、アーカイブズに親しむことが必要だと思います。図書館に行くような感覚で、アーカイブズに出かける。言葉としてはだいぶ定着しつつあるように思いますが。 |
| アーカイブズに対しては「古い文書の集まり」という認識がまだまだ強いと思われるので、現在の自らの生活にも関わる身近なものであることを少しずつでも浸透していくように展示、講座、発信（ＨＰ、ＳＮＳ）などの活動を積み重ねていくことが必要だと考えている。 |
| 市民の資料に対する意識。 |
| 普及啓発。職員に対してあるいは県民に対して文書（公文書）の管理の重要性を周知したい。 |
| ・日本の現実に即した日本語によるアーカイブズの標準的な教科書またはそれに準じる書籍づくり。<br>・専門職団体（≠学会）の設立と活動。<br>・初中等教育で、とくに生活に関わる教科の中になかに記録の整理に関する学習を導入する。個人的な経験だが、自分が訪問したことのある、米国、イタリア、韓国の家庭に比べると、日本では一般家庭において文書の整理やファイリングがあまり普及していないと感じる。 |
| アーキビストの法的地位の保証、資格価値の向上、アーカイブズ学を基礎としたアーカイブズの基礎的認知を高校地歴教科「日本史探求」「世界史探求」の教科書レベルで行う。副教材の資料集レベルでは扱うところも出てきている。教科書の重みは大きいので「資料と記録の探求や保存管理の意義」などの内容を探求の基礎項目として扱う。 |
| アーカイブズの義務教育事業への関与と、国家公務員・地方自治体職員への研修普及。 |
| 教育による普及活動。公教育において、文化資源機関（図書館、博物館、アーカイブズ）の存在や、その利用方法などを学習指導要領に盛り込んでもらう（例：総合的な探求の時間など)。中、高、大で使い方も変わるので、それぞれの過程で入学したら必須の学習とする。また校外学習や見学会を定期的に授業に取り入れてもらう。その際、アーキビストが出前授業や見学会の対応を行う。 |
| 義務教育期間における教育。 |
| 資格所有者に対する賃金の向上。 |
| まずは専門職として理解していただき、また組織に欠かせないものであることを広く知っていただくことが必要だと考えている。また、大学院を出てアーキビストとして活躍したいと考えても、待遇がよい就職先は限定的であり、多くの募集はアーキビストとしての仕事だけで家族を養えるような給与を得られない状況にある（学芸員なども同様の問題が生じているが)。これでは若い方には希望がない。待遇は社会・組織における必要性を示している面もあるので、そのような認識を改めてもらえるよう、専門職団体や国立公文書館などを通して活発に活動をしていかなければいけないと考えている。 |
| 自治体での専門職雇用。 |
| アーカイブズ機関へのアーキビスト配置を義務化する。 |
| 市町村規模の情報公開や文書を取りまとめる機関にもアーキビストが配置され、一般的な職業として認識されるようにする。 |

| |
|---|
| アーキビストの社会的地位の確立。アーカイブズの重要性を広めること。公文書館には必ずアーキビストを置かなければならないと定めること。 |
| 公文書館に正規のアーキビストを複数人設置を義務とする。職場で、専門でもない正規職員が長年独断で取り仕切っていたことの弊害が出ています。（何をどう判断したのかの理由も何もわからず記録がない状態で、引き継ぎも不十分。）複数での合議と判断を義務づけることでそういった弊害を防ぎ、組織内での人材育成をしつつ、継続的に業務をこなしていくためには、複数人の正規職員アーキビストが必要。その上で、パートタイム等の様々な雇用形態があったらいいと思います。（ちなみに、子育て中の今の私には、パートタイムがちょうどいい雇用形態です。）ただ、非正規の個人的努力を隠れ蓑にして、組織が変わろうともせずに許されるあり方は、やはりいびつだと思います。 |
| 会計年度任用職員という制度がアーキビストという専門職の性質とマッチしておらず、また所属自治体では 3 年を超えて継続任用が制度上できない（1 年間の空白期間を設けなければ再度任用されない）という状況にあり、そうした非正規雇用・官製ワーキングプアなアーキビストによって運用されるアーカイブズの脆弱性（知識・技術の継承が困難）やアーキビストという職業そのものの不安定さを変える必要があると痛感している。最低でも期間の定めのない任用に変えていく必要がある。 |
| 国、自治体、企業（学校含む）は正職員としてアーキビストを必ず配置しなければならないという法律制定。 |
| アーカイブズにはアーキビストを必置とすること。司書、学芸員と同程度の割合で、大学においてアーキビストの資格が取得できること。アーキビスト資格保持者（新卒）を募集できること。国立公文書館が時の政府に忖度せずアーカイブズの役割を果たしているさまを見せること。 |
| 専門職であるにもかかわらず九割方非正規雇用であり、任期付きという職務体系の改善。アーキビスト資格の国家資格化。 |
| アーキビストの国家資格化と地方自治体への配置の義務化。 |
| アーキビストの人数（職業としてアーカイブズを担う人）が増えることが必要だと思います。 |
| 様々なアーカイブズ機関や、文書管理に関係する現場でアーキビストとしてのポストを確保すること。 |
| 認証アーキビストをアーキビストの統一的公的資格として制度を確立させる必要がある。 |
| 学芸員資格のような国家資格化と専門職化。 |
| 資格認証の垣根が高い感じがする。段階的、階層的な基準を作る必要があり、建築士のように一級、二級とかの視覚を早く設定する。この点についてさらなる検討が必要かと思う。 |
| 国家公認の資格となり、就職に役立つ資格とあること。 |
| きちんとアーキビストとしての就職先を作ること。 |
| 国や独立行政法人はもちろん、大学、各自治体、企業等のアーカイブズ機関においても、アーキビストの常勤ポストを設置していくことでなり手を増やす。 |
| 博物館や学芸員が抱える問題と同じく、アーカイブズやアーキビストに対する社会的認知が進められても、その定着は前途多難と捉えている。その根本には専門職を軽んじる組織風土と、専門性を発揮したいとする職員の志向性の不一致であり、その点が抜本的に解消されない限り、アーカイブズやアーキビストとの未来は暗い。 |
| 国・公共機関全体に記録管理体制およびアーカイブズ資料の収取・保存体制を一律に普及していくための根拠づくり（法律改正）と調整機構。行政機関のみに影響力がある機関・組織では今と変わらな |

| |
|---|
| い。 |
| アーキビスト（常勤職）の働き口の確保、その前提としての公文書館法の改正（附則の撤廃）が必要と思います。 |
| 例規、諸制度の改定。公文書管理を行う部署の保存に対する意識改革。アーキビストの地位、認知度向上。 |
| 制度や法（特に地方自治体における条例等）の一層の整備。その重要性を周知するための普及活動、等ではないでしょうか。 |
| 「アーキビスト」という資格や職種が、一定の現場には必置であるような仕組みづくりが必要だと思います。 |
| ◆公文書館法の附則（専門職員についての特例）２　当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第四条第二項の専門職員を置かないことができる。を撤廃すること。<br>◆国立公文書館が各省庁の記録管理に関する改善に乗り込めるような法整備と質の高いスタッフを揃えること。 |
| 公文書館未設置自治体の段階的解消。 |
| 行政はアーカイブズを設置し、アーキビストを置かなければならないことを法律で定める。 |
| アーカイブズの考え方や重要性を、様々なシーンで周知させていくことがまず必要と考えます。ソフトな方法としては、例えば断捨離のことが色々なサイトで目に入るように、アーカイブズを CM のように多くの人々の目に入るよう、耳に入るような仕掛けがあっても良いのではないでしょうか。しかしまた、それと同じぐらい必要なことは、それを担うアーキビストが輝くシーンを作り、アーキビストが文化と価値の担い手として活躍し、憧れの職業となることだと考えます。現状では妄想のようですが、それが現実にならなければアーキビストとアーカイブズの未来は明るいものにならないでしょう。 |
| エンタメを作ればいいのでは。「図書館戦争」とか「ギャラリーフェイク」のような。 |
| アーカイブ＝お硬い、あるいは専門的すぎて近寄りがたい、と言うのが世間一般の理解であろう。ただ、アーカイブは歴史的知的資源として無限の可能性があるうえ、日本人は一般的に歴史好きでもあるのだから、エンターテインメント要素を全面に出してコンテンツを生み出せれば、一気に認知される可能性を秘めると思われる。あるいは現状のアーカイブズは公的機関のものであるが、社会の大多数は民間部門であるのだから、ビジネスアーカイブズの設置を法制化するなど民間に網をかければ、必要に迫られて社会に根付くのではないだろうか。 |
| アーカイブズの持つメリット（活用方法）を広く認知してもらうこと。たとえば、民間企業においてアーカイブズ機関を持つ（または利用する）ことによって、作業効率の向上と人件費の削減・企業ブランディングが見込めることが広く知られれば、もっとアーカイブズおよびアーキビストの存在意義が普及するように思います。現在の“アーカイブズ”は、“古い物を置いておく（選別・整理・保存のみの）”イメージが強く、その後の“活用”に光が当たっていないように思います。アーカイブズ機関を利用したことがない人が大半なので無理もないことではありますが、これまでの枠にとらわれない活用方法（コストメリットも含む）を発信することができないかと日々考えています。（安易ですが、数年前の校閲のようにお仕事ドラマになってくれないかなと、密かに期待し続けています） |
| アーキビストの専門職団体。 |
| 専門職団体の設立と、その社会に向けての活動。 |
| 公文書館等における閲覧制限の大幅な緩和、政府機関における情報隠蔽体質の是正。 |

| |
|---|
| それを考える立場にはないので、こうした問題意識を持ったことがない。 |
| わかりません。 |

# 認証アーキビスト実態調査結果

令和４年９月

独立行政法人国立公文書館

〒102-0091　東京都千代田区北の丸公園３番２号

独立行政法人国立公文書館

統括公文書専門官室　アーキビスト認証担当

電話　　０３―４３６０－３１７４

（担当直通、土日・祝日を除く 9:30～17:00）

FAX　　０３－３２１２－８８０９

Email　ninsho@archives.go.jp

URL　https://www.archives.go.jp/ninsho/index.html

資料2

# 認証アーキビスト更新に係る研修会等について

## １．研修会等の実施に係る照会結果　（別添１）

## ２．検討事項

（１）認証アーキビスト更新に係る研修会等の考え方

- 開催目的や内容から認証アーキビストの知識・技能等の更新に資すると認められる研修会等については、当該研修会等の主催者や形式、規模に関わらず対象としたい。
- 「認証アーキビストの活動に関する標準点数」（別添２）では、資格取得は規定されていない。資格取得についても更新にあたっての点数として加えるべきか。

（２）「よくある質問（ＦＡＱ）」における記載案

> Q9-x　審査規則別表２に示されている「公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る研修」とは具体的にどのような研修ですか。

A9-x　開催目的や内容から、認証アーキビストの知識・技能等の更新に資すると認められる研修会等は、当該研修会等の主催者や形式、規模に関わらず対象となります。但し、最終的な判断は、審査を担う認証委員会が行います。

（該当する研修会等の主な例）

- 記録管理学会 例会
- 国立公文書館　公文書管理研修Ⅰ
- 同　公文書管理研修Ⅱ
- 同　アーカイブズ研修Ⅱ
- 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会 全国大会（大会テーマ研究会）
- 同 全国大会（研修会）
- 同 公文書館機能普及セミナー
- 同 関東部会定例研究会
- 同 近畿部会例会

（３）更新申請に係る研修会等の受講証明方法について

- 更新申請者に対して、研修会等を受講したことが分かる資料（受講証明書の他、出席者名簿や申込みに係る書類等）の添付を求めることとしたい。

## ３．今後の予定

令和４年９月～　更新に係る研修会等について各機関への確認・調整

令和５年１月　　アーキビスト認証ホームページにて「よくある質問（FAQ)」公表

（別添1）

〇研修会等の実施に係る照会結果（令和３年度）

| 機関・研修名／時間数 | 実施日数（時間数） | 目的 | 対象 | 受講証明書等 |
|---|---|---|---|---|
| 記録管理学会 | | | | |
| 例会（アーキビスト等文書管理者向け実務研究会） | １日間（2 時間半程度） | アーキビスト等の文書管理者が取り組むべき展望を考察し合う | 会員・非会員（限定なし） | 必要な者に発行 |
| 国立公文書館 | | | | |
| 公文書管理研修Ⅰ | １日間 | 公文書等の管理に関する法律の概要を理解するとともに、公文書等の評価選別に関する基本的な事項を取得する | 国及び独法等の文書管理実務担当の職員 | 修了認定はなし。受講証明は受講者名簿又は所属機関（長）の職務命令（書） |
| 公文書管理研修Ⅱ | ２日間 | 公文書等の管理に関する法律を始めとする関連法令の理解、公文書等の管理、保存及び利用に関する専門的な事項を修得 | | |
| アーカイブズ研修Ⅱ | ２日間 | 歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関する特定のテーマに係る意見交換等を通じて公文書館における実務上の問題点等の解決方策を習得させ、もって参加者の資質の向上を図る | 公文書館等の職員 | |
| 日本文書情報マネジメント協会（JIIMA） | | | | |
| 文書情報マネージャー認定セミナー<br>※研修等に該当するか検討中 | ２日間（約 12 時間） | 組織の経営に求められる文書・記録の重要性を理解し、文書情報マネジメントを中核となって推進していくために必要な知識と能力を持ったことを認定する | 限定なし | 理解度チェックテストの判定に基づき、文書情報マネージャー資格を取得 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 文書情報管理士検定試験<br>※研修等に該当するか検討中 | １日(90 分)<br>※試験 | 主にオフィスで取り扱う文書類、帳票類、伝票類、技術資料、図面などの紙文書をコンピュータの画面で見ることができるようにするためのスキャナ保存の知識と能力、大量の書類を効率よく安全に長期保管するためのマイクロフィルムを活用するための技術と関連する法律、規格などの知識を検定する。 | | ２級、１級、上級の３種有り |
| 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（全史料協） | | | | | |
| | 全国大会（大会テーマ研究会） | １日間 | 会員相互の連絡と提携を図り、研究協議を通じて歴史資料の保存利用活動の振興に寄与する。 | 機関会員、個人会員、非会員（史料保存・利用に関わる業務に従事する個人） | 令和３年度はオンライン開催 |
| | 全国大会（研修会） | １日間 | 会員相互の連絡と提携を図り、研究協議を通じて歴史資料の保存利用活動の振興に寄与する。 | | |
| | 公文書館機能普及セミナー | １日間 | 公文書管理法の制定を踏まえて、公文書館あるいは公文書館機能を有した機関の設立を支援するためにセミナーを開催する。 | | 令和３年度はオンライン開催 |
| | 関東部会定例研究会 | １日間<br>（年４回） | 会員相互の連絡と連携を図り、研究協議を通じて歴史資料の保存利用活動の振興に寄与する。 | | 令和３年度はオンライン開催 |
| | 近畿部会例会 | １日間<br>（年６回） | 会員相互の連絡と連携を図り、研究協議を通じて歴史資料の保存利用活動の振興に寄与する。 | | 令和３年度は新型コロナ感染症拡大予防のため計３回の例会を中止。 |

研修会等名　記録管理学会例会(アーキビスト等文書管理者向け実務研究会)

| 項　　目 | 内　　容 | | |
|---|---|---|---|
| 主　催 | 記録管理学会 | | |
| 開始年 | 令和3年3月 | | |
| 目　的 | 「**アーキビスト等の文書管理者が取り組むべき展望を考察し合う**」<br>・認証アーキビストの資格者でも、キャリア年数により能力は様々である。<br>・公文書管理等の運営に関わるアーキビストが現場で直面する課題を掘り下げ、諸問題について討議し、参加者が解決する能力の向上に繋がるような内容とする。<br>・アーキビストのキャリアパスの事例を紹介し、キャリアの積み上げ方について共有し合い、認証後に目指すものは何かに気づくような機会とする。 | | |
| 根拠規程・要領等 | 当学会定款　第2章　第４条（２）、（６） | | |
| 対　象 | 会員、非会員 | | |
| 開催方法<br>（対面・オンライン等） | オンライン会議方式による。<br>モデレータ(教員等)１名 /パネリスト(実務者)３名/司会進行１名<br>パネリストの発表、参加者間のディスカッションを行う。<br>当日の報告記録は、後日の参照のため、配布または掲載する。 | | |
| 受講料 | 会員無料、非会員(検討中) | | |
| 研修修了に必要な時間数 | ・２時間半程度のオンラインでの聴講及び討議(150分)<br>・受講後、1時間程度で作成するレポートの提出(60分) | | |
| 修了認定者<br>［認定、受講証明等の方法］ | 聴講の確認とレポート提出(600字から800字程度)を確認した後、必要な者に受講証明書を発行する。なお、提出のレポートは、直後の当学会ニュースレターに掲載する。 | | |
| 研修会等の内容<br>（2021年度） | 当学会はアーキビストの認証開始に伴い、2021年3月、11月の2回、テーマ「公文書管理の改善を目指し、認証アーキビストが取り組む課題と展望」として例会を開催した。その内容は、公文書館等の現場実務者(認証アーキビスト)から、都度3名の講師によるプレゼンテーションとモデレータによるパネルディスカッションを行い、参加者との討議を含めて、アーキビストが取り組むべき展望などを幅広く掘り下げるものであった。 | | |
| 定　員 | 40名程度 | 講師の数／構成 | 開催方法の欄に記載 |
| 過去5年の参加者数 | 第１回（2021. 3. 6）　：53名<br>第２回（2021.11.13）：39名 | | |
| 備　考 | アーキビストの認証が行なわれた以降に取り組んでいる例会活動であり、今後も改善に努めつつ、アーキビストや文書管理者に関心を有する方々の交流と学びの機会となることをめざす。 | | |

研修会等名 アーカイブズ研修Ⅱ

| 項　　目 | 内　　容 | | |
|---|---|---|---|
| 主　催 | 独立行政法人国立公文書館 | | |
| 開始年 | 平成２３年度 | | |
| 目　的 | 受講者に、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関する特定のテーマに係る意見交換等を通じて公文書館における実務上の問題点等の解決方策を習得させ、もって参加者の資質の向上を図ることを目的とする。 | | |
| 根拠規程・要領等 | 年度研修計画・実施要領（国立公文書館長決定） | | |
| 対　象 | 国、独立行政法人等及び地方公共団体が設置する公文書館等の職員 | | |
| 開催方法<br>（対面・オンライン等） | 対面。ただし、令和２年度、３年度は完全オンラインで実施。 | | |
| 受講料 | 無料 | | |
| 研修修了に必要な時間数 | ３日間。ただし、令和３年度からは、最大３日間とし、実施手法を変更。 | | |
| 修了認定者<br>［認定、受講証明等の方法］ | 修了認定はなし。受講証明は、受講者名簿又は所属機関（長）の職務命令（書）。 | | |
| 研修会等の内容<br>（2021年度） | 「コロナ禍における公文書館等における普及啓発及び歴史公文書等の利用促進等」、「公文書館等における普及啓発及び歴史公文書等の利用促進等（教育機関との連携）」をテーマとし、有識者からの基調講義及び公文書館職員からの事例報告を受けて、質疑応答・意見交換により公文書館等の職員が実務上の課題を検討し、自らの業務の改善に資することを目的として、テーマごとに各１日（計２日間）で実施。 | | |
| 定　員 | ３０名程度 | 講師の数／構成 | ８名／有識者３名、公文書館職員５名 |
| 過去5年の参加者数 | 令和３年度：49名<br>令和２年度：50名<br>令和元年度：37名<br>平成30年度：43名<br>平成29年度：31名 | | |
| 備　考 | 平成２３年度に館主催研修の再編に伴い、平成４年度から開催していた「公文書館実務担当者研究会議」から引き継いだもの。 | | |

研修会等名 公文書管理研修Ⅰ

| 項　　目 | 内　　容 | | |
|---|---|---|---|
| 主　催 | 独立行政法人国立公文書館 | | |
| 開始年 | 平成２３年度 | | |
| 目　的 | 公文書等の管理に関する法律の概要を理解するとともに、公文書等の評価選別に関する基本的な事項を習得することを目的として、本研修を開催する。 | | |
| 根拠規程・要領等 | 年度研修計画・実施要領（国立公文書館長決定） | | |
| 対　象 | 国及び独立行政法人等の文書管理実務における初任者 | | |
| 開催方法<br>（対面・オンライン等） | 対面。ただし、令和２年度、３年度は、講義の様子をオンラインで配信。 | | |
| 受講料 | 無料 | | |
| 研修修了に必要な時間数 | １日間。ただし、同内容の講義を国の機関向け５回、独法等向け３回実施。 | | |
| 修了認定者<br>［認定、受講証明等の方法］ | 修了認定はなし。受講証明は、会場受講者名簿又は所属機関（長）の職務命令（書）。 | | |
| 研修会等の内容<br>（2021年度） | 公文書管理法の概要の理解、レコードスケジュール等に関する基本的な事項<br>・公文書管理法、行政文書の管理に関するガイドライン<br>・レコードスケジュールの設定、廃棄協議 | | |
| 定　員 | 会場受講者：各回２００名程度<br>オンライン受講者：制限なし | 講師の数／構成 | ３名／内閣府職員１名、国立公文書館職員２名 |
| 過去5年の参加者数 | 令和３年度：2,659名<br>令和２年度：1,614名<br>令和元年度：1,798名<br>平成30年度：1,572名<br>平成29年度：1,272名 | | |
| 備　考 | 令和２年度、３年度は、会場の受講者数を会場定員半数に制限して開催するとともに、<br>講義の様子をオンラインで配信。 | | |

研修会等名 公文書管理研修Ⅱ

| 項　　目 | 内　　容 | | |
|---|---|---|---|
| 主　催 | 独立行政法人国立公文書館 | | |
| 開始年 | 平成２３年度 | | |
| 目　的 | 公文書等の管理に関する法律を始めとする関連法令の理解、公文書等の管理、保存及び利用に関する専門的な事項を習得することを目的として、本研修を開催する。 | | |
| 根拠規程・要領等 | 年度研修計画・実施要領（国立公文書館長決定） | | |
| 対　象 | 国及び独立行政法人等の文書管理実務担当の職員（公文書管理研修Ｉ受講者等） | | |
| 開催方法<br>（対面・オンライン等） | 対面。ただし、令和２年度、３年度は、講義の内容をオンラインで配信。 | | |
| 受講料 | 無料 | | |
| 研修修了に必要な時間数 | ２日間。ただし、同内容の講義を２回実施。 | | |
| 修了認定者<br>［認定、受講証明等の方法］ | 修了認定はなし。受講証明は、会場受講者名簿又は所属機関（長）の職務命令（書）。 | | |
| 研修会等の内容<br>（2021年度） | 公文書等の管理に関する法律を始めとする関連法令の理解、公文書等の管理、保存及び利用に関する専門的な事項<br>・行政文書管理上の課題<br>・電子公文書管理・情報システム等<br>・情報公開<br>・紙文書の保存管理 | | |
| 定　員 | 会場受講者：各回２００名程度<br>オンライン受講者：制限なし | 講師の数／構成 | 11名／有識者3名、内閣府等行政職員４名、国立公文書館職員４名 |
| 過去5年の参加者数 | 令和３年度：1,650名<br>令和２年度：344名<br>令和元年度：442名<br>平成30年度：571名<br>平成29年度：395名 | | |
| 備　考 | 令和２年度、３年度は、会場の受講者数を会場定員半数に制限して開催するとともに、講義の内容をオンラインで配信。 | | |

研修会等名 文書情報マネージャー認定セミナー

| 項　　目 | 内　　容 | | |
|---|---|---|---|
| 主　催 | 公益社団法人　日本文書情報マネジメント協会 | | |
| 開始年 | 第1回　2013.2.1　より | | |
| 目　的 | この認定は、組織の経営に求められる文書・記録の重要性を理解し、文書情報マネジメントを中核となって推進していくために必要な知識と能力を持ったことを認定する目的で実施する。 | | |
| 根拠規程・要領等 | 文書情報マネージャー認定制度規程　第１条（目的）より | | |
| 対　象 | 限定無し<br>※文書情報マネジメント推進による社内基盤強化やDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進、働き方改革推進者の方など、具体的な取り組みや情報・ノウハウを求めている方を想定 | | |
| 開催方法<br>（対面・オンライン等） | オンライン（Webセミナー）形式<br>※第24回（2020年2月）までは対面集合形式にて実施 | | |
| 受講料 | 税込　47,630円（JIIMA会員、文書情報管理士は 38,104円 ） | | |
| 研修修了に必要な時間数 | 約12時間（2日間） | | |
| 修了認定者<br>［認定、受講証明等の方法］ | 980名　※2022.3　第31回セミナーを実施<br>[委員会による理解度チェックテストの判定に基づき理事長が決定] | | |
| 研修会等の内容<br>（2021年度） | １．文書情報マネジメントの本質の理解<br>２．文書情報マネジメント手法の基本知識<br>３．紙文書管理から電子文書管理への移行<br>４．電子文書管理の技術動向<br>５．企業経営、文書情報管理から見た電子帳簿保存法<br>６．文書情報マネジメント　プロジェクトの進め方 | | |
| 定　員 | 30名程度 | 講師の数／構成 | ７名／9名 |
| 過去5年の参加者数 | 429名 | | |
| 備　考 | | | |

研修会等名 文書情報管理士検定試験

| 項　　目 | 内　　容 | | |
|---|---|---|---|
| 主　催 | 公益社団法人日本文書情報マネジメント協会 | | |
| 開始年 | 2001年 | | |
| 目　的 | 主にオフィスで取り扱う文書類、帳票類、伝票類、技術資料、図面などの紙文書をコンピュータの画面で見ることができるようにするためのスキャナ保存の知識と能力、大量の書類を効率よく安全に長期保管するためのマイクロフィルムを活用するための技術と関連する法律、規格などの知識を検定する。 | | |
| 根拠規程・要領等 | 文書情報管理士検定試験規程 | | |
| 対　象 | 限定無し<br>※上位級の受験には下位級の所持が必須 | | |
| 開催方法<br>（対面・オンライン等） | CBT選択式　夏、冬の年2回、各回およそ40日間 | | |
| 受講料 | 受験料<br>＜個人申込＞　各級　11,000円（10%消費税込）<br>＜団体割引＞　各級　8,800 円（10%消費税込）<br>＜学生割引＞　各級　7,150円　（10%消費税込) | | |
| 研修修了に必要な時間数 | 試験は80問90分で実施（1日） | | |
| 修了認定者<br>［認定、受講証明等の方法］ | 延べ16,000名 | | |
| 研修会等の内容<br>（2021年度） | ２級<br>・電子化文書関連、マイクロ写真関連の基礎知識及び実技能力<br>・文書情報マネジメントに関わるハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク 関連の基礎知識<br>・文書情報マネジメントに関する日本特有の法令、標準規格の基礎知識<br><br>１級<br>・２級の能力に加えその専門知識及び実技応用能力<br>・文書情報マネジメントの作業に従事する作業者に対する指導力<br><br>上級<br>１級の能力に加え以下の能力<br>・顧客の問題点や課題の本質を明確化できる課題分析能力と、システム構築能力<br>・保存性、原本性など文書情報管理の専門的知識および提案能力<br>・高い費用対効果を発揮できるコスト意識及び能力 | | |
| 定　員 | なし | 講師の数／構成 | ／ |
| 過去5年の参加者数 | 3884名 | | |
| 備　考 | | | |

研修会等名　全史料協全国大会（大会テーマ研究会）

| 項　　目 | 内　　容 | | |
|---|---|---|---|
| 主　催 | 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会 | | |
| 開始年 | 昭和51年（1976） | | |
| 目　的 | 会員相互の連絡と提携を図り、研究協議を通じて、歴史資料の保存利用活動の振興に寄与する。 | | |
| 根拠規程・要領等 | 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会　会則 | | |
| 対　象 | 機関会員・個人会員・非会員（史料保存・利用に関わる業務に従事する個人） | | |
| 開催方法<br>（対面・オンライン等） | 令和４年度はオンライン開催 | | |
| 受講料 | 未定（令和３年度は資料代として会員1,000円、非会員2,000円） | | |
| 研修修了に必要な時間数 | ５時間程度 | | |
| 修了認定者<br>［認定、受講証明等の方法］ | これまで修了認定等は行っていない | | |
| 研修会等の内容<br>（2021年度） | 会　期　令和３年11月18日・19日<br>会　場　高知県立公文書館（オンライン開催）<br>内　容　大会テーマ研究会<br>①　「高知県における公文書管理と公文書館の役割」高知県立公文書館　森下信夫<br>②　「大名家資料館から県立博物館へ」高知県立高知城歴史博物館　渡部淳<br>③　「ネットワークで守る地域史料」高知市立自由民権記念館　筒井秀一 | | |
| 定　員 | 250名程度 | 講師の数／構成 | 6名程度／ |
| 過去５年の参加者数 | H29年度：246名　H30年度：230名　R1年度：258名　R2年度：中止　R3年度：208名 | | |
| 備　考 | 令和４年度は、令和４年10月27日（木）・28日（金）に滋賀県立公文書館を拠点会場としオンラインで開催の予定 | | |

研修会等名　全史料協全国大会（研修会）

| 項　　目 | 内　　容 | | |
|---|---|---|---|
| 主　催 | 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会 | | |
| 開始年 | 昭和51年（1976） | | |
| 目　的 | 会員相互の連絡と提携を図り、研究協議を通じて、歴史資料の保存利用活動の振興に寄与する。 | | |
| 根拠規程・要領等 | 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会　会則 | | |
| 対　象 | 機関会員・個人会員・非会員（史料保存・利用に関わる業務に従事する個人） | | |
| 開催方法<br>（対面・オンライン等） | 令和４年度はオンライン開催 | | |
| 受講料 | 未定（令和３年度は資料代として会員1,000円、非会員2,000円） | | |
| 研修修了に必要な時間数 | ５時間程度 | | |
| 修了認定者<br>［認定、受講証明等の方法］ | これまで修了認定等は行っていない | | |
| 研修会等の内容<br>（2021年度） | 会　期　令和３年11月18日・19日<br>会　場　高知県立公文書館（オンライン開催）<br>内　容　研修会<br>①「学校資料の救済と調査保存活動を支援する」<br>高知県の学校資料を考える会　目良裕昭<br>②「土佐和紙と文化財修理用和紙について」<br>高知県立紙産業技術センター　有吉正明<br>③「高知県における住民主体の資料保存活動」<br>高知地域資料保存ネットワーク　楠瀬慶太 | | |
| 定　員 | 250名程度 | 講師の数／構成 | ３名程度／ |
| 過去5年の参加者数 | H29年度：246名　H30年度：230名　R1年度：258名　R2年度：中止　R3年度：208名 | | |
| 備　考 | 令和４年度は、令和４年10月27日（木）・28日（金）に滋賀県立公文書館を拠点会場としオンラインで開催の予定 | | |

研修会等名　全史料協関東部会 定例研究会

| 項　　目 | 内　　容 | | |
|---|---|---|---|
| 主　催 | 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会　関東部会 | | |
| 開始年 | 昭和59年（1984） | | |
| 目　的 | この部会は会員相互の連絡と連携を図り、研究協議を通じて歴史資料の保存利用活動の振興に寄与することを目的とする。 | | |
| 根拠規程・要領等 | 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会関東部会　会則 | | |
| 対　象 | 機関会員・個人会員 | | |
| 開催方法<br>（対面・オンライン等） | 対面もしくはオンライン開催 | | |
| 受講料 | 会員は無料 | | |
| 研修修了に必要な時間数 | ３時間程度 | | |
| 修了認定者<br>［認定、受講証明等の方法］ | これまで修了認定等は行っていない | | |
| 研修会等の内容<br>（2021年度） | ７月１６日（金）「公文書館におけるデジタルアーカイブの構築と運用」（60名）<br>１０月１４日（木）「コロナ禍における公文書館の取り組み」(12名)<br>１２月２３日（木）「台風・豪雨（水害）被災資料に対するレスキュー活動の現状」(23名)<br>３月　４日（金）「東京都の新公文書館と公文書管理条例」(48名) | | |
| 定　員 | オンラインの場合　90名<br>対面の場合会場の収容者数による。 | 講師の数<br>／構成 | 各回　１～２名程度／ |
| 過去５年の参加者数 | ・2020年度　12/10(木)　36名、　3/18(木)　83名(近畿部会と合同開催)<br>(令和2年度)<br>・2019年度　5/29(水)　63名、　8/8(木)　30名、　9/12(木)　27名<br>(令和元年度) 1/24(金)　36名、　2/20(木)　24名<br>・2018年度　6/1(金)　39名、　7/27(金)　35名、　8/23(木)　36名<br>(平成30年度) 12/20(木)　26名、　3/1(金)　27名<br>・2017年度　6/2(金)　36名、　7/7(金)　45名、　10/6(金)　40名<br>(平成29年度) 12/8(金)　44名、　2/16(金)　34名<br>・2016年度　6/3(金)　45名、　7/22(金)～23(土)　14名、　10/6(木)　38名<br>(平成28年度) 12/15(木)　34名、　2/3(金)　41名 | | |
| 備　考 | | | |

研修会等名　全史料協近畿部会例会

| 項　　目 | 内　　容 | | |
|---|---|---|---|
| 主　催 | 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会　近畿部会 | | |
| 開始年 | 平成５年（1993） | | |
| 目　的 | この部会は会員相互の連絡と提携を図り、研究協議を通じて歴史資料の保存利用活動の振興に寄与することを目的とする。 | | |
| 根拠規程・要領等 | 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会近畿部会　会則 | | |
| 対　象 | 機関会員・個人会員・非会員（史料保存・利用に関わる業務に従事する個人） | | |
| 開催方法<br>（対面・オンライン等） | 現在決定している例会は対面式 | | |
| 受講料 | 無料 | | |
| 研修修了に必要な時間数 | ３時間程度 | | |
| 修了認定者<br>［認定、受講証明等の方法］ | これまで修了認定等は行っていない | | |
| 研修会等の内容<br>（2021年度） | ６月　６日（土）「人が“育つ”・人を“育てる”場の構築－博物館の中の公文書館機能」<br>７月２５日（土）「堺市における地域歴史資料の保存と利用」<br>９月１１日（土）「“もう一つの地域資料”教典・聖教を活かす<br>―調査・保全の意義と可能性―」<br>これ以降予定されていた３回の例会は新型コロナ感染症拡大予防のため中止した。 | | |
| 定　員 | 対面の場合会場の収容者数による。 | 講師の数／構成 | 各回２～３名程度／ |
| 過去5年の参加者数 | | | |
| 備　考 | | | |

研修会等名　公文書館機能普及セミナー

| 項　　目 | 内　　容 | | |
|---|---|---|---|
| 主　催 | 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会　調査・研究委員会 | | |
| 開始年 | 2010年 | | |
| 目　的 | 公文書管理法の制定を踏まえて、公文書館あるいは公文書機能を有した機関の設立を支援するためにセミナーを開催する | | |
| 根拠規程・要領等 | 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会 調査・研究委員会運営要領 | | |
| 対　象 | 機関会員・個人会員・非会員（史料保存・利用に関わる業務に従事する個人） | | |
| 開催方法<br>（対面・オンライン等） | 通常は対面、2021年度はオンライン | | |
| 受講料 | 無料 | | |
| 研修修了に必要な時間数 | ３時間程度 | | |
| 修了認定者<br>［認定、受講証明等の方法］ | これまで修了認定等は行っていない | | |
| 研修会等の内容<br>（2021年度） | 令和４年２月８日（火） オンライン開催<br>テーマ「地域の歴史を後世に伝えるために」<br>基調講演 辻川 敦 氏「アーカイブズと地域史料－地域文書館として－」<br>・報告１ 山本 太郎 氏<br>「市町村合併に伴う旧市町村の歴史公文書の保存と利用について」<br>・報告２ 嶋田 典人 氏、飯島 章仁 氏「四国基礎自治体を対象に実施した公文書管理に係る調査の結果報告」 | | |
| 定　員 | 対面の場合会場の収容者数による。 | 講師の数<br>／構成 | 各回２～３名程度／ |
| 過去5年の参加者数 | 2017年度（水戸市）87人、2018年度（静岡市）61人、2019年度（山形市）96人、<br>2020年度（鳥取市）53人、2021年度（岡山市：オンライン）75人 | | |
| 備　考 | | | |

（別添2）

## 認証アーキビスト審査規則 別表2　認証アーキビストの活動に関する標準点数

（1）知識・技能等

| 点数 | 主な内容 | 備考 |
|---|---|---|
| 9点 | 公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る研修会等（3日以上）を受講 | |
| | 公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る大学院修士課程相当の科目を修得（2単位） | |
| 6点 | 公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る研修会等（2日）を受講 | |
| 3点 | 公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る研修会等（1日以下）を受講 | |

（2）実務経験

| 点数 | 主な内容 | 備考 |
|---|---|---|
| 3点／年 | 公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る実務経験（4か月ごとに1ポイント） | 認証期間満了日までを含む。 |

（3）調査研究能力

| 点数 | 主な内容 | 備考 |
|---|---|---|
| 20点 | 公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る著作（単著） | 自費出版を除く。 |
| 15点 | 公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る論文（10,000字以上） | |
| | 公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る研究ノート（4,000字以上10,000字未満） | |
| 5点 | 公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る職務の成果（目録、データベース、書評、調査報告、資料紹介、資料集、展示図録等） | |
| | 公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る研究発表 | |
| | 公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る研修等の講師 | |
| 3点 | 公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る業務報告書等（4,000字未満、既公表のもの） | |
| | 公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る調査研究活動 | |

（備考）

1　上記実績は、点数に該当する例を示したもの。

資料3

# アーキビスト認証に係る拡充検討について

## １．高等教育機関への調査、意見交換

令和３年度に全国公文書館長会議構成館に対するアンケート結果を踏まえて「『准アーキビスト』（仮称）の仕組み（たたき台）」（別添１）を作成し、これを基に、アーキビスト養成に取り組む高等教育機関、研修機関への調査・意見交換を以下の通り実施した。

### （１）対　象

学習院大学、大阪大学、島根大学、昭和女子大学、東北大学、別府大学、国文学研究資料館、国立公文書館

### （２）方　法　（期　間）

① 調査票による個別状況調査（６月 30 日（木）～７月 15 日（金））
　※回答を得る前に、調査対象機関に対し調査の趣旨を説明（7/4、7/6、7/13）
② 調査票への回答結果に基づく意見交換（７月 22 日（金））

### （３）結　果

① 調査票による個別状況調査
　案１・２に対する意見　　別添２－１
　学部レベルでの科目設置状況　別添２－２
② ①の調査結果に基づく意見交換　別添３

【 案１について 】

（肯定的な意見）

・学生に対するインセンティブになるため、望ましい。
・就職に役立つ可能性があり、望ましい。
・実務経験の機会を待つ間の、人材流出を防ぐ意味からも、何らかの名分は有効。
◎〔小括〕できる限り速やかな実施に向けて具体化を進めるべき。

【 案２について 】

（肯定的な意見）

・学芸員・司書と同じく、学部卒の時点で取得できる資格があってよい。
・学部卒段階での資格は一定の意味がある。
・学部でも取得できる資格を作り、就職については自然淘汰で良い人が残ればいい。

（否定的または慎重に検討すべきとの意見）

・アーキビストは修士レベルの研究能力を求められる専門職であるので、その点を少しでも曖昧にすることにつながる制度は好ましくない。

・学部においてもアーカイブズに関する教育は必要であるが、専門職養成とは論点を分けて議論すべき。
・学部段階からの養成は、アーキビストの専門性を向上させ、併せて多分野からの参画を促す点で大きな意義があるが、大学院への進学を前提とせず、学部卒で職業に直結する資格をつくるのであれば、片手間に教育を行うのは不充分であり、新たなカリキュラムの検討が必要である。
・どれだけの大学が参入するか不明であり、裾野の拡大には繋がらない可能性がある。
・資格の意味づけや有効性については、慎重な検討が必要。
・社会に対して理解や認知度を高める仕事は、国や国立公文書館が行うべきことであり、大学の仕事ではない。
・資格を作っても出口戦略がなければ、結局は資格としての魅力がないと思われてしまうのではないか。
・案２はアーキビストとは違う職種ということで考えたほうが良い。
◎〔小括〕案２の目的（アーカイブズ･アーキビストの社会的理解･認知度を高める）は資格付与に馴染むものではない。また、学部単独での養成を図るとした場合には、その職種、資格の意味づけや有効性など検討課題が多々ある。

**結論**

まずは案１を進め、認証アーキビストの定着を図った上で、その成果と課題を整理し、案２を検討すべき。

## ２．「准アーキビスト」（仮称）骨子案作成のポイント　別添４

認証アーキビスト（専門職）につながっていく資格とする
※「准アーキビスト」（仮称）＝ 準「専門職」≠「専門職を補助する者」

## ３．今後の予定

| | | |
|---|---|---|
| 令和４年 | ９月 | 「准アーキビスト」（仮称）骨子案作成のポイントの検討 |
| 令和５年 | １～２月 | 全国公文書館長会議構成館等の関係機関へ骨子案を説明 |
| | ３月 | 「准アーキビスト」（仮称）骨子案の策定 |
| | ４月～ | 「准アーキビスト」（仮称）の詳細及び具体化を検討 |
| 令和６年 | １月 | 規則・細則類の策定 |
| | ３月 | 運用開始 |
| | ４月 | 「准アーキビスト」（仮称）の第１回認定 |

（別添1）

【表】国立公文書館における「准アーキビスト」（仮称）の仕組み（たたき台）

前提条件：１）国立公文書館が運用を行う公的な資格とする。２）知識・技能等を修得した者を認定する。

| 検討項目 | （案１） | （案２） |
|---|---|---|
| 目的 | 認証アーキビストの一要件である専門的知識・技能等を有した者を公的に認める仕組みを設け、専門人材育成の道筋を示し、その育成環境の充実及び専門人材の定着を図る。 | 公文書等の管理に係る基礎的知識を有する者を公的に認める仕組みを設け、資格取得を促すことを通して、アーカイブズ・アーキビストに関する社会的理解・認知度を高める。 |
| 位置付け | 国立公文書館が実施する事業（内閣府が事業認可） | |
| 名称 | 准アーキビスト（仮）　※要検討 | |
| 認定者 | 国立公文書館長 | ※要検討（館長、委員会委員長などを想定） |
| 主な認定対象 | 大学院における科目修得者又は関係機関における研修修了者　など | 大学学部における科目修得者　など |
| 認定要件 | アーカイブズに係る専門的知識・技能等<br>（審査細則第２条で定める科目修得又は研修修了）<br>［科目］学習院大学大学院、大阪大学大学院、<br>島根大学大学院、昭和女子大学大学院<br>東北大学大学院<br>［研修］国立公文書館 アⅠ・Ⅲ<br>国文研 アーカイブズカレッジ（長期） | アーカイブズに係る基礎的知識　※要検討<br><br>※大学学部での科目設置例<br>別府大学「文書館専門職（アーキビスト）養成課程」<br>〔必修 22 単位、選択 6 単位〕<br>「アーキビスト養成・認証制度調査報告書」（令和元年 11 月）より |
| その他 | 資格認定方法（届け出制等）、登録料の有無、更新年数の有無、認定証の有無など | |

| 検討項目 | （案１） | （案２） |
|---|---|---|
| メリット | ・認定された者の名簿が作成できることで、全国にどのような人材がいるか把握ができる | |
| | ・既存の仕組みを活用することで、速やかな導入が可能。<br>・認証アーキビストへの連続性が確保できる（知識・技能等をベースに実務経験・調査研究実績が積める）。<br>・全国公文書館長会議構成機関アンケート・ヒアリング結果で得たニーズと合致する（安易にレベルを下げない）。<br>・参入する大学院、履修者が増える可能性がある。<br>・アーカイブズ機関の現場職員にとっては、意識向上に資する。 | ・主な対象者を大学学部生とすることで、社会的理解・認知度の向上に資する。<br>・新たな仕組みの創設により、高等教育機関側におけるアーカイブズに関する科目設置の呼び水になる。 |
| 課題 | ・高等教育機関の資格取得需要（ニーズ）、科目設置予定等に係る情報収集が必要。 | |
| | ・養成人数が限定され、社会的理解・認知度の向上には繋がりにくい。 | ・職務基準書に基づく科目内容（レベル感）や必要単位数の平準化が必要となり、中長期的な検討が必要となる（教科書必須）。<br>・資格取得しても認証アーキビストの要件（知識・技能等の修得）にはならないため、認証アーキビストとの連続性に課題。<br>・高等教育機関側が、どの程度学部レベルの科目を開設できるか不明。<br>・履修単位の上限が決まっている大学が多いため、科目を設置する際には高等教育機関との綿密な連携が必要。 |

（留意事項）本たたき台は、各案の目的に即してケーススタディーを行うため作成するものであり、案１・案２のどちらかを選択するためものではない。今後館において、どちらを優先的に検討すべきか、関係機関等からのニーズを踏まえ検討を行う。

# 高等教育機関等へのアンケート調査（調査票１）

（別添２－１）

| | | 回答（機関別） | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻 | 大阪大学アーカイブズ | 島根大学大学院人間科学研究科 | 昭和女子大学大学院生活機構研究科生活文化研究専攻 | 東北大学学術資源研究公開センター史料館 | 国立公文書館 | 人間文化研究機構国文学研究資料館 | 別府大学　文書館専門職)(アーキビスト)養成課程<br>別府大学大学院　文学研究科　史学･文化財学専攻 |
| 問1「国立公文書館における『准アーキビスト』(仮称)の仕組み(たたき台)」案1について | 問1-1　案1について、どのように考えますか？また、そのように考える理由をご教示ください。 | 修了後の就職先であるアーカイブズ機関の意向、現場のニーズにそったプランであり、現実的であると考える。<br>すなわち、大学院(修士課程)修了時点で一定の実務経験をも有する者はきわめて少数であるが、そのような中で「認証アーキビスト」の有資格者であることを専門的職員採用の条件とする機関が出てきたことを考慮すると、認証要件のうち「イ　知識・技能等」を備えた有為の人材に「准アーキビスト」の資格を与えることは、就職に一程度役立つ可能性が出てくるとともに、さらに「認証アーキビスト」へのキャリアアップを目指すというステップを設けることになるので、望ましい。<br>また、資格取得までの要件が実質的に緩和されることで参画する大学院が拡大すると思われる。地域資料の保全や災害レスキュー、デジタル分野など特色のある教育を受けた多彩な人材が輩出されることが期待される。 | アーキビスト認証の一要件である「イ知識・技能等」を修得した者を「准アーキビスト」(仮称)として認定することは、学生に対するインセンティブになるため、望ましい。 | アーキビスト認証の一要件である「イ知識・技能等」を修得した者を「准アーキビスト」(仮称)として認定することは、学生に対するインセンティブになることに加え、養成プログラム修了後すぐに公的な資格が得られることで、アーカイブズ機関等への応募に際しても有意に働くことが考えられるため、望ましい。また、資格付与により実務経験を積む機会が得られやすくなることで、「認証アーキビスト」へのスムースなステップアップも期待できる。 | アーキビストのレベルを一定以上確保するという点であれば考えることができるように思います。もっとも現在、大学院への進学者数はどこも大幅に減少しています。そうしたなかでの案1はごく限られた人のみを対象としており、アーキビストという職種、社会的使命などが社会へ広まり、国民が必要性を認識するのは限りなく遠い未来の話となるものと予想します。また、民間企業においてもアーキビストやアーカイブズ学が必要となってきています。より広く社会を見渡すなかで制度設計されるとよいと考えます。 | 現在、東北大学大学院文学研究科において設置する、認証アーキビスト養成コースで修得出来るのは、アーキビスト認証の一要件である「イ知識・技能等」についてであり、大学院でコースを修了しても、認証アーキビストの要件を全て満たすことは出来ない。これは受講する学生側にとっては、分かりにくい仕組みとなっている。一方、「イ知識・技能等」を修得した者を「准アーキビスト」(仮称)として認定することは、学生に対するインセンティブになるため、望ましい。 | 認証アーキビストの一要件「イ 知識・技能等」を習得できるアーカイブズ研修Ⅰ，Ⅲの修了者が有資格者となるため、速やかな導入が可能と見込まれる。 | アーキビスト認証の一要件である「イ知識・技能等」を修得した者を「准アーキビスト」(仮称)として認定することに、大学院生が将来の職業を選択するとき、アーキビストが有力な候補となりえるため、賛成する。 | アーキビスト認証の一要件である「イ知識・技能等」を修得した者を「准アーキビスト」(仮称)として認定することは、学生に対するインセンティブになるため、望ましい。<br>3年（ないし5年）の公文書館の実務経験につく機会は、大学院生や修了生にとり、必ずも毎年用意できるものではない。とくに地方においてはそうである。本大学院生の事情でも、大分県公文書館の会計年度任用職員は6名、内1名程度が修士課程卒（または在学中）に想定されている（他5名は公文書館職員の退職者）が、機会が合わなければ得られない。他の近隣の公文書館等を考慮してもあまり機会がない。実務経験の機会を待つ間の、人材流出を防ぐ意味からも、何らかの名分は有効と考える。 |
| | 問1-2　当館が「叩き台」案1を実現するとした場合、貴学にとって懸念される事項、また課題等があればご教示ください。 | 既存の認証要件の一つである「アーカイブズに係る専門的知識・技能等」と同じものであれば、実現に際して特段の支障はない。<br>もっとも、認証方法・時期については、修了のための学位論文の執筆と口述試験、修了認定時期との兼ね合い、アーカイブズ機関での求職活動との関係がある（たとえば、修了後に認定となると在学中の求職に支障がある）。制度設計に際して大学等高等教育機関との関係を明確にして即時的なものにしていただきたい。<br>また、新たな資格制度が設けられる以前の既修了者のうち、アーキビストの認証を得ていない者については、遡及して認定がなされるよう、細やかな配慮が必要である。 | 既に運用を行っているため、実現に際し、特段の支障はないと考えるが、登録料の有無、更新の有無についてはさらなる検討を行って欲しい。更新は実質的に不可能ではないか。 | 既に「認証アーキビスト養成プログラム」の運用を行っているため、実現に際し、特段の支障はないと考える。ただし、更新の有無の設定次第では、大学側の作業が生じることも想定されるため、情報共有を願いたい。 | 既に大学院および学部にて運用を行っているため、実現に際し、特段の支障はないと考えます。 | 既に運用を行っているため、実現に際し、特段の支障はないと考える。<br><br>一般に大学院の博士課程前期（修士課程）においては、高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う大学院課程であるとされている。たとえば、教員免許では、学部では一種免許状、大学院では専修免許状となっている。この点、「准アーキビスト」という用語が適切であるかどうかについては、幅広い議論が必要と思われる。 | アーカイブズ研修Ⅲについては、現在、当館の受講希望者受入れ能力が30名程度である。したがって、「准アーキビスト」（仮称）の取得を目的とする受講希望者が増加した場合、全員の受入れが困難となる可能性がある。 | 懸念される事項はない。課題としてはさらなるカリキュラム改革、および継続的な実施がある。 | 本大学院はまだ認定されていないため、アーカイブズに係る専門的知識・技能等（審査細則第2条で定める科目修得又は研修修了）に合致するよう、カリキュラムの変更を検討したいので、相談に応じて欲しい。<br>調査票02に記載したとおり、令和4年度の大学院新専攻の完成年度後はカリキュラム変更は可能となる。 |
| 問2「国立公文書館における『准アーキビスト』(仮称)の仕組み(たたき台)」案2について | 問2-1　案2について、どのように考えますか？また、そのように考える理由をご教示ください。 | 認証アーキビストをゴールとして、大学院進学前に関連諸科学を主専攻とし、同時にアーカイブズについての知識の基盤形成を進めることは、アーキビストの専門性を向上させ、併せて多分野からの参画をも促す点で大きな意義がある。<br>ただし、大学院への進学を前提とせず、学部卒で職業に直結する資格をつくるのであれば、片手間に教育を行うのでは不充分である。アーカイブズ機関での実習を必修にするなど、新たなカリキュラム設計が必要となる。<br>また、認証アーキビストとは異なる新たな職種（たとえばアーカイブズ支援職や技術者）を設定することとなる場合は、その職務の基準や範囲、現場でのニーズなど検証・議論すべき点が多い。 | 学芸員・司書と同じく、学部卒の時点で取得できる資格があるとよいと思うが、どれだけの大学が参入するか不明であり、裾野の拡大には繋がらない可能性がある。 | 学部における科目修得者を対象とする資格付与は、アーキビストとしての基礎的知識を有する者の裾野を広げ、卒業後のキャリアを通じて、多様な職場・現場での認知を高めることにつながりうるが、認証アーキビスト制度と連動することが想定されていないため、資格の意味づけや有効性については、慎重な検討が必要と考える。また、仮に学部レベルの資格を認定するのであれば、案1の大学院レベルの資格との間で、資格名称の区分けや認定要件の水準等を明確化することも検討する必要があるものと思われる。 | 案1の要件では、裾野は広がらず、学芸員・司書と同じく、学部卒の時点で取得できる資格があってよいと思います。現実的に学芸員・司書両資格を持っているからと言って全員が就職できる訳ではありません。アーキビストも同じで何が問題あるのかが分かりません。この点は高等教育機関側ではなく、政府から各自治体、もしくは企業側の問題だと考えます。また学部卒で民間企業へ就職し、国の機関や自治体のデジタルアーカイブズに携わるというケースもあり、知識の必要性や需要もあると考えます。 | 学部においてもアーカイブズに関する教育は必要である。一方、学部教育においては、専門的な資格取得のためだけでなく、社会における公文書管理の意義や役割を理解したり、アーカイブズを活用するためのスキルを身につけることで重要であると考える。先行する学芸員・司書は資格を取得しても就職先が狭く、また実際には大学院レベルでないと採用されないなど、出口問題が生じており、雇用されたとしても、多くが非正規雇用であるなど批判も強い。<br>アーカイブズの役割や公文書管理の重要性をより社会に醸成するためには、そのための教育が不可欠であるが、そのことと専門職養成は論点を分けて議論すべきであり、総合的に検討すべきと思う。 | 特に意見はない。<br>なお、案2の目的とする「アーカイブズ・アーキビストに関する社会的理解・認知度を高める。」については、当館が行政機関やアーカイブズ機関等に対して専門的技術的助言を行うこと等を通して取り組んでいる。 | アーキビストは修士レベルの研究能力を求められる専門職であるので、その点を少しでも曖昧にすることにつながる制度は好ましくない。学部レベルのアーカイブズ教育に求められるのは、アーキビストにならない人たちのための教育である。将来のアーカイブズの利用者のための教育、将来組織の責任者となってアーカイブズを設置する立場になるかもしれない人たちのための教育が学部レベルには求められるのではないか。 | 学部卒段階での資格は一定の意味があると思います。<br>アーキビストの「社会的理解・認知度の向上」だけでなく、文書管理の重要性と、それをささえる人材すべての「社会的理解・認知度の向上」が大事だと考える。1人のアーキビストを養成する一方で、5人のレコードマネジャー、10人の文書管理支援者（公務員では課長クラスの管理責任者、またはレコードセクレタリー）を社会全体に供給してゆくことが、アーキビストの仕事をささえることにつながると考えている（数字はたとえで正確なものではない）。参考資料1、2を参照ねがいたい。<br>レコードマネジャー（セクレタリー）の養成の観点からも准アーキビスト資格を有することは、アーカイブズの理解をもった人材と保証することになり、有意義と考える。<br>※JARMA資格制度成立期前後の議論では、1級をレコードマネジャー、2級をレコードセキュレタリーとしていたが、最終的に後者は「記録情報管理士2級」となった。<br>デジタルアーキビスト資格の例では、修士課程卒(20単位)を上級デジタルアーキビスト、学部(34単位)をデジタルアーキビスト、2単位を准デジタルアーキビストとしています。名称はずれていますが、裾野を広げることで、一定度の人材の数と質の確保ができると思います。<br>博物館法の改正でデジタルアーカイブが明記（第3条）されたこともあり、デジタルアーカイブズ教育は不可欠となっている。図書館法3条でも「郷土資料」「地方行政資料」が扱うべき対象に入っている。学部レベルでのアーカイブズ教育は、いろいろな可能性を内包しており、相手を理解したMLA連携にも有意義だと考える。結果的に准アーキビストがアーキビストにならなくとも、アーカイブズを理解した人材だと、社会が受け入れてゆけば、文書管理、アーカキビストの理解につながってゆくと考える。 |

| | | 回答（機関別） | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻 | 大阪大学アーカイブズ | 島根大学大学院人間科学研究科 | 昭和女子大学大学院生活機構研究科生活文化研究専攻 | 東北大学学術資源研究公開センター史料館 | 国立公文書館 | 人間文化研究機構国文学研究資料館 | 別府大学　文書館専門職)(アーキビスト)養成課程<br>別府大学大学院　文学研究科　史学･文化財学専攻 |
| | 問2-2　当館が「叩き台」案2を実現する際に貴学にとって懸念される事項、また課題等があればご教示ください。 | 上記問2-1のとおり、学部卒レベルの「准アーキビスト」の性格やアーカイブズ機関の活動における位置づけによって要求される教育の内容やスケール感は大きく異なることから、現時点で回答しがたい。<br>なお、大学院への進学の可能性を含んだ教育について、試みとしては既に開始している授業があることから、今後検討を進めるにあたっては協力できる材料はあるかもしれない。 | 当大学では、学部においてアーカイブズに係る教育は行っていない。よって、案2が実現したとしても、協力はできない。 | 当大学では、学部教育としては、法文学部社会文化学科の学科共通科目として、「アーカイブズ学概論」(2単位、100分×14回)を設けている。また、同じく学科共通科目の「地域資料総合演習」というオムニバス形式の授業で、一コマ分アーカイブズ学の講義を行っている。ただし、現時点では、アーカイブズに係る基礎的知識を体系的に習得するためのプログラム等は設けていないため、案2に対応する際には、カリキュラムの構成や科目数・単位数等を検討する必要がある。 | 当大学では、既に学部においてアーカイブズに係る教育を実施しています。もっとも各大学における科目などのすり合わせはある程度必要と考えます。 | 東北大学では、文学部においてアーカイブズに係る教育は、一部行っている。しかし、体系的なプログラムは設定していない。よって、案2が実現したとしても、協力可能か否か不明である。<br><br>また、学部が資格が取得出来る場合、大学院に進学しコースを履修するインセンティブは少なくなることが想定される。日本においては、欧米に比べ大学院進学者数の伸び悩みが指摘されており、高度専門教育の点からも総合的に検討すべきであると考える。 | 特にない。 | 懸念される事項としては、国文学研究資料館は「大学共同利用機関」であるために、制度上の教育的活動が「大学院教育協力」であって学部教育ではないという点がある。ただし、実態としては司書実習の受け入れなど、学部教育への協力も行っているので、全く不可能というわけではない。なお、個々の教員のなかには、他大学での非常勤講師として学部レベルのアーカイブズ教育を行っている者もいる。 | 当大学では、既に学部においてアーカイブズに係る教育を実施しているため、共通教科書などの調整は必要となるが、特段の課題はないと思われる。<br><br>共通教科書は、資格を与える側が作る責任があると思う（上記のデジタルアーキビスト資格では資格認定機構が作っている）。<br>なお卒業単位である専門科目等に設定しているため履修制限（キャップ制）は支障にならない。 |
| 問3　学部におけるアーカイブズ学・アーキビスト養成に係る科目設置について | 問3-1　貴学の学部において、アーカイブズ学に係る科目設置状況をご教示ください。 | 既に設置済み | | 既に設置済み | 既に設置済み | | 予定はない | | |
| | 問3-2　（問3-1の回答で「既に設置済」「設置する予定がある」と回答された場合）貴学の大学院修士課程における教育内容と学部おける教育内容の違いについて、ご教示ください。 | 多くが文学部史学科の専門科目という位置づけであり、大学院（アーカイブズ学専攻）での専門的教育に対する基礎といった明確な位置づけや接続、カリキュラム上の関連付けはしてない。全学共通の基礎教養科目についても同様である。史学科の授業では、歴史を研究する上での基本的な素材の一つである記録及びアーカイブズやその保存・利用を実現する活動について全ての学生が基礎的な理解を獲得し、将来の進路としてアーキビストを目指す可能性がある学生が選択的に学びを拡げていくことができるように配慮している。 | | 修士課程ではアーキビスト養成を目的に、専門的な内容を学ぶことを想定しているが、学部レベルでは、アーカイブズ学に関心を持つ学生を対象に、一般教養としての知識を身につけることを目的としている。 | 修士課程においては社会人であれば各人の個人的経験があり、学部からの進学者であれば卒論などを通した一定程度の知識があるとの認識があります。その上で専門的内容を教育します。一方、学部教育は記録に関する初歩的な知識の習得から始めるので、大学院と学部は完全に棲み分け、段階が出来ています。 | 学部の科目では開講科目や時間数は異なり、アーキビスト養成ということよりは、学部学生が、社会における公文書管理の意義や役割を理解したり、アーカイブズを活用するためのスキルを身につけることを目的としている。 | | | 学部課程では、知識は基本的な理解、技能のうちの識字能力の獲得に力点を置いている。<br>知識は、カリキュラムにあるということと、定着することとは別である。学部と大学院で多少繰り返しになっても、大学院において実感を伴う知識として定着をはかる。また政策やとりまく状況の変化は激しい。管理論を例にすれば、令和3年のデジタル改革、令和4年の内閣府公文書管理課長通知などは学部でも教えるが、深化した理解は大学院で期すことになるし、大学院生自身が状況の変化を主体的にサーチする能力を身につけるように養成せねばならない。レコードコンティニュアム理論は学部授業では触れず、大学院授業で扱い、大学院生が自分で考察して理解を獲得することになる。<br>技能では、近世を含む地域史料、明治･大正･昭和戦前期の公文書解読力と理解力の獲得を重点にしている。これは学部3年＋大学院2年での養成になる。公文書館からの人材の要請は、今の公務員が解読できない文書の解読能力と説明能力（背景の政治社会状況の説明）が第一に挙げられている。今の公文書は今の公務員の方が得意だが、彼らは明治～戦前期公文書のレファレンスは不得意（お手上げ）だという。 |
| | 問3-3　（問3-1の回答で「既に設置済」「設置する予定がある」と回答された場合）現時点の科目名、単位数、内容等について、ご教示ください。 | （調査票2）に記載。 | （調査票2）に記載。 | （調査票2）に記載。 | （調査票2）に記載。 | （調査票2）に記載。 | | （調査票2）に記載。 | （調査票2）に記載。 |
| | 問3-4（問3-1の回答で「検討する予定はある」と回答された場合）検討することとなった理由や予定時期、現時点の科目名、単位数、内容、考え方などについて、ご教示ください。 | ― | ― | ― | ― | ― | | ― | ― |

# 高等教育機関等へのアンケート結果（調査票２）

（別添２－２）

| | 回答（機関別） | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻 | 島根大学大学院人間科学研究科 | 昭和女子大学大学院生活機構研究科生活文化研究専攻 | 東北大学学術資源研究公開センター史料館 | 人間文化研究機構国文学研究資料館（参考：アーカイブズ・カレッジ情報） | 別府大学 | 別府大学大学院 |
| 項 目 | 内 容 | | | | | | |
| 科目設置年 | ①平成8（1996）年、基礎教養科目「記録保存と現代」（4単位）<br>②平成16（2004）年、史学科専門科目「アーカイブズ学特殊講義」（4単位、ただし2020年に「史料管理学特殊講義」から授業名変更）<br>③平成23（2011）年、基礎教養科目「記録管理と組織」（2単位）<br>④令和2（2020）年、史学科専門科目「アーカイブズ学概説」（必修、2単位）、同「アーカイブズ学特殊講義」（2単位）<br>⑤令和4（2022）年、史学科専門科目「アーカイブズ学演習」（4単位） | 令和3年（2021年）：アーカイブズ学概論、<br>令和2年（2020年）：地域資料総合演習 | 設置年不明：生涯学習概論、博物館情報・メディア論、図書館サービス特論、図書館情報資源特論、2019年：文書情報管理論、2021年：デジタルアーカイブズ、2022年：アーカイブズ概論、記録史料論、アーカイブズ実習 | 令和4年（2022年）：アーカイブズ学演習 | 平成14年（2002年）：史料館理学研修会を改革し、アーカイブズ・カレッジを開始。 | 平成16年(2004年)：アーカイブズ論Ⅰ、アーカイブズ論Ⅱ、アーカイブズ実習Ⅰ、アーカイブズ実習Ⅱ （以上新設）、近現代史演習ⅠA、ⅠB、ⅡA、ⅡB、日本近現代史特講ⅠA、ⅠB、ⅡA、ⅡB（従来設置の学科授業を充当）<br>平成17年(2005年)：市民生活と行政法（放送大学単位互換 専門科目。平成21年「行政法」（教養科目）に変更）<br>平成21年(2009年)：市民生活とアーカイブズ、アーカイブズ管理論Ⅰ、アーカイブズ管理論Ⅱ、デジタルアーカイブズ<br>平成26年(2014年)：レコードマネジメント論（アーカイブズ管理論Ⅱを名称変更、アーカイブズ管理論Ⅰをアーカイブズ管理論に名称変更）<br>平成31年(2019年)：レコードマネジメント論Ⅱ（レコードマネジメント論を同Ⅰに名称変更） | 平成20年(2008)：アーカイブズ学研究ⅠA、ⅠB、アーカイブズ学演習Ⅰ、アーカイブズ学研究ⅠA、ⅠB、ⅡA、ⅡB（歴史学専攻 学部資格課程の学年進行にあわせて設置）<br>令和3年(2021)：アーカイブズ学研究A、B、アーカイブズ学演習 アーカイブズ研究Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ（史学・文化財学専攻 専攻改組による授業名変更） |
| （資格認定をしている場合）<br>資格付与者［付与方法］ | － | | 昭和女子大学学長 | | 国文学研究資料館館長名で修了証を交付している。 | 別府大学学長<br>［文書館専門職(アーキビスト)養成課程修了証を交付］ | |
| 目的 | 統一した目的は設定していない。基礎教養科目運営委員会によって設置・運営される上記①・③と文学部史学科専門科目の②・④・⑤に分けた場合、シラバスによって概ね次のように言うことができる。前者は、記録及びアーカイブズが組織と人間の活動を支える基礎的ツールであることを学び、それらを使って様々な課題と解決の糸口を考察する知的態度を身につけること、後者は、記録及びアーカイブズの取扱い及び保存・利用の考え方や方法に関しその歴史と現状について学び、それらを自身の学習・研究と他者による資料利用のために活用できるようにすることである。 | 広く社会一般にアーカイブズ学の基礎的内容を学ぶため。 | 大学院にアーキビスト養成プログラムを設置して社会で活躍できる人材の養成を目指す一方、アーキビストおよびアーカイブズ学そのものが社会で知られていない。またアーカイブズ学は学ぶべき内容が広く、かつ大学院生であっても理解しづらい点がある。このため学部に設置することで、これらの基礎的内容を学習する機会を設けるとともに、既存の学問分野および図書館司書・学芸員と連携して理解を深めていくことを目的に設置した。 | 現場のアーキビストとのディスカッションや、マネジメントに関する演習等をおこない、アーカイブズおよびアーキビストに関する基礎的内容を学ぶため。 | 近年、我が国でもアーカイブズの重要性に対する認識が高 まり、文書館・資料館等の史料保存利用機関が増加するとともに、これらの機関においてアーカイブズの保存 と利用サービス等の業務を担うアーキビスト（記録史料専門職員）の養成が急務となってきています。国文学 研究資料館では、このような動きに応えるべく、「アーカイブズ・カレッジ」を実施し、アーカイブズの収集・ 整理・保存・利用等に関する最新の専門的知識、技能の普及に努めています。 | 文書館等において記録資料の移管収集、整理、保存、提供、調査研究などの専門的な仕事に携わる専門職を養成する。（下記の規定第1条） | 公文書館等の実務者養成 （令和2年文科省への設置届出書 アーカイブズ学領域） |
| （資格認定をしている場合）<br>根拠規程・要領等 | － | | 昭和女子大学認定アーキビスト規程（予定） | | （特になし） | 文書館専門職（アーキビスト）養成課程の履修に関する規定<br>（平成16年(2004)3月17日制定4月1日施行、平成17年(2005)4月1日改正施行、平成21年(2009)4月1日改正施行、平成26年(2014)4月1日改正施行、平成31年(2019)年4月1日改正施行） | |
| （資格認定をしている場合）<br>課程修了に必要な単位数 | － | | 15単位 | | 大学院12単位相当のカリキュラムに加え、修了論文（12000字程度）を課している。 | 28単位（必修22単位、選択6単位） | |
| 内容<br>(2022年度) | 記録保存と現代（4単位）<br>記録が人間活動の土台を支え、現代社会の発展に不可欠であることを学ぶ<br>記録管理と組織（2単位）<br>記録管理の基礎的知識を学び、それを用いて課題解決に導く知的態度を身につける<br>アーカイブズ学概説（必修、2単位）<br>記録・アーカイブズの保存とアクセスの仕組みと、これを支える専門職について学ぶ<br>アーカイブズ学特殊講義（4単位）・<br>アーカイブズ学特殊講義（2単位）<br>機関・仕組み、様々な媒体・環境、社会的課題、災害対策等を取り上げ、探求する<br>アーカイブズ学演習（4単位）<br>アーカイブズ資料の写真撮影、資料翻刻、目録記述、資料集作成等を実践し、論議する | アーカイブズ学概論（2単位）<br>欧米および日本のアーカイブズに関する歴史や資料管理のための基礎的な知識を学ぶ。<br><br>地域資料総合演習（2単位）<br>人文・社会科学の諸学問分野が調査・研究の対象としている、地域に存在する様々な種類・形態の資料が有する特性や、地域資料を取り巻く現代の状況、またそれら資料の調査と研究の方法について学ぶ。その一学問分野として、アーカイブズ学を組み込んでいる。 | アーカイブズ学概論（2単位）：アーカイブズ学に関する基礎的な知識を学ぶ<br>記録史料論（2単位）：現用・非現用を含めた文書や史料に関する知識を学ぶ<br>デジタルアーカイブズ（2単位）：デジタルアーカイブズの現状と将来について学ぶ<br>生涯学習概論（2単位）：生涯学習に関する基礎的知識を学ぶ<br>博物館情報・メディア論（2単位）：博物館施設における情報の取り扱いを学ぶ<br>図書館サービス特論（1単位）：地域における史資料の活用について学ぶ<br>図書館情報資源特論（1単位）：図書館で集積される史資料の扱いについて学ぶ<br>文書情報管理論（2単位）：文書の作成、流通、廃棄、保存などについて学ぶ<br>アーカイブズ実習（1単位）：アーキビストにとって必要な現場での知識について学ぶ | アーカイブズ学演習（2単位）<br>本講義は、実際にアーカイブズ機関において必要とされるアーキビストの業務について、ディスカッションや実践を通じて体得する授業である。アーカイブズ機関の現場で求められるアーキビストの使命・倫理、資料保存に関する技術、公文書の保存・修復・利用に関する知識、専門的な知識やマネジメント、職務上必要なスキルやマネジメント能力について、理解を深めることを目的とする。 | アーカイブズ総論（2単位相当）<br>アーカイブズに関する基礎的な知識を総合的に学ぶ。<br>アーカイブズ資源研究（2単位相当）<br>アーカイブズ学の分析対象であるアーカイブズ資源そのものの性質を学ぶ。<br>アーカイブズ管理研究（8単位相当）<br>記録管理、アーカイブズの評価選別、収集、記述編成、アーカイブズ組織の管理と社会貢献、保存管理について学ぶ。 | 市民生活とアーカイブズ（2単位）<br>配当年次1年 概論に相当。一般教養科目として課程履修生以外も履修可能。<br><br>行政法（2単位）<br>配当年次2年 行政文書の理解に不可欠な行政法の知識を学ぶ。教養科目。<br><br>アーカイブズ論Ⅰ（2単位）<br>配当年次2年 前近代アーカイブズの解読と理解を学ぶ。アーカイブズ実習Ⅰの先行履修<br><br>アーカイブズ論Ⅱ（2単位）<br>配当年次2年 近代アーカイブズの解読と理解を学ぶ。アーカイブズ実習Ⅱの先行履修<br><br>デジタルアーカイブズ（2単位）<br>配当年次2年 日本デジタルアーキビスト資格認定機構より養成校として認定され、授業終了後の資格試験の合格者に准デジタルアーキビストの資格を付与。<br><br>アーカイブズ管理論（2単位）<br>配当年次2年 市民生活とアーカイブズ既修者のみ履修可能。ISAD(G)、記録管理の歴史政策論（法制史も含む）、電子文書論、危機管理論などを学ぶ。<br><br>レコードマネジメント論Ⅰ（2単位）<br>配当年次2年 日本記録情報管理振興協会(JARMA)と契約し講師招聘。授業終了後の資格試験の合格者に記録情報管理士検定3級の資格を付与。<br><br>レコードマネジメント論Ⅱ（2単位）<br>配当年次2年 日本記録情報管理振興協会(JARMA)と契約し講師招聘。授業終了後の資格試験の合格者に記録情報管理士検定2級の資格を付与。<br><br>日本史講義4（近現代資料論）（2単位）<br>配当年次2年 文学部史学文化財学科の専門科目と共通。<br><br>日本史特講4（近現代史）（2単位）<br>配当年次3年 文学部史学文化財学科の専門科目と共通。<br><br>アーカイブズ実習Ⅰ（1単位） | アーカイブズ学研究A （2単位）<br>【テーマ】アーカイブズ学の文献精査と討論による理解の深化。【到達目標】アーカイブズ学と歴史学との違いを考え、現在の問題点を確認して検証し、学生それぞれの問題設定との関連を考察することができる。テキスト：上代庸平編『アーカイブズ学要論』（尚学社、2014年）、カニンガム他『アーカイブズ論』（明石書店、2019年）ほか。<br>（政策論、電子文書管理論、コサイン類似度、コンティニュアム理論、史料保存運動論などもここで扱う）<br><br>アーカイブズ学研究B （2単位）<br>【テーマ】アーカイブズ目録編成論<br>【到達目標】地域史料や組織文書、関連資料などを扱った目録作成の実践力を身につけ、組織、伝来という視点を持ってアーカイブズ整理を研究することができるようになる。世界標準ISAD（G）と日本型目録編成の適合性や可能性を考えることができるようになる。<br>別府大学アーカイブズセンター収蔵資料（地域史料、大学組織資料、大学史関連資料）の目録編成を実験的に行い、考察・討論を行う。<br><br>アーカイブズ学演習 （2年通じて8単位）<br>【テーマ】アーカイブズ学の理解を深め、理論を実践に生かす。修士論文を作成する。<br>【到達目標】到達目標1 アーカイブズ学の理論や知識を説明できる。<br>到達目標2 ISAD（G）や評価選別論の知識を説明できる。<br>到達目標3 アーカイブズのシステム構築を実践できる。<br>到達目標4 アーカイブズ資料の整理・分析ができる。<br>到達目標5 公文書館でのレファレンス実務などができる。経験を通して実務能力を獲得するために、本学所蔵のアーカイブズや、周辺自治体などの地域文書整理、県立や市町村立の公文書館でのインターンシップも授業の一環とする。<br>（過去の事例では大分県公文書館に3日×2年）<br><br>アーカイブズ学研究Ⅰ （2単位）<br>【テーマ】アーカイブズの中の建物論<br>【到達目標】到達目標1.アーカイブズを保存・調査・研究および展示する館にはどのような施設・設備が必要で、建設整備上どのような点に留意しなければならないのかについての知識を習得し、その背景となる理論を身につけ実践することができる。<br>到達目標2.アーカイブズ（古文書部門）にとっての記録史料調査事業の意義及び |

| | 回答（機関別） | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻 | 島根大学大学院人間科学研究科 | 昭和女子大学大学院生活機構研究科生活文化研究専攻 | 東北大学学術資源研究公開センター史料館 | 人間文化研究機構国文学研究資料館（参考：アーカイブズ・カレッジ情報） | 別府大学 | 別府大学大学院 |
| 項 目 | 内 容 | | | | | | |
| | | | | | | 配当年次３年　アーカイブズ論Ⅰ既修者のみ履修可能。地域資料の整理実習。中津市教育委員会と共催。中津市で合宿５日間と事前授業（合計30コマ程）。現状記録、襖解体、調書作成、写真撮影などの実習を実施。中津市側名称「アーカイブズ講座」。他大学の教員や学生・市民も参加。<br><br>アーカイブズ実習Ⅱ（１単位）<br>配当年次３年　アーカイブズ論Ⅱ既修者のみ履修可能。大分県公文書館での実習（見学半日＋レファレンス実習など半日）と事前事後授業。大分県歴史資料保存活用連絡協議会主催（別府大学共催）のアーカイブズ・セミナー（2コマ分）も組み込む。合計20コマ程。<br>以上、必修２２単位。<br><br>選択科目６単位は、<br>文学部史学文化財学科専門科目の講義（日本史講義１（古代資料論）、日本史講義２（中世史料論）、日本史講義３（近世資料論）、世界史講義１（東洋史）、世界史講義２（アジア史）、世界史講義３（西洋史）、法制史、国際交渉論、宗教史、日本史特講１（古代史）、日本史特講２（中世史）、日本史特講３（近世史）　各２単位）より４単位選択。<br>同じく演習（専門演習１、２（古代・中世史）、専門演習１、２（近世史）、専門演習１、２（近現代史）　各１単位）より同じ１，２の２単位を選択。 | 先進県における事例の長所・欠点を理解し、それをもとに実務を遂行することができる。<br>到達目標3.理論に従い館調査において自ら評価診断し、レポートできる。<br>到達目標4.調査した内容をまとめ、発表することができる。実際の史料保存活用施設を実地に見て回り、それぞれの館がどのような問題を抱えているのか、そしてどのような日常的取り組みによりそれを補い史料収蔵施設としての機能を維持・管理しているのかを確認させる。またそれぞれの館が史料保存のためにどのような事業を展開しているのかについても現場にて確認させることにより、実務遂行力を身につける一助とする。<br><br>アーカイブズ学研究Ⅱ　（２単位）<br>【テーマ】日本のアーカイブズの課題　太平洋戦争に関する一次資料と廃棄選別<br>【到達目標】到達目標1.研究テーマを選定する。　到達目標2.専攻研究を調べる。<br>到達目標3.文章力・表現力を習得する。<br>到達目標4.海外アーカイブズの破棄選別（米国国立公文書館、英国国立公文書館）作業をしる。　到達目標5.公文書の廃棄選別ができる。<br><br>アーカイブズ学研究Ⅲ　（２単位）<br>【テーマ】文書管理の現状と課題　市民とアーカイブズのかかわり<br>【到達目標】到達目標1.文書管理および活用について、基礎的な文書管理システムや関連法規を説明できる。　到達目標2.アーカイブズ保存の意義を理解し、天草アーカイブズの事例をもとに自らテーマを設定し検証成果を取りまとめる。<br>到達目標3. 文書管理に係る諸事件を理解し、事件の原因および影響を考察し発表する。<br><br>アーカイブズ学研究Ⅳ　（２単位）<br>【テーマ】公文書と民間所在史料<br>【到達目標】到達目標1.アーカイブズの中の公文書と民間所在史料のそれぞれが置かれた現代的課題について学び、先進事例を参考にそれにどのように対処していけば良いか、実務的な知識を身につける。<br>到達目標2.アーカイブズの推進には、民間等との様々な連携が必要であることを理解し、連携の具体例について学び、自らの活動に資する知識を身につける。<br>到達目標3. アーカイブズを規定する法律・条例・規則等の現状について学び、アーカイブズの普及のためにはそれらをどのように解釈し、また改めるべきかを議論することを通して、法的理解を深め実務に活用することができる。 |
| 講師の数／構成 | 上記①・③は輪講形式であり、教授２名、准教授１名、講師２０名で実施。<br>上記②・④・⑤は、通常の授業形式、教授１名、准教授１名、講師２名で実施。 | 教授1名、准教授7名 | 教授2名、准教授7名、専任講師2名 | 准教授１名 | 教授３名、准教授３名、外部講師22名 | 教授４名、准教授２名、講師２名、非常勤講師５名<br>（必修科目にあっては教授１名、准教授１名、講師１名、非常勤講師３名） | 教授１名、非常勤講師３名 |
| 定員 | 特になし。 | 定員の設定なし | 学科定員90名 | 定員の設定無し | ４５名 | 20名 | 若干名 |
| 過去5年の専攻・課程修了者数、受講者数 | 課程設置又は資格認定をしていないため、正式に受講者数等を公表していない。一部となるが参考までに述べると、史学科専門科目の「必修」となっている「アーカイブズ学概説」は、同学科の一学年定員が95名であるため、毎年同程度の受講者がいる。 | 令和3年 受講者数　43名<br>令和2年 受講者数　12名 | なし | 令和4年　9名 | 令和3年　３５名<br>令和2年　（新型コロナ感染症のため中止）<br>令和元年　２７名<br>平成30年　３４名<br>平成29年　２８名　（以上すべて修了者数） | 令和3年度卒　課程修了者　１５名<br>令和2年度卒　課程修了者　１５名<br>令和1年度卒　課程修了者　１７名<br>平成30年度卒　課程修了者　　３名<br>平成29年度卒　課程修了者　　９名 | 令和3年度卒　修了者　０名（中退１名）<br>令和2年度卒　修了者　０名<br>令和1年度卒　修了者　０名<br>平成30年度卒　修了者　０名<br>平成29年度卒　修了者　１名 |
| 専攻・課程修了者の主な就職先 | 正式には把握していない。 | | なし | | 追跡調査は人手不足のため行っていないが、大学教員、史料保存機関などで活躍している人は多い。 | 一般企業（地場産業、醸造業等）、基礎自治体公務員（長崎市等）など<br>沖縄県公文書館（非正規　→琉球大学図書館　正規） | 土佐山内記念財団、臼杵市教育委員会（学芸員）など（正規）。<br>大分県公文書館、太宰府市公文書館、佐賀県立公文書館など（非正規）。 |
| 特色・備考 | 大学学部における基礎教養科目２科目及び文学部史学科専門科目４科目、合計１８単位がある。前者は社会人となるための教養として、後者は大学学部における歴史学の専門として、記録及びアーカイブズの資料、保存・利用の仕組み、それを支える専門職：アーキビストについて学ぶものである。総じて、アーカイブズ（機関及び資料）とアーキビストについての知識をもつ者、理解者、利用者等を増やす普及・啓発の役割をも担っている。<br>大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻の教員が中心になって運営している。特に史学科の授業については、博士前期課程に進学し、アーカイブズ学を本格的に学ぶ者を育成するという一面をもつ。 | アーカイブズに関する基礎的な知識を得ること、また、専門職アーキビストの認知を広げる機会・役割を有する。 | | | アーカイブズ学専攻ではない大学院生がアーキビストを目指すことに貢献している。 | 大学院進学に誘導（他大学院も含めて）。<br><br>課程のカリキュラムを通じて、日本記録情報管理振興協会(JARMA)の記録情報管理士資格（２級・３級）と、日本デジタルアーキビスト資格認定機構の准デジタルアーキビストの資格を取得できる。大学院に進学しない課程修了生のスキル証明となる。 | 令和２年に文科省に改組届出、令和３年(2021)度より新専攻。教職課程（専修免許）の再認<br>定もあり、計画中の令和元年より完成年度の令和４年度まで授業内容の変更ができない<br>状況であった。 |

（別添3）

# 高等教育機関等との意見交換概要

| | |
|---|---|
| 日　　時： | 令和４年７月 22 日（金）13：30～15：00 |
| 場　　所： | Web（Zoom）開催 |
| 出 席 者： | 学習院大学　：下重直樹准教授 |
| | 大阪大学　：菅真城教授 |
| | 島根大学　：小林准士教授、清原和之准教授 |
| | 昭和女子大学　：野口朋隆准教授、牧野元紀准教授、湯上良准教授 |
| | 東北大学　：加藤諭准教授 |
| | 国文学研究資料館：渡辺浩一教授 |
| | 別府大学　：針谷武志教授 |
| | 国立公文書館　：梅原統括、幕田首席、伊藤上席、島田専門官、中野専門員 |
| 資　　料： | 01_高等教育機関等へのアンケート結果（調査票１） |
| | 02_高等教育機関等へのアンケート結果（調査票２） |

担当より、資料に基づき説明(発言順を整理して記載)。

## １．案１について

○国立公文書館（梅原統括）

・案１については、方向としては、概ね全ての機関が可能な限り早く実現すべきという回答であったように思うが、補足があればお願いしたい。

○別府大学（針谷教授）

・調査票１にも記載したが、実務経験の機会を待つ間の、アーキビストを目指す人材の他分野への流出を防ぐという意味で有効だと考える。

○国立公文書館（梅原統括）

・問１－２において、案１を実現するにあたっての懸念事項や課題をお聞きした。回答では、既修了者の遡及の問題、登録料の有無、更新の問題、名称などが課題として指摘されている。

・補足や追加があればお願いしたい。

○学習院大学（下重准教授）

・案１の「准アーキビスト」は、認証アーキビストになるまでの橋渡しになるというイメージであるので大賛成。大学院の修士を出てから認証を受けるまでの仮免許のようなものだと思うが、更新は必要なのだろうか。仮免許であれば、そのあと数年で実務経験を積めば認証アーキビストになるわけであり、「准アーキビスト」に長期にとどまる人は少ないはずである。「准アーキビスト」の更新について、すでに国立公文書館では何か腹案があるか。

・修士課程をストレートで修了すると 25 歳の年に就職となるが、例えば、国立公文書館では 30 歳にならないと正規の常勤職員として任官できないことになっている。アーキビスト養成課程を修了した学生の就職先、いわば出口戦略について懸念があることをよく耳にするため、この辺りについてもよく検討していただきたい。

○国立公文書館（梅原統括）

・案１を実現した場合の仕組みについては、具体的に提案できる段階にない。今後検討予定である。

○島根大学（清原准教授）

・学習院大学の回答欄に「認証方法・時期については、（中略）修了認定時期との兼ね合い、アーカイブズ機関での求職活動との関係がある」とある。具体的に認証される時期はいつ頃になるのか。下重先生のお考えをご教示いただけるとありがたい。

○学習院大学（下重准教授）
・求職は、就職する前年度の冬頃に出ていることが多い。その時期は修士論文を書いている頃でもある。そのため、修了前でも採用に応募できるよう、「准アーキビスト」を見込みで取得できるという設計にしていただけるとありがたい。
○国立公文書館（梅原統括）
・今の点について、清原先生自身はどうお考えか。
○島根大学（清原准教授）
・下重先生がおっしゃったご意見と同様である。大学院修了前か、見込みで資格取得できるほうが学生にとっても良いと思う。
○国立公文書館（梅原統括）
・修了前の時期に資格取得、もしくは資格取得見込みができるようにしてほしい、というご要望があったということで承った。
・案１が実現した場合、各高等教育機関における概ねの想定養成者数をお聞かせいただきたい。

【各機関の回答】

| | |
|---|---|
| 学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻 | ６人/年 |
| 島根大学大学院人間科学研究科認証アーキビスト養成プログラム | ４人/年 |
| 大阪大学アーキビスト養成・アーカイブズ学研究コース | 10 数人/年 |
| 昭和女子大学大学院生活機構研究科アーキビスト養成プログラム | ６～10 人/年 |
| 東北大学大学院文学研究科認証アーキビスト養成コース | 10～12 人/年 |
| 国文学研究資料館アーカイブズ・カレッジ（長期コース） | 35 人/年 |
| 国立公文書館アーカイブズ研修Ⅰ・Ⅲ | 17 人/年 |

○国立公文書館（梅原統括）
・現在検討中の大学院もあることから、それらも含めて各機関の想定養成数を合計すると、あくまで目安であるが、約 100 名／年となろう。この数を想定養成者数として説明していきたい。
・まとめると、案１は、できる限り速やかに実現すべきという結論だと思う。また案１を実現した後に、先ほどお聞きした想定養成者数や就職先の調査などを行い、その成果を踏まえて、必要があれば見直しを行う。このような方向性で間違いないだろうか。

（特になし）

○国立公文書館（梅原統括）
・特に意見がないようなので、この方向で一旦とりまとめることとしたい。

## ２．案２について

○国立公文書館（梅原統括）
・続いて大学学部レベルを想定している案２の議論に移りたい。
・問２の回答は、様々な意見が出ている。まずは、大学学部における資格について、あってもよい、一定の意味がある、との回答をいただいた昭和女子大と別府大学から補足をお願いしたい。
○昭和女子大（野口准教授）
・学部レベルの教育と大学院レベルの教育は違うと認識している。では学部レベルでどのように進めていくべきか定まっていない。そのため、現時点では、学部ではＭＬＡと連携しながら基礎的な部分を学ぶことにしている。試験的に行っている状況であり、今後見直しも必要と考えている。

○別府大学（針谷教授）
・学部では裾野を広げることを意識している。アーキビストになる人だけでなく、公文書管理を支えるレコードマネージャーなども含めて考えている。
・参考で提出した「別府大学　学部アーカイブズ教育の人材育成モデル 2022」にあるとおり、学部の授業では外部が実施している資格につなげて、資格取得できるようにしている。アーキビストだけでなく、アーキビストを補佐する人たちも意識し、幅広く養成している。
・司書課程にもアーキビストの要素を入れ、郷土資料・地方行政資料を意識してＭＬＡ連携を意識して構成している。Ａを知っているＭとＬを養成する。博物館法が改正されて、デジタルアーカイブも含まれるようになったこともあり、デジタルアーカイブズ教育は不可欠となっている。
・アーキビストを１人育てるために９人の行き先が無いというわけにはいかない。
○国立公文書館（梅原統括）
・続いて、「アーキビストは修士レベルの研究能力を求められる専門職」と回答された国文学研究資料館、また学部におけるアーカイブズ教育は重要であるが、専門職養成とは切り離して議論すべきではないか、との回答をいただいた東北大学から補足があればお願いしたい。
○国文学研究資料館（渡辺教授）
・アーカイブズの業界では、しばしば指摘されてきた学芸員や司書の資格の問題点を考慮しなければならない。実態としてペーパー資格になってしまわないように注意しなければならない。
○東北大学（加藤准教授）
・広くＭＬＡ連携を含めて、アーカイブズの社会的意味や活用方法について学部レベルでも理解が深まることは、社会にとって非常に有益であろうと思う。しかし、それと資格の議論とは分けて考えるべきだ、という意見が学内では出た。アーキビストが活躍する土壌を拡げるということであれば、社会にとってアーカイブズの理解者を増やすということが重要であるが、必ずしもそれは資格者を増やすということではない。
・地方国立大学では、人文系の大学院への進学は減少傾向にある。大学院に進学するという意味と、学部で学ぶという意味があいまいになってしまうのもいかがかと思う。
○国立公文書館（梅原統括）
・続いて、大学学部での教育を進めることに問題はないが協力することは難しい、との回答であった大阪大学、また慎重に検討すべきとの回答であった学習院大学、島根大学はいかがか。
○大阪大学（菅教授）
・案２が実現したとしても、それに合わせるカリキュラムを編成できる大学は、かなり限定されるだろう。当大学においても、以前はアーカイブズに関する授業を学部でも行っていたが、アーカイブズの理解者を増やすという位置付けになるだろう。
○学習院大学（下重准教授）
・案１、案２は矛盾・対立するものではない。案２も見るところがある。先ほど案２に対する肯定的な意見が出たが、二者択一とせずに実現できるところがあってもよいと思う。学部からアーカイブズ学の基礎をきちんと積み上げていくことができる。ただし、もし職業に直結する資格を作るのであれば、かなり体系的に制度設計をしなければならない。図書館司書や学芸員も学部レベルで取得できる資格であるが、実習をしっかりと組み込んでいる。例えば、アーカイブズ機関で実習をやろうとした場合、地方の公文書館で実習受入れが可能な機関が十分にあるわけではない。もし学部で完結する資格を作るなら、しっかり制度を作りこまなければならない。一方で、認知度を高める、理解者を増やすということであれば他に手段もあろうし、資格は必須ではない。資格にするのであれば、職業に直結するようにするべきである。認証アーキビストを作ったときのように、時間をかけてしっかり議論すべきだろう。
・諸外国ではアーキビストの下位にアーカイブズ支援者、アーカイブズテクニシャンとして採用されて

いる人達もいる。そういう人達を養成するというのであれば、ニーズも含めて慎重に検討すべき。

○島根大学（清原准教授）

・学部において科目を設置しているが、現時点では、国文研や東北大と同様に、アーカイブズの理解者を増やすという意味合いで考えている。別府大学が言うような、学部レベルでアーキビストを補佐するような人を養成するということであれば、カリキュラムをしっかり作っていく必要があると思う。

○学習院大学（下重准教授）

・国立公文書館にお聞きしたい。公文書館法の解釈の要旨において、いわば法規範として修士レベルということが示されている。「准アーキビスト」とは、アーキビストであるのか。仮にアーキビストということであれば、法の解釈とは異なるが、このあたりについて国立公文書館ではどうお考えか。

○国立公文書館（伊藤上席）

・おっしゃるとおり、公文書館法の解釈の要旨において、「専門職員」とは「大学卒業程度の一般の職員との比較において、いわば専門的といいうる程度の知識と経験を有し…」とあり、ここを起点にして修士レベルとして検討されてきたと思う。案１は、まさしくこの流れにのった案である。案２は、委員会からの要請もあり、実現可能かどうかも含めて検討を進めているところである。

○学習院大学（下重准教授）

・地方自治体の公文書館では、公文書館法を重視してきた。「准アーキビスト」がアーキビストということであれば、地方自治体の方々の理解が得られるようにしながら前に進めるべきかと思う。

○別府大学（針谷教授）

・名称が話題になっていたが、「准アーキビスト」という名称である必要はないと思う。国立公文書館が認定するものであれば、別の名称「アーカイブズ○○」でも良いと思う。変更も視野に入れて検討して欲しい。

○学習院大学（下重准教授）

・ドイツでは、従前のアーキビストと比較して専門性などの要求水準が低い人たちを養成した結果、そちらのほうの採用が増え、専門性があるアーキビストの採用が減ったという。つまり、ランクは低いが賃金が安くて済む人々の採用に流れたということを聞いた。社会的な影響も考慮しながら慎重に検討してほしい。資格を作った場合のハレーションにも目配りが要る。

○昭和女子大学（湯上准教授）

・イタリアの例では、アーキビストは、学部卒と修士卒では就職する場所が分かれている。学部卒は地方や州立、修士卒では国などに就職している（双方とも卒業・修了後に専門教育を受け、国家試験等に合格する必要がある）。

○昭和女子大学（牧野准教授）

・本学では、先月加藤前館長に学部向けに講演いただいたが、それを聞いた学生の一人が、アーキビストのレベルは想像以上に高いので、アーキビストを目指すのは断念した、という感想があった。学部卒でアーカイブズ教育を受けた学生にも何らかの資格を付与してもらえるとモチベーションが高められる。公的資格について時間がかかってもいいのでご検討いただきたい。

○国立公文書館（伊藤上席）

・案２について、皆様からのご意見は概ね二つに整理できるように思う。一つは、学部レベルの資格を作るのであれば、就職と直結するようしっかりと作りこむべきであるとの意見。もう一つは、専門職養成はあくまで修士課程で行うべきであり、学部では資格化とは別に、理解者・利用者を増やすべきという意見。つまり、学部レベルで資格取得を可とするとすべきか否か、ということになるが、改めてご意見をいただきたい。

○大阪大学（菅教授）

・事務局がおっしゃられたとおり、二つの道があるかと思う。どちらがいいとは判断し難い。ただし、資格制度を作り込んでやろうとすると、参入できる大学はかなり限られてくると思う。

○島根大学（清原准教授）

・学部レベルでの資格付与を考える場合、ＭＬＡ連携やデジタル、レコマネなど、いろいろな可能性が出てくる。その場合、どういう形で資格を与えるべきか、共通のベースをまずはしっかりと議論したほうがよい。

・下重先生がおっしゃったとおり、学部レベルまで資格を広げた場合、給与の問題もある。育成した人材が、安い賃金で使われてしまうのは不本意である。現状、正規職員でアーキビストとして職につけている人はどれくらいいるのかなど、しっかりと調査した上で考えるべきと思う。

○国文学研究資料館（渡辺教授）

・下重先生の発言の中にあった、さまざまなところへの影響の問題は自分も危惧している。日本の実態としては、現場の人はがんばっているが、その組織の責任者がアーカイブズとしてきちんと機能させたくないと思っている、仕方なくアーカイブズを設置している、というところも現実としてはある。その際の言い訳として、学部レベルの公的な資格を持った方を置いていることをもって、専門職を置いている、という使い方をされてしまわないか、危惧する。

・形式的かもしれないが、学歴は重要である。急がなければならないのは、まずは認証アーキビストを定着させることである。それがきちんとできてから、学部レベルのことを議論すべきだと思う。

○昭和女子大学（野口准教授）

・学部教育を行っている中、学部生や保護者の方、高校生、高校の教員を含めて、アーキビストに対して高い注目があることを実感している。裾野を広げる、理解者を増やしていくために、時間はかかるかもしれないが、学部で取得できる制度を設計すべきと思う。

○東北大学（加藤准教授）

・東北大学では、学部生でも大学院の授業を履修可能としている（先行履修制度）。学部生がまったくアーキビスト養成にタッチできないということはなく、門戸を開いている。ただし、これは大学院進学を前提としている。やはり大学学部での教育と専門職養成は分けて考えるべきと考える。

・学部の学生に資格を付与した場合の出口戦略について、すでに大学院を修了した人が認証アーキビストや、それに近い資格を持っている場合、学部卒の人にはどういった就職口が想定できるのかという問題がある。いま、この議論の出口がわからないから逆に期待値が高いかもしれないが、期待値が高いからこそうまく出口戦略の設定ができていないと、世間の失望も大きくなる。学部で資格をとっても使えないではないかと言われかねない。マイナスの循環は避けたい。これは個人の意見ではなく、従来言われてきたことである。この問題はひとつの大学で考えるべきではなく、業界全体で考えるべき問題だと考える。

○昭和女子大学（牧野准教授）

・先生方の議論は王道であり、ご意見はごもっともだと考える。当大学の先生方の中には、学芸員は国家資格であるが、認証アーキビストという資格は何であるのかと、懸念を示される方もいる。学芸員と同様に学部でも取得できる資格を作って多数養成し、就職については自然淘汰され良い人が残ればいいのではないか。

○学習院大学（下重准教授）

・そもそも案２の目的に示されている、社会に対してアーカイブズへの理解や認知度を高める仕事は、国立公文書館や国が行うべきことであり、最終的には大学の仕事ではない。

・大学等の教育機関側の使命は人材育成にある。教育を通して副次的に認知度が高まることはあるかもしれないが、認知度・理解度を高めるために教育の場で新たに何かを行うことが、本当に期待するだけの効果があるかどうかについては、いったん立ち止まって考えるべきだと思う。

・資格を作っても出口戦略がなければ、結局は資格としての魅力がないと思われてしまう可能性もある。案２も良い方向に進む可能性もあるかもしれないが、それゆえに拙速な議論を避けるべき。まずは案１を進めていただき、案２も引き続き慎重に、自治体（公文書館）の意見を採り入れながら検討

すべきと思う。

○国立公文書館（伊藤上席）

・「社会に対してアーカイブズへの理解や認知度を高める仕事は、国立公文書館や国が行うべきことであり、大学の仕事ではない。」の発言趣旨をもう少し聞かせていただきたい。

○学習院大学（下重准教授）

・社会的理解・認知度を高めるために国立公文書館が取組を進めるのであれば、別のやり方もあると思う。大学にとって科目開講はかなりハイコストであり、それに見合う経営上のメリットや教育研究上の価値を説明できなければ学内でコンセンサスを得るのも難しい。館にとっては間接的アプローチであり確実な効果も期待できるとは言い難い。

・また、案１は先ほど毎年 100 名程度育成できる想定ということであったが、そもそも日本のアーカイブズ機関において毎年 100 名も就職先はない。専門職員としてはさしあたり案１だけでも充分すぎるということになる。したがって、案２の就職先はないということになる。

・資格にこだわるなら、案２は違う職種、アーキビストの支援者や技術者として考えることになるのではないか。もちろん現場のニーズについて見通しを立てることが必須であろう。

○別府大学（針谷教授）

・案２は焦って資格化する必要はなく、今後も議論を続けていけばよい。

・当大学でも、学部だけでなく大学院においても育成を図っているが、学部と大学院の両方の期間が必要と考えている。

・公認心理師は６年養成になった。公文書館の会計年度職員の採用でも、現場では近代の文書が読める人がほしいと言われる。そうすると技能の部分で大学院の２年のみでなく、学部の３年間も合わせた育成が必要との実感もある。

○国立公文書館（梅原統括）

・ここまでのご意見を踏まえて、以下のように、高等教育機関等のご意見としてまとめたい。

・案１は早く取り組めるように具体的に検討を進め、運用を開始すべき。

・案２の目的（アーカイブズ･アーキビストの社会的理解･認知度を高める）は資格付与に馴染むものではない。また、学部単独での養成を図るとした場合には、その職種、資格の意味づけや有効性など検討課題が多々ある。

・まずは案１を進め、認証アーキビストの定着を図った上で、その成果と課題を整理し、案２を検討すべき。

以上

（別添4）

# 「准アーキビスト」（仮称）骨子案作成のポイント

・目的

認証アーキビストの一要件である専門的知識・技能等を有した者を公的に認める仕組みを設け、専門人材育成の道筋を示し、その育成環境の充実及び専門人材の定着を図る。

・位置づけ

国立公文書館が実施する事業（内閣府が事業認可）

・名称

准アーキビスト、認証アーキビスト補、認証アーキビスト候補資格保有者

※認証アーキビストとの連続性を加味した名称を考案

・実施者

国立公文書館（内閣府による事業認可）

・認定者

国立公文書館長

・認定対象者

大学院における科目修得者又は関係機関における研修修了者、認証アーキビスト

・認定要件

認証アーキビストの要件の一つである「イ　知識･技能等」の習得

（審査細則第２条で定める科目修得又は研修修了）

・認定方法

個人届け出、機関ごと届け出等

・登録料

登録料の要否　※認証アーキビストの場合は認証状・認証カード・送料の実費を徴収

・名簿

名簿作成の要否

・認定証

認定証の要否、（認定証を要する場合）証書の形式

・更新

更新の要否、（更新を要する場合）更新年数･要件

・過去修得者の認定

過年度に「イ　知識･技能等」を習得した者の認定方法・手続き　※認証アーキビストの場合は平成 23 年度以降の高等教育機関の科目修得又は関係機関の研修修了を認めている

（当日追加資料）

令和４年７月２８日（木）
第 97 回公文書管理委員会

資料１－３

# 基幹統計調査の文書管理に関する点検結果を踏まえた公文書管理の適正確保のための取組の強化

令和４年７月２８日
内閣府大臣官房公文書管理課

今般の点検結果も踏まえ、政府全体の再発防止及び文書管理手続の一層の徹底を図るため、以下により取組を強化する。

## １．統計に係る行政文書の取扱いのマニュアル化

・公文書管理法のルールに沿った文書の扱いについて、各府省の統計マニュアル等に反映するよう要請

## ２．文書管理システムによる対応

・行政文書ファイル管理簿の作成支援機能※を有する情報システム(EASY)を、令和４年度中に各府省に順次導入
・電子的管理のためのシステム整備の推進

## ３．研修等の強化

・全職員が受講する e-ラーニング教材や、公文書管理研修の内容の見直し(実務的内容の強化)
・各府省ＣＲＯ室(公文書監理官室)職員に対する研修の必須化
・研修を受講しやすい環境の整備
・周知徹底資料の作成、配布

## ４．各府省ＣＲＯ室の強化

各府省ＣＲＯ室が制度運用の徹底・改善ができるよう、
・内閣府・国立公文書館・各府省ＣＲＯ室による実務者会合の開催
・各府省ＣＲＯ室との個別相談の充実

※行政文書ファイル管理簿の作成に当たり入力が必要な書誌情報項目(大・中・小分類や保存期間、保存期間満了時の措置等)について、各課室が作成している保存期間表をもとにした雛形により作成可能となる機能。手入力が必要な項目が減り、誤入力の防止や作業効率の向上が期待できる。

# スケジュール等

公文書管理課（主）　デジタル庁（主）　各府省（主）
公文書管理課 共同参加　各府省（共同参加）

| | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 期間末までに目指す状態 | 将来像策定期<br>各府省の業務・要望を踏まえた「デジタル時代の公文書管理」の将来像と各種要件の整理が完了している。 | | 実装準備期<br>「デジタル時代の公文書管理」としての制度・システムの準備が完了している。 | | 実装・移行期（公文書の電子的管理の実現）<br>各府省にてデジタル時代の公文書管理が実装され・定着している。公文書館新館も完成。 | | |
| 取組 A. 制度 | ガイドライン別表改正<br>（各省の保存期間表の雛形の見直し） | マニュアル、Q＆A<br>逐条解説など整備 | システムの設計からフィードバックを受けた政令・ガイドライン・通知の改正 | | 各府省の取組状況の持続的な点検・監査<br>法改正も選択肢の１つとした制度改正（P） | | |
| 取組 B. 業務プロセス | システムの利用を前提とした標準的な業務プロセスの要件定義 | | デジタル時代の公文書管理ルールの浸透（研修充実、人材育成、体制） | | 各省における標準的ルール及び新たなシステムの定着化 | | |
| | 各省ローカルルールの見直し、保存期間表見直し<br>紙文書の電子化、保存領域の体系的整理等 | | | | | | |
| 取組 C. システム | 「行政文書の電子的管理のためのシステム整備」に関する機能要件定義 | | 公文書管理に係る新たなシステムの設計・開発（ＧＳＳ／ＥＡＳＹとの関係整理） | | 公文書管理に係る新たなシステムの導入（順次） | | |
| | システム等整備の実現に向けた技術的検討 | 調査研究<br>要件定義 | | | | | |
| | 個別システムの対応（順次） | | | | | | |

令和４年７月２８日（木）
第97回公文書管理委員会

資 料 ３

# 地方公共団体における公文書管理の取組調査

## １．趣旨

地方公共団体については、**公文書等の管理に関する法律第３４条**において、同法の趣旨に則って、文書の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用に関して必要な施策を策定・実施するよう努めなければならないとされている。

また、**公文書館法**にも、地方公共団体が、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有すること等が規定されている。

こうした規定を踏まえ、**地方公共団体における公文書の適切な管理に関する一層の取組を促す**ため、**歴史公文書等の保存等に関する取組状況の「見える化」を図ることを目的として**、調査を行い、各団体の回答を**内閣府ホームページに掲載**。

## ２．調査の方法

①調査対象：全ての都道府県、市区町村（都道府県経由）
②調査時点：令和４年４月１日時点
③調査項目：１）公文書管理のための条例等
　　２）歴史公文書の保存に関する取扱い
　　３）歴史公文書を保管する施設

Business Archives Association
企業史料協議会 主催

# 第 27 回ビジネスアーキビスト研修講座
# 開講案内

**対面授業＆オンラインのハイブリッド開催！**

ビジネスアーカイブズ（企業アーカイブズ）に必須の知識を各分野の専門家が講義する、日本で唯一の歴史ある講座です。企業史料やビジネスアーカイブズの目的・意義、紙資料・物資料・デジタル資料の管理・活用・保存、企業・機関における優れた事例を実際の担当者が紹介する「事例研究」など、多彩な内容を揃えたカリキュラムが特徴。企業の幅広いアーカイブズ活動を担うアーキビストの知識と技術の向上に貢献します。

初心者向けの「基礎コース」ではビジネスアーカイブズの基本をしっかりと学びます。経験者向けの「応用コース」はテーマを絞って深く学び、講師との意見交換も行います。また、基礎・応用の全コースを受講された方には修了証を発行します。

今年は 3 年ぶりに東京大学本郷キャンパスの経済学研究科学術交流棟・小島ホールで対面の講義を再開し、同時にオンラインでも開講いたします。ご都合にあわせて参加方法をお選びください。カリキュラム詳細は次ページを、また裏面の開講要領もあわせてご覧ください。

## 2022 年開講日程

**基礎コース（4 日間受講）**

1　10 月 3 日（月）
2　10 月 11 日（火）
3　10 月 17 日（月）
4　10 月 28 日（金）
＊ 基礎コース 4 終了後に交流会あり

**応用コース（希望日を選択し受講）**

1　11 月 4 日（金）
2　11 月 18 日（金）
3　11 月 24 日（木）
4　12 月 1 日（木）
5　12 月 7 日（水）
6　12 月 15 日（木）

授業時間　各日とも 13：30〜16：45
会　　場　東京大学経済学研究科学術交流棟・小島ホール（文京区）

**企業史料協議会** 事務局
〒101-0061　東京都千代田区神田三崎町2－20－3 水道橋西口会館901　一般財団法人日本経営史研究所内
TEL 03-3234-6358　FAX 03-3239-5090　メール info@baa.gr.jp　ウェブサイト https://www.baa.gr.jp

## 研修講座カリキュラム　基礎コース

| | | |
|---|---|---|
| 基礎1 | 10月3日（月）　2F 第3セミナー室<br>13：30〜16：45（途中15分休憩）<br><br>講師 **保坂 裕興**<br>学習院大学文学部教授（大学院アーカイブズ学専攻） | **アーカイブズの意義とアーキビストの役割**<br>企業史料を保存管理するアーカイブズと、その担当者であるアーキビストの役割や業務内容を学ぶとともに、そのあり方を考える。ビジネスアーキビスト必聴の基礎講座。 |
| 基礎2 | 10月11日（火）　2F 第3セミナー室<br>13：30〜16：45（途中15分休憩）<br><br>講師 **佐々木 聡**<br>明治大学経営学部教授 | **経営史的視点と企業史料**<br>会社史編纂や経営史研究の経験から、経営史的研究の視座やフレームワークを示したうえで、企業史料の種別を考える。また、経営史的視座で取り組んだ会社史（資料編）や経営史的ケーススタディの事例を取り上げて、何を描くことができたかを紹介する。 |
| 基礎3 | 10月17日（月）　2F 第3セミナー室<br>13：30〜16：45（途中15分休憩）<br><br>講師 **橘川 武郎**<br>国際大学副学長 同大学院国際経営学研究科教授 | **社史とアーカイブズ概論**<br>会社史編纂の基礎を学ぶとともに、会社史編纂と史料の関わりを考え、デジタル時代の会社史編纂を自社のアーカイブズに結び付ける方法を学ぶ。 |
| 基礎4 | 10月28日（金）　1F 第2セミナー室<br>13：30〜16：45（途中15分休憩）<br><br>講師 **森本 祥子**<br>東京大学文書館准教授 | **アーカイブズの価値と実践：文書作成から保存活用へ**<br>アーカイブズが果たしている役割からその価値を考察する。<br>文書作成から活用に至る道筋とその構築について、アーカイブズが置かれた環境（制度・リソース）により　どう対応するか、ということを主眼に講師の実務経験を踏まえて講義する。 |
| | 16：45〜17：45　**交流会** | 講義終了後、講師も参加して、参加者同士の交流を図ります。 |

＊ 基礎コースは基礎1〜4セットでの受講となります。各日ごとの受講は承れませんのでご了承ください。

## 研修講座カリキュラム　応用コース

| | | |
|---|---|---|
| 応用1 | 11月4日（金）　1F 第2セミナー室<br>13：30〜16：45（途中15分休憩）<br><br>講師　**佐藤 政則**<br>麗澤大学大学院経済学研究科教授 | **デジタル文書と企業アーカイブズ**<br>会社資料が紙ものだけの時代には、地味で厄介な仕事だった企業資料管理。でもデジタル資料がすべての今はちがいます。社風にあったやり方で、会社資料を駆使して自社の魅力を社内外にアピールしていく、それが企業アーカイブズへの期待になりつつあります。それでもやはり基本は大事です。講師の豊富な経験に基づいて、能動的企業アーカイブズの基本をガイドします。 |
| 応用2 | 11月18日（金）　1F 第2セミナー室<br>13：30〜16：45（途中15分休憩）<br><br>講師　**伊藤　真**<br>ライツ法律特許事務所 弁護士・弁理士 | **ビジネスアーカイブズに関わる著作権等の法律について**<br>ビジネスアーカイブズ作成の際に必要となる著作権をはじめとする法律について、今まで法律を学ぶことのなかった方にもわかりやすいように説明する。20年前に話題となったポスターを社史に掲載する場合、誰の許諾が必要なのか、また法とは別に誰に連絡しておくべきなのか。デザイナー、カメラマン、女優、ヘアデザイナー、広告代理店 etc。連絡先が分からないときはどうするか。このような実際の事例を出来るだけ多く用いたいと考えている。 |

| | | |
|---|---|---|
| 応用3 | 11月24日（木） 2F 第3セミナー室<br>13：30〜16：45（途中15分休憩）<br><br>講師 **小島 浩之**<br>東京大学大学院経済学研究科講師・経済学部資料室室長代理 | **デジタル資料論：基礎と実践**<br>本講では、最初に所謂「資料論」の体系におけるデジタル資料の位置づけを概括した上で、アナログ資料とデジタル資料の類似点や相違点など、両者の基本特性を整理する。<br>次にこの議論を受けて、企業資料に含まれるデジタル資料の留意点について、作成・選別・保存・公開といったアーカイビングの諸段階ごとに考察する。 |
| 応用4 | 12月1日（木） 2F 第3セミナー室<br>13：30〜15：00<br><br>講師 **吉川 也志保**<br>二松學舎大学 非常勤講師 | ① **ビジネスアーキビストのための資料保存と管理**<br>資料には物質としての寿命があり、素材や利用法により、その寿命がとても長いこともあれば、そうでない場合もある。資料を末永く利用可能な状態に保つために、必要な日常管理方法や、災害対策、応急処置法、様々な修復方法についての基礎知識を学ぶ。 |
| | 12月1日（木） 2F 第3セミナー室<br>15：15〜16：45<br><br>講師 **矢野 正隆**<br>東京大学大学院経済学研究科 助教 | ② **資料保存マネジメント**<br>多様な媒体からなるビジネスアーカイブズをより長く保存し活用してゆくために、最低限しなければならないこととは何か？ 本講義では、「プリザベーション（＝資料保存マネジメント）」の基本的な考え方を、具体例とともに解説することにより、地に足をつけつつ現場の動き全体を俯瞰するための視点・方法を提案する。 |
| 応用5 | 12月7日（水） 2F 小島コンファレンスルーム<br>13：30〜15：00<br><br>講師 **石川 貴敏**<br>株式会社丹青研究所 文化空間情報部部長 | ① **企業ミュージアム概論**<br>企業ミュージアムのあり方はますます多様化している。目的や機能が多岐にわたるだけでなく、特徴的な空間や活動も数多く見られている。そして、コロナ禍を受け、ミュージアムのあり方はさらに大きく変わろうとしている。企業のミュージアムはこの変革をどのように受け止めていけばよいだろうか。利用者とどのように対していけばよいだろうか。現在の社会情勢を踏まえながら、「VUCA」の時代における企業ミュージアムについて、最近の傾向と将来像を報告する。 |
| | 12月7日（水）2F 小島コンファレンスルーム<br>15：15〜16：45<br><br>講師 **白鳥 美紀**<br>ヤマトグループホールディングス株式会社<br>ヤマトグループ歴史館館長 | ② **ヤマトグループの創業100周年記念事業**<br>クロネコヤマトの宅急便でお馴染みのヤマトホールディングス㈱は、2019年11月29日に創業100周年を迎えました。今回は、100周年記念事業として取り組んだ企業アーカイブ構築、歴史館設立、社史編纂の事例と3つの事業の連動性について、2012年から8年間100周年記念事業に携わった、ヤマトグループ歴史館の館長が紹介します。 |
| 応用6 | 12月15日（木） 2F 第3セミナー室<br>13：30〜15：00<br><br>講師 **馬見塚 陽子**<br>株式会社ファンケル 企業文化コミュニケーション室 室長 | ① **事例研究　株式会社ファンケルのアーカイブズ**<br>史料室を前身とした企業文化コミュニケーション室は、「アーカイブ機能の強化により、企業文化を推進し企業価値を高めること」を目的として2021年6月に新設されました。我々が目指す「経営に貢献するアーカイブス」像と、現在の活動内容や課題を共有いたします。また、今夏、自前で再構築した従業員の歴史研修の場「ファンケルヒストリーミュージアム」の取り組みもご紹介します。 |
| | 12月15日（木）2F 第3セミナー室<br>15：15〜16：45<br><br>講師 **田中 節子**<br>キヤノン株式会社 渉外本部 広報センター<br>広報部 企業コミュニケーション推進課 | ② **事例研究　キヤノン株式会社のアーカイブズ**<br>アーカイブ業務の基本である「保管・管理」「活用・発信」に関して弊社がどのように取り組んでいるか、ご紹介いたします。「保管・管理」については従来から活用しているDBシステムについて、「活用・発信」においては、本社内ショールーム「キヤノンギャラリー」での常設展示を基本に、定期的に開催している企画展示についてもご説明いたします。 |

＊ 応用コースは1〜6のなかからご希望の日を選択して受講いただけます。基礎コースを受講していない方も受講できます。

## ハイブリッド講座について

1) 希望の受講日をお選びください。基礎コースは 1～4 の 4 回セットのみ、応用コースは 1～6 の各回毎に選択いただけます。
2) 会場またはオンラインどちらかの受講方法をお選びください。基礎コースは 4 回とも同じ方法（会場またはオンライン）となります。応用コースは各日毎に異なる方法でも結構です。

★ 会場・オンライン受講のレジュメ・資料等

・前日までにメールでお送りします。会場参加の方は各自印刷してご持参ください。

★ オンライン講義の方法

・オンライン会議システム Zoom を使って行います。Zoom で質疑応答も行います。
・事務局からお送りする「オンライン受講について」（PDF）を事前にご一読ください。
・受講者には講義前日までに Zoom ミーティングの招待リンクをお送りします。
・オンライン講義の受講には、web カメラ・マイク付きのパソコンまたはタブレット端末をご用意ください。事前に Zoom のアプリ「ミーティング用 Zoom クライアント」（無料）をダウンロードしていただくとスムーズです（アプリのダウンロード　https://zoom.us/download）。なお、Zoom のアカウント作成は必須ではありません。

## 研修講座　開講要領

対　象　　文書管理、史資料管理、社史編纂、ミュージアム、図書管理等の担当者・アーキビスト

定　員　　会　　場：基礎コース 10 名、応用コース 1～6 各回 10 名　（いずれも先着順）
オンライン：基礎コース 30 名、応用コース 1～6 各回 30 名　（いずれも先着順）

会　場　　東京大学経済学研究科学術交流棟・小島ホール 第 2 セミナー室／第 3 セミナー室／コンファレンスルーム
東京都文京区本郷 7-3-1　最寄駅：地下鉄「本郷三丁目」駅　東京大学本郷キャンパス赤門からすぐ
キャンパスマップ　https://www.e.u-tokyo.ac.jp/fservice/address/akamon-j.html

受講料　　会 員：　基礎コース（4 日セット）20,000 円　　応用コース 1 日（1～6 の各回）6,000 円
一 般：　基礎コース（4 日セット）30,000 円　　応用コース 1 日（1～6 の各回）8,000 円

申　込　　下記の申込必要事項 1～8 をお書きのうえ事務局 info@baa.gr.jp までメールでお申込みください。
1 機関から複数名受講される場合、必ず人数分お申込みください。

申込締切　基礎コース締切 **9 月 22 日（木）**　応用コース締切　**各開講日 10 日前まで**

支払方法　受講申込受付後に請求書をお送りしますので、指定の銀行口座にお振込ください。

修了証について　基礎コース、応用コースの全講義を受講された方には修了証を発行いたします。

### 第 27 回ビジネスアーキビスト研修講座 受講申込必要事項

1. 申込区分：会員／一般
2. 受講者氏名、ふりがな
3. 所属機関名、部署名
4. 住所、電話番号
5. 連絡先メールアドレス（講義資料や、オンライン参加の方には Zoom の招待リンクをお送りします）
6. 希望受講日と受講方法：基礎コース（1～4 セット）・応用コース 1～6 のうち、受講を希望する回および受講方法（会場またはオンライン）をお書きください。基礎コース 4 回は同じ受講方法となります。
7. 担当業務内容・経験年数（講義の参考にいたします。差し支えのない範囲で簡単にお書きください）